

# 和歌山地方最低賃金審議会

( 第 1 回 )

令和 8 年 6 月 3 0 日 ( 火曜日 )

ホテルアバローム紀の国 羽衣の間

和歌山労働局

# 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 委員の出席状況と会議成立の報告

## 3 局長あいさつ

## 4 議 題

( 1 ) 令和 8 年度和歌山地方最低賃金審議会の運営について

( 2 ) 議事録確認者について

( 3 ) 和歌山県最低賃金の改正決定について ( 諮問 )

( 4 ) 和歌山県最低賃金専門部会の設置について

( 5 ) 審議会令第 6 条第 5 項の適用について

( 6 ) 審議日程などについて

( 7 ) 実地視察について

( 8 ) その他

## 5 閉 会

## 和歌山地方最低賃金審議会（第1回）資料目次

- 1 第57期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿
- 2 和歌山地方最低賃金審議会運営規程
- 3 和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領
- 4 「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」  
第73回中央最低賃金審議会資料）
- 5 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
- 6 最低賃金の改正決定状況（和歌山労働局）
- 7 和歌山県の最低賃金額の推移
- 8 和歌山県の経済動向について（和歌山県HPより）
- 9 和歌山県内経済情勢報告（近畿財務局和歌山財務事務所HPより）
- 10 一般職業紹介状況（令和8年4月分）（和歌山労働局報道発表資料）
- 11 令和8年 職業別求人賃金（常用的パート・ハローワーク和歌山管内）
- 12 「賃上げ」支援助成金パッケージ（厚生労働省）
- 13 令和8年度 業務改善助成金のご案内
- 14 最低賃金に関する要望について（紀州有田商工会議所）

別綴 諮問文

## 第57期和歌山地方最低賃金審議会委員名簿

令和8年6月5日現在

区分	氏 名	所属又は職業
公益 代表 表	石 川 栄 司	弁護士
	岡 田 真 理 子	和歌山大学経済学部
	廣 谷 行 敏	弁護士
	本 庄 麻 美 子	和歌山大学経済学部
	和 中 修 二	公認会計士
労 働 者 代 表	大 重 季 輝	三菱電機労働組合和歌山支部
	北 道 剛 士	JEC連合和歌山地方連絡会
	芝 池 雅 生	UAゼンセン和歌山県支部
	久 富 康 平	日本製鉄和歌山労働組合
	山 本 直 子	日本労働組合総連合会和歌山県連合会
使 用 者 代 表	大 川 伸 也	和歌山商工会議所
	河 野 眞 也	和歌山県中小企業団体中央会
	児 玉 征 也	和歌山県経営者協会
	畑 下 裕 子	コアラ保険パートナーズ株式会社
	船 富 由 紀	和歌山県商工会連合会

[50音順]

## 和歌山地方最低賃金審議会運営規程

制定	昭和34年	7月15日
改正	平成8年	3月29日
改正	平成9年	12月2日
改正	平成13年	5月10日
改正	平成20年	6月13日
改正	令和3年	6月24日

### (規程の目的)

第1条 この規程は、和歌山地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事に  
関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項につい  
て定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、和歌  
山労働局長(以下「局長」という。)又は5人以上の委員若しくは労働者代表委員、  
使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の  
請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付  
議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなけ  
ればならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少  
なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局  
長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目  
にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信  
により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをい  
う。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することがで  
きる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第  
5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会  
長に適当な方法で通知するものとする。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

#### (会議における発言)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときには、会長の許可を受けなければならない。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

#### (議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

#### (意見及び建議の提出)

第8条 会長は、審議会において最低賃金法、最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書又は議決書をその都度局長に送付するものとする。

#### (小委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

#### (規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

#### (附 則)

この規程は令和3年6月24日から適用する。

## 和歌山地方最低賃金審議会傍聴要領

和歌山地方最低賃金審議会運営規程第6条及び同審議会専門部会運営規程第5条に基づく審議会及び専門部会（以下「会議」という。）の公開についての具体的な取扱いは、下記のとおりとする。

なお、この傍聴要領は令和元年7月8日から実施する。

### 記

#### 1 公開する会議

公開する会議は、開催決定後、別紙1の様式により和歌山労働局掲示板に掲示する。

#### 2 傍聴の申込み及び可否

(1) 傍聴の申込みは、別紙1の様式に記載する募集要領により行い、定員を超えた場合は抽選とする。

(2) 傍聴の可否は、申込締切後、申込締切当日の午後5時までに、連絡先あてに電話連絡する。

連絡が取れない場合は、申込みがなかったものとみなす。

#### 3 傍聴人

(1) 傍聴人は、上記2において許可された者のうち、会議当日の会場で、会議の開始前に本人確認等受付を済ませた者とする。

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行う。

受付を済ませていない者の傍聴は認めない。

(2) 傍聴の遵守事項は、受付時に別紙2の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を手交し、これを説明する。

(3) 傍聴人が遵守事項に反している場合にあつては、遵守事項を再度説明のうえ、その行為をやめさせるか、局長又は審議会長若しくは専門部会長から別紙3及び4の退去要求を行う。

## (会議名) の開催について

標記の会議を下記のとおり開催します。

会議の傍聴を希望される方は、下記の募集要領によりお申込みください。

なお、(会長又は部会長) の判断 (例えば金額審議等) で会議の一部を非公開とする場合があります。その場合は会場から退出をお願いしますので、あらかじめ御了承ください。

(ほかに特記事項があれば記載)

### 記

- 1 日時 令和 年 月 日 ( ) 午前(後) 時 分から  
(ほかに特記事項があれば記載)
- 2 場所 会場名  
所在地
- 3 議題 (主な議題を記載) など
- 4 傍聴定員 名(定員を超えた場合は抽選となりますので、あらかじめ御了承ください。)
- 5 募集要領
  - (1) 傍聴希望者は、希望者ごとに傍聴を希望する会議開催日の前日(前日が閉庁日の場合は直前の開庁日)午後3時までに、以下のいずれかの申込方法により、①傍聴を希望する会議の開催日②住所、氏名③電話番号等(確実に連絡が取れる連絡先)を以下の申込先にお申込みください。  
なお、傍聴にあたり配慮が必要な場合は、その旨をお申出ください。  
また、介助者等を同伴される場合は併せてお申出ください。  
ア 電話でのお申込み  
イ はがき、封書、電子メールでのお申込み  
ウ 和歌山労働局労働基準部賃金室窓口でのお申込み

申込先 〒640-8581  
和歌山市黒田二丁目3番3号  
和歌山労働局労働基準部賃金室  
tel ; 073(488)1152 e-mail ; chinginshitsu-wakayamakyoku@mhlw.go.jp

- (2) 傍聴の可否については、申込締切当日の午後3時以降、午後5時までの間に当室から電話連絡しますので、この時間帯は必ず連絡が取れるよう御協力をお願いします。  
連絡が取れない場合には、申込みがなかったものとさせていただきますので、御留意ください。
- (3) 当日は、都合により会議開始時刻を早める場合がありますので、傍聴される方は以下の受付時間に本人確認等受付を済ませ、会場に入室してください。

受付開始 会議開始時刻の30分前から  
受付終了 会議開始時刻の15分前まで

本人確認は、健康保険証、運転免許証等により行いますので、忘れずにお持ちください。  
受付を済ませていない方の傍聴は認められませんので御注意ください。

- 6 その他
  - (1) 会場の駐車スペースが限られますので、お越しの際はできるだけ公共交通機関等を御利用いただくよう御協力をお願いします。
  - (2) 傍聴される際には、受付で当日配付する「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守し、係員の指示に従ってください。

## 傍聴に当たっての遵守事項

- 1 指示された座席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話等は必ず電源を切るかマナーモードに設定し傍聴してください。
- 4 各種カメラ、ICレコーダー等による写真・動画撮影、録音等をすることはできません。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対し賛否を表明したり拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げる恐れのあるものは会場内には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場内で着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 10 その他、局長、会長、部会長及び係員の指示に従うようお願いいたします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う方については、主催者はその方を退場させる場合があります。

和歌山地方最低賃金審議会

## 退 去 要 求

(審議会又は専門部会)の妨げとなる行為をしておられる方に要求します。

あなたの行為は、(審議会又は専門部会)の秩序を乱し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

(審議会又は専門部会)

(局長又は会長若しくは部会長)

## 退 去 要 求

(審議会又は専門部会)の傍聴の申出がなく入場を希望  
しておられる方に要求します。

あなたの行為は、(審議会又は専門部会)の秩序と静穏  
を害し、議事の進行を妨げるものです。

速やかに会場外に退去してください。

令和 年 月 日 時 分

主催者

(審議会又は専門部会)

(局長又は会長若しくは部会長)

## 令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理

令和8年6月23日

### 1 令和7年度の地域別最低賃金の審議結果と課題

令和7年度の地域別最低賃金については、令和7年9月5日までに全ての地方最低賃金審議会で答申が出され、全国加重平均で1,121円、過去最大66円の引上げとなった。

令和7年度は、中央最低賃金審議会において、A・Bランク63円、Cランク64円と、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最も高い引上げ額の目安（以下「目安額」という。）が提示された。また、この目安額を踏まえ、地域ごとに異なる経済状況等も考慮の上、各地方最低賃金審議会における審議の結果、39道府県で目安額を上回る答申が出され、うち11県では、目安額を10円以上上回る高い引上げ額となった。

また、発効日についても、11月以降を発効日とする地域が27府県に達し、令和8年1月1日以降を発効日とする地域も6県あった。

これら令和7年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえると、

- ・ 目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかといった、審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと
- ・ 地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること

等の課題があったと考えられる。

そこで、今般、中央最低賃金審議会「目安制度の在り方に関する全員協議会（以下「全員協議会」という。）」において、令和8年度以降の審議に向けて、主にこれら2つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととした。

### 2 近隣県等との過度な競争意識や最下位回避の意識による地域の実態と乖離した引上げについての考え方

#### (1) 課題

- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第2項において、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」と規定されており、法定3要素のデータに基づく審議が原則である。また、「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（令和5年4月6日）においても、「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導

くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであることについて合意が得られた」とされたところ。

- 一方で、令和7年度の地方最低賃金審議会では、近隣県等の答申が出た後で審議を行うために、審議会日程を後ろ倒しにする動きも一部に見られ、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や最下位回避の意識の中で、高い引上げ額となったのではないかと指摘がある。
- また、全員協議会の議論の中では、目安額に大幅な上乘せをする地域が多数生じる状況が今後も続くのであれば、目安制度の在り方自体を議論する必要があるのではないかと、この意見もあった一方、これらの審議結果の背景には、目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の特別な対応として、補助金等による政府の支援が示されたことなど、令和7年度の特事情があったのではないかと、この意見も出された。

## (2) 対応方針

- 令和5年に開催された全員協議会では、「最低賃金法第9条第2項<sup>1</sup>の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきであること」を確認し、合意が得られたところであり、今後も、この基本的な考え方に基づいて、中央及び地方最低賃金審議会での審議を行うべきである。
- とりわけ、近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定3要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべきである。
- 審議の結果、示された最低賃金額だけを捉えて「高すぎる」「低すぎる」との批判が生じることは適当でなく、目安額に大幅な上乘せをするのであれば、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で明らかにすべきである。
- なお、令和7年度の審議では、一部で、地方最低賃金審議会の開催を予定していたものの、審議せずに審議日程を延期する動きも見られたが、これが仮に他地域の審議結果のみをもって当該地域の最低賃金額を決めたいとの意向によるものだとすれば、法定3要素のデータに基づく審議という最低賃金額の決め方そのものへの疑義を生じかねないことに留意が必要である。
- また、特に前年度、例年以上に高い引上げを行った場合、翌年度の審議では、その影響等を公労使委員間で確認した上で、当該年度の審議を行うべき

<sup>1</sup> 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。(最低賃金法第9条第2項)

である。

- 地方最低賃金審議会において、総合指数など様々な指標を活用し、全国における当該地域の位置づけを踏まえて地域別最低賃金額を決める事例も見られる。総合指数などの様々な指標を活用することは、地域の法定3要素の状況を勘案する際の一つの方法だと考えられるが、可能な限り最新のデータを用いて、法定3要素それぞれのデータを確認すべきである。その上で、他地域との比較を行う上では、当該地域の日本全体での位置づけを総合的に考慮すべきである。
- また、中央最低賃金審議会で用いられた指標のうち、一部について都道府県別データがなく、地方最低賃金審議会委員が対応に苦慮しているという意見があった。厚生労働省は、当該年度の中央最低賃金審議会の審議で用いたデータのうち、都道府県別データがないものについて、利用可能な資料やデータの参考事例等の丁寧な情報提供に努めることとする。

### 3 発効日についての考え方

#### (1) 課題

- 金額改正の発効日について、最低賃金法第14条第2項では、「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から」とされている。従前は、多くが「公示日から起算して30日を経過した日」から発効する法定発効であり、指定日発効について議論するケースは少なかった。
- 令和7年度は、中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）に「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」との記載が盛り込まれた。これを踏まえ、地方最低賃金審議会でも、引上げ額だけでなく発効日についても議論が行われた結果、特に、中央最低賃金審議会が示した目安額に10円以上の上乗せをするなど、地域別最低賃金額の大幅な引上げがあった11県において、指定日発効とした結果、発効日が例年に比べ大幅に後ろ倒しされる傾向が見られた。
- 令和7年度は指定日発効が急増し、過半数の27府県で11月以降の発効となったほか、10月1日発効の栃木県から令和8年3月31日発効の秋田県まで発効日に大きなばらつきが生じた。
- さらに、6県において発効日が令和8年1月以降となったが、これらの県では、地方最低賃金審議会において、
  - ・ 地域別最低賃金引上げに伴う影響率が他地域と比べて高いこと
  - ・ これまで目安額どおりの引上げが続いてきたことから、令和7年度の大幅引上げは県内企業にとってインパクトが大きいことなどの点について公労使委員間で議論が行われた結果、発効日が例年と比べて

大幅に後ろ倒しされることとなったものである。

- 一方で、地域間の発効日の極端なばらつきは、最低賃金制度の全国的な整合性の観点のほか、一時的に地域間格差が拡大することや、仮に年度ごとに発効時期が大幅に変わるのであれば、労使双方の予見可能性を損なうおそれがあることなどの課題があるものと考えられる。
- 発効日の在り方については、一部の地方最低賃金審議会から、
  - ・ 地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において責任をもって結論を導き出すよう要望する
  - ・ 中央最低賃金審議会において、発効日の在り方や留意すべき点などについて考え方を示した上で、地方最低賃金審議会において議論を深めることが適当である
  - ・ 発効日の後ろ倒しを当該地域のみで実施した場合、他地域とのバランスの問題が生じるため、制度改正を含め、中央最低賃金審議会で議論すべき等の意見や要望が出されている。
- 全員協議会の議論において、次のような課題意識が示された。
  - ・ 地方から、発効日をどのように決めれば良いのか分からないという声が多く上がっており、一定の目安を示してほしいという意見も聞かれる。地方最低賃金審議会の委員が考えるべき方向性や考慮要素をある程度明確に示す必要があるのではないかと。
  - ・ 発効日の決め方について、地方最低賃金審議会の委員の中に迷いや混乱が生じているように思う。中央最低賃金審議会として地方最低賃金審議会に対し、期待していることをメッセージとして改めて示すべきではないかと。
  - ・ 「支払い準備」の解釈が過度に柔軟に広がると発効日の後ろ倒しの歯止めがきかなくなるため、一定程度定義し、メッセージとして発出する必要があるのではないかと。

## (2) 発効日の後ろ倒しの背景と影響の確認

- 地域の実情を把握するため、まずは令和7年度の審議において、越年発効となった6県を含め発効日が後ろ倒しとなった府県の背景と賃上げへの影響を確認した。  
(越年発効となった背景)
- 越年発効となった背景については、参考資料1のとおり、県により様々ではあるものの、熊本県を除く5県が、高い引上げ額に言及していた。  
(発効日の後ろ倒しや越年発効の影響(企業や事業所への調査))
- 発効日が越年した県における求人賃金の状況について、ハローワークで受理したパートタイムの新規求人賃金を用いて確認したところ、3月発効の群

馬県・秋田県の両県において、令和7年度改定後の地域別最低賃金額を下回る求人の割合（未達求人割合）は、令和7年7月時点では約6割（群馬県：54.0%、秋田県：66.0%）であったところ、同年12月時点で約4割に減少し、令和8年1月時点で3割弱、2月時点で約1割となった（参考資料2）。

同じ企業を対象に継続して調査したものではないことに留意が必要であるが、本データを令和7年7月の未達求人割合に対する各月の未達求人割合の比率で見ると、群馬県（令和8年3月1日発効）の場合、令和7年12月で約7割（70.7%）、令和8年1月で5割、令和8年2月で1割弱（8.3%）に、秋田県（令和8年3月31日発効）の場合、令和7年12月で6割強（62.6%）、令和8年1月で約4割（40.6%）、令和8年2月で3割弱（28.9%）、令和8年3月に5%台（5.6%）となった。なお、本データはハローワークで受理した新規求人賃金に関するものであり、求人を出した企業が自社従業員の最低賃金近傍労働者の賃上げを行った時期を表したものではないことに留意する必要がある。

- 発効日が例年より後ろ倒しされたことの中小企業への影響に関して、独立行政法人労働政策研究・研修機構の調査を用いた厚生労働省の集計によると、必ずしも地域別最低賃金額の改定による賃上げではない点に留意が必要<sup>2</sup>だが、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が例年より後ろ倒しされ令和7年11月から令和8年3月までの間であった27府県に本社のある中小企業のうち、約8割の企業が「賃金の引上げ時期に影響はない」と回答した一方、約2割の企業は「引上げ時期を遅らせた（遅らせる予定である）」と回答し、その割合は発効日が遅いほど高くなった。また、発効日が後ろ倒しされたことによる企業経営等への様々な影響について、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した一方、約1割の企業は「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答し、同じくその割合は発効日が遅いほど高くなった。（参考資料3）
- さらに、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県の労働局において、地域別最低賃金の引上げの影響率が高い6業種<sup>3</sup>の中小企業・小規模事業者に対し、発効日が後ろ倒しになったことによる賃上げ時期への影響や、その受止め等についてヒアリングを行った。発効日の後ろ倒しを踏まえて賃上げ時期を遅らせたか否かについては、いずれの県でも、「例年より遅らせた」とする事業者もいれば「例年どおり」とする事業者もいた。「遅らせた」事業者の理由として、「賃上げ原資の確保」等

<sup>2</sup> 発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関する厚生労働省の委託調査についても同様の点に留意が必要

<sup>3</sup> ①製造業②運輸業・郵便業③卸売業・小売業④宿泊業・飲食サービス業⑤生活関連サービス業・娯楽業⑥サービス業（他に分類されないもの）

の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も多くあった。一方、「例年どおり」とする事業者の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」との回答が多く、他に、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（福島県、飲食業等）」、「四国4県に支社があるので、一番早いところに合わせて賃上げしている（徳島県、運輸業）」、「（賃上げ時期に期限のある）県の補助金を利用するため（群馬県、製造業）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（福島県、運輸業）」などの回答があった。また、発効時期が例年より後ろ倒しされたことの受止めとして、「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（熊本、生活関連サービス業）」、「人件費を削減できてありがたい（群馬、小売業等）」などの意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（秋田、飲食業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（徳島県、サービス業）」などの意見があった。（参考資料4）

（発効日の後ろ倒しや越年発効の影響（労働者への調査））

- 他方、発効日が例年より後ろ倒しされたことの労働者への影響に関して、厚生労働省の委託調査によれば、令和7年度の地域別最低賃金の発効日が令和8年1月から3月までの間であった6県に主な仕事の勤務先がある最賃近傍雇用者（ここでは、時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者を指す。）のうち、約4割の労働者が「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」と回答した一方、3割台半ばの労働者が「遅れた」と回答した。また、地域別最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響について、6割台半ばの労働者が「特に影響はなかった」と回答した一方、約2割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」、約1割の労働者が「時間あたり賃金が増える時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」と回答した。（参考資料5）
- また、同調査において、過去1年間で時間あたり賃金が増えた最賃近傍雇用者について、賃金が増えた時期を確認したところ、「わからない」を除いて、「2025年10月」が3割台半ばと最も多く、「2026年4月」が1割台半ばと次いで多かった。これを令和7（2025）年度の地域別最低賃金の発効日別にみると、令和8（2026）年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」が4割弱と最も多く、令和8年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」が約3割と最も多く、「2026年3月」が3割弱と次いで多くなった。（参考資料6）

### (3) 全員協議会における議論

- 発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされている。
- こうした中で、望ましい発効日の時期や地方最低賃金審議会での審議における考慮要素等に関しては、未組織労働者にも春闘における賃上げ結果を速やかに波及させるという地域別最低賃金の改定の趣旨を踏まえると、引上げ額と引き換えに発効日が後ろ倒しされるのは本末転倒であり、早期発効が重要であるという意見があった。また、法定発効が基本であり、指定日発効は特別な理由がある場合に限り公労使で十分に議論した上で決定することを明確にすべきという意見があった。さらに、就業調整の問題など他制度の課題を最低賃金法の枠組みの中に持ち込むことは、最低賃金法の本来の趣旨を歪めるおそれもあるため、できる限り最低賃金法の目的に即して運用することが望ましいとの意見があった。
- 他方で、特に令和7年度においては、事業者の予想を大きく上回る高い引上げ幅となった地域もある中で、発効日が後ろ倒しされたことは、企業にとって、賃金原資の確保、給与規程の見直し、就業調整の抑制等の観点から一定の意義があったと考えられるという意見があった。また、発効日のばらつき自体が直ちに問題なのではなく、決定理由についての議論と説明が不十分だった点に課題があり、引上げ額と同程度の重みをもって発効日についても議論を尽くし、その理由を対外的に丁寧に説明することで納得性を高めることが重要であるという意見があった。さらに、地方最低賃金審議会が発効日について議論されたことは大きな進展だが、年度ごとに発効日が大幅に変動すると、労使ともに予見可能性を欠くとともに、年度によっては次の発効日までの期間が短くなることによるデメリットについても踏まえるべきであるという意見もあった。
- さらに、引上げ額と発効日の関係について、次の意見があった。
  - ・ 地方最低賃金審議会の審議では、金額と発効日を分けて議論するプロセスを踏むべきである。最低賃金法上も、地域別最低賃金額の決定原則（第9条第2項）と発効時期の規定（第14条第2項）が明確に分けられている。
  - ・ 中央最低賃金審議会の「令和7年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」（令和7年8月4日）で「引上げ額とともに発効日についても十分に議論を行う」と示した趣旨は、発効日を交渉材料にして良いということではなく、引上げ額についてしっかり議論し、引上げを着実に実行できる発効日を地方最低賃金審議会の公労使委員間であわせて議論して決めてほしいという趣旨である。

- ・発効日の設定次第で、額では最下位を回避しつつ、企業側の準備期間を確保するなど、発効日がいわば「交渉材料」として扱われている。発効日が後ろ倒しされることで、名目の引上げ額と実際の引上げ効果との乖離が生じる状況となることは共通の認識とすべきである。物価上昇局面で発効日が遅れると、実質的な引上げ効果は更に低くなる。

#### (4) 対応方針

- 公労使委員それぞれが、発効日が引上げ額との間で「交渉材料」となっていることへの課題意識や、地方最低賃金審議会における公労使委員間の建設的な議論につながる基盤や指針を示すべきではないかとの認識を示した。そこで、議論を踏まえて、発効日の在り方について、次の基本的考えを確認した。
  - ・発効日は、法的強制力を伴う地域別最低賃金の実効性を確実に担保する観点から、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項に「公示の日から起算して30日を経過した日（公示の日から起算して30日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）」とされており、指定日発効<sup>4</sup>とする場合は、その必要性について広く理解を得られるかなどの観点から、各地方最低賃金審議会の公労使委員間で、十分に議論して決定すること。
  - ・発効日について、大幅な引上げ額を確保するための過度な交渉材料とするべきではない。発効日に関する主な考慮要素として、全員協議会で示された課題、労働者の生活や企業経営に与える影響、例えば災害など様々な地域の事情について、公労使委員間で十分に議論した上で、発効日について判断すること。特に企業の支払いのための準備期間を主な理由として指定日発効とする場合、企業が賃金原資の確保や給与規程の見直し等に要する具体的な期間について、公労使委員間で十分に議論を行うこと。また、指定日発効とする場合には、その判断理由を地方最低賃金審議会の公益委員見解等で、できる限り明らかに示した上で決定すべきこと。
  - ・指定日発効とした地方最低賃金審議会においては、その影響等を把握した上で、翌年度の審議を行うべきであること。

#### 4 その他

その他、ランク区分の見直しや、EU指令についての考え方に関して、委員から以下のような意見が出された。

---

<sup>4</sup> 曜日の都合等により1日～数日程度ずらすようなケースは除く。

## (1) ランク区分の見直し

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
  - ・現在のランク区分は、額差の幅が大きいBランクと、ほとんど幅のないCランクという構造になっており、目安の示し方として、現在のABC区分が妥当なのか改めて検討の余地がある。次の見直しでは、現在のABC区分を前提とした入替えにとどまらず、ランク制度のフレームそのものの在り方について幅広く検討する必要がある。
  - ・ランク区分そのものが、地域間格差を生む一つの要因になっている側面がある。次の見直しでは、どのような指標や考え方に基づいてランクを区分するか、その手法自体についても検証する必要がある。

## (2) EU指令についての考え方

- 今後の議論に向けて次のような意見が出されたが、一定の時間をかけて議論を尽くす必要があるとされた。
  - ・EU指令で示された賃金の中央値の60%や平均値の50%等の水準について議論する際は、均等待遇の見地から、所定内給与だけでなく特別給与も加味して見る必要がある。
  - ・物価や賃金が大きく変動する時代における合理性のある最低賃金の水準について、労働者の生計費や通常の事業の賃金支払能力の観点から、名目上の水準値がどれほど実質的な意味を持つのかについて、今後の議論の中で意識する必要がある。
  - ・日本と諸外国の賃金制度の違いや、OECDによる国際比較において各国のデータに含まれる賃金の範囲等を精査した上で議論を尽くす必要がある。

## 5 今後の取組について

- 中央最低賃金審議会は地方最低賃金審議会に対し、令和8年度以降、2及び3の考え方を踏まえた審議を行うことを要望する。
- 4(1)及び(2)について、全員協議会で引き続き議論を行うことで合意した。

# 発効日を令和8年1月1日以降に指定した県の根拠

## 都道府県名

## 発効日指定の根拠

<p><b>秋田県</b> (令和8年3月31日) 【1,031円、 +16円 (+8.4%)】 (参考) 影響率：29.3%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであることや、最賃引上げの影響率は全国でも高い水準にあり(令和6年度全国3位)、令和7年度の引上げで更に影響率が高まることが想定。</li> <li>・このような状況から、企業の準備期間を十分に確保する必要性が他県と比較しても高く、制度上可能な最大限の準備期間を確保。</li> </ul>
<p><b>群馬県</b> (令和8年3月1日) 【1,063円、 +15円 (+7.9%)】 (参考) 影響率：18.5%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで目安を大幅に超える改定を行っていなかったことを受け、企業の準備期間を十分確保する必要性がある一方、企業における給料の締め日の状況や「1日」という県民への分かりやすさの観点を踏まえ、最大限の準備期間を確保。</li> </ul>
<p><b>福島県</b> (令和8年1月1日) 【1,033円 +15円 (+8.2%)】 (参考) 影響率：21.9%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に例を見ない大幅な引上げであること、官公需を含めた価格転嫁などの見直しが必要になること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</li> </ul>
<p><b>徳島県</b> (令和8年1月1日) 【1,046円 +3円 (+6.7%)】 (参考) 影響率：27.4%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間で150円という全国でも例のない大幅引上げとなるため、十分な準備期間を確保する必要があること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</li> </ul>
<p><b>熊本県</b> (令和8年1月1日) 【1,034円、 +18円 (+8.6%)】 (参考) 影響率：21.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月10日からの大雨で県内に大きな被害が生じたため、使側は復旧に時間を要するとして令和7年度は例年よりも指定日発効を強く要望した。労側は当初、最賃と今回の大雨被害は別の問題として早期発効を求めたものの、被害状況を踏まえて令和7年度に限った特殊事情として最終的に同意し、答申時期も考慮して発効日を1月1日とすることで労使が合意。</li> </ul>
<p><b>大分県</b> (令和8年1月1日) 【1,035円、 +17円 (+8.5%)】 (参考) 影響率：27.6%</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度の引上げ額は県内企業にとって予想を大きく上回るものであること、最賃引上げの影響も令和6年度時点で27.6%と高い水準であったが、令和7年度の引上げで更に高まること、年内発効とした場合、11～12月に「年収の壁」を超えないための働き控えが生じかねないことから、1月1日発効としたもの。</li> </ul>

(注) 影響率は、「令和6年最低賃金に関する基礎調査」によるもので、令和6年度の各地方最低賃金審議会で使用された調査結果から算出した数値(全国平均23.2%)。事業所規模30人未満(製造業等は100人未満)が調査対象。

## 2 発効日について

### 引上げ後の最低賃金を下回ることとなるパートタイム求人者の割合 (2025年7月～26年3月、新規求人、一般パートタイム、全国平均)

### 参考資料2

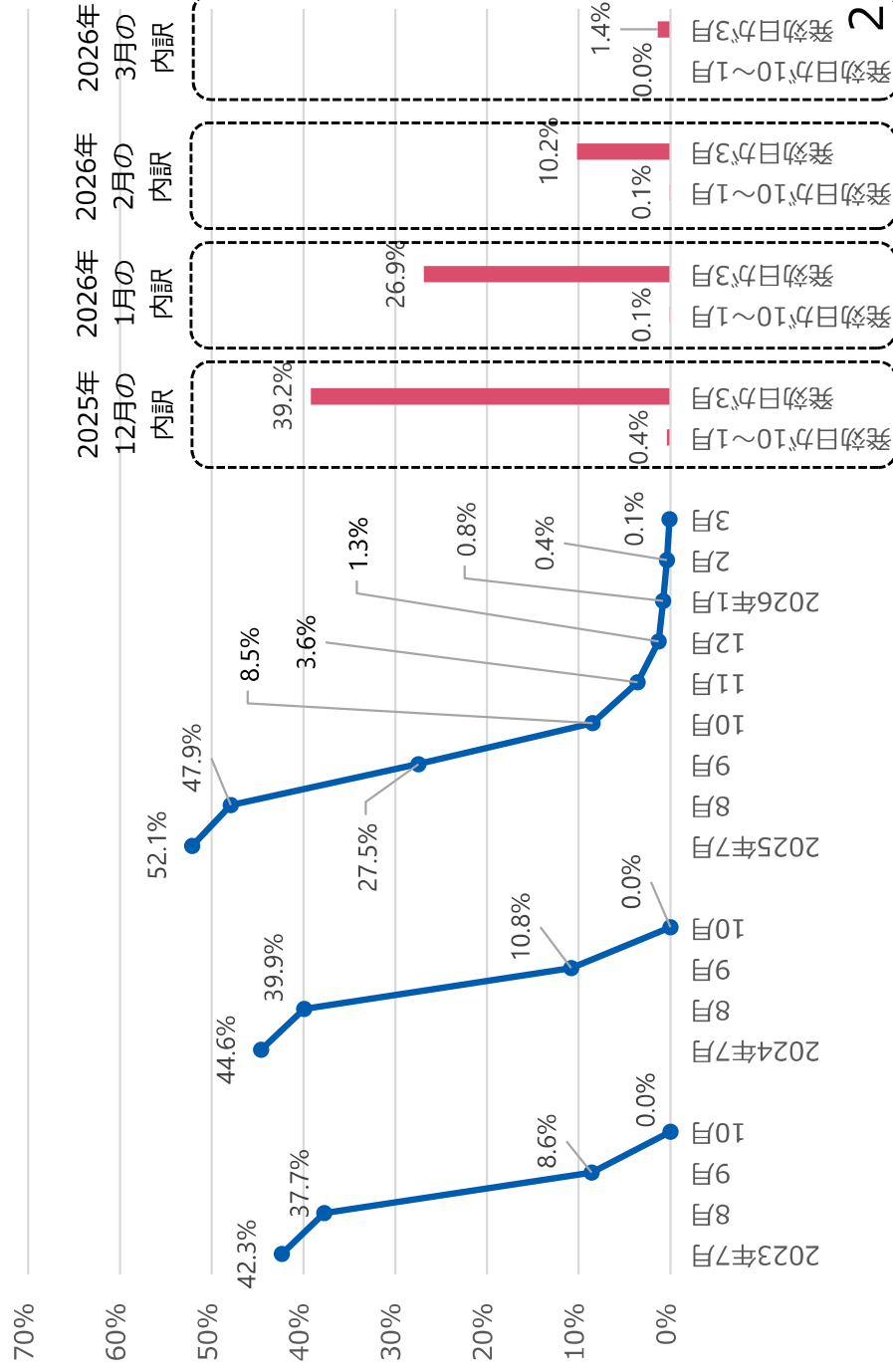
○ ハローワークで受理したパートタイムの求人賃金を下回ることとなる求人者の割合（以下、「未達求人割合」という。）を特別集計した。最低賃金との比較に用いる求人賃金は、各求人に記載された「支給額（基本給＋定額給に支払われる手当）」における「下限額」を用いた。

○ 令和7年度の全国平均の未達求人割合は、2025年7月は52.1%、8月は47.9%、9月は27.5%、10月は8.5%、11月は3.6%、12月は1.3%、2026年1月は0.8%、2月は0.4%、3月は0.1%となっている。発効日が3月の2県の未達求人割合についてみると、2025年12月は39.2%（発効日が10～1月の45都道府県では0.4%）、2026年1月は26.9%（同0.1%）、2月は10.2%（同0.1%）、3月は1.4%（同0.0%）となっている。

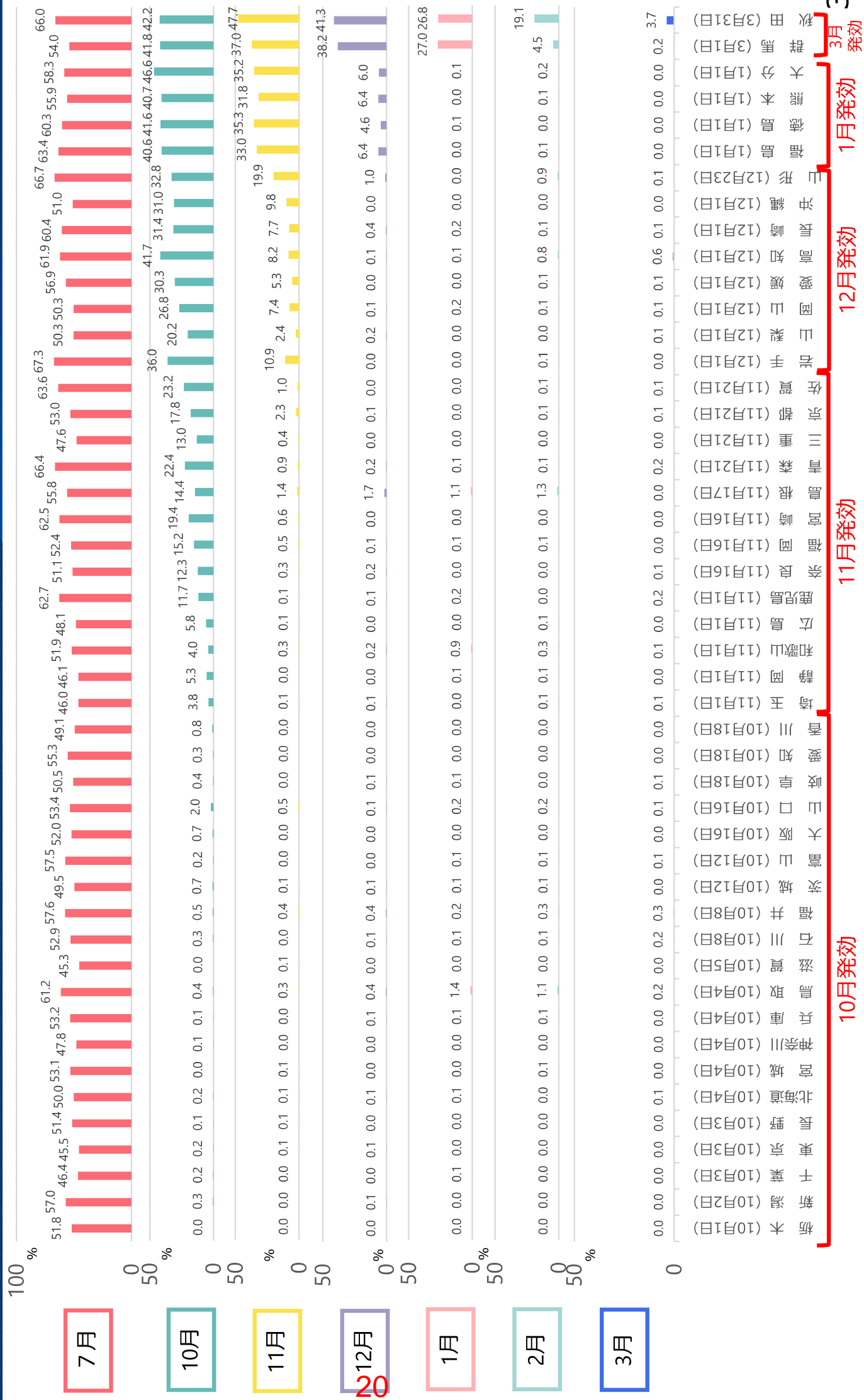
※ 既に引上げ後の最低賃金が発効している都道府県であっても、月の後半に発効する場合や夜間の守衛など断続的労働に関する減額特例のケースも含まれることから、割合が0%になっていない場合もあることに留意。

	新規パート 求人数 (全体)	支給額（下限額） が引上げ後の最低 賃金を下回ること となる求人数
2023年7月	320,100	135,536
8月	332,922	125,572
9月	326,980	28,052
10月	361,178	351
2024年7月	322,866	144,038
8月	296,312	118,324
9月	311,026	33,628
10月	362,915	600
2025年7月	315,590	164,322
8月	277,463	132,797
9月	297,333	81,833
10月	333,179	28,240
11月	273,522	9,807
12月	295,966	3,842
うち発効日10～1月	288,901	1,069
うち発効日3月	7,065	2,773
2026年1月	347,209	2,667
うち発効日10～1月	338,240	253
うち発効日3月	8,969	2,414
2026年2月	308,324	1,084
うち発効日10～1月	300,350	272
うち発効日3月	7,974	812
2026年3月	306,624	263
うち発効日10～1月	298,527	146
うち発効日3月	8,097	117

### 未達求人割合（全国）の推移



## 2 発効日について 各都道府県の未達求人割合（%）の動向 （発効日順、求人就業地別、2025年7月、10月～26年3月）



10月発効

11月発効

12月発効

1月発効

3月3日発効

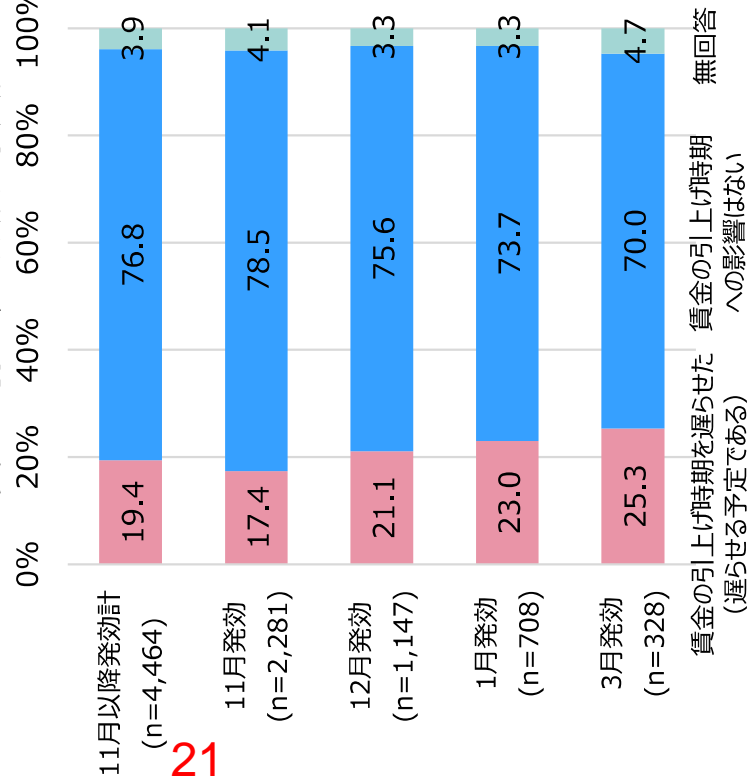
## 2 発効日について

### 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの中小企業への影響

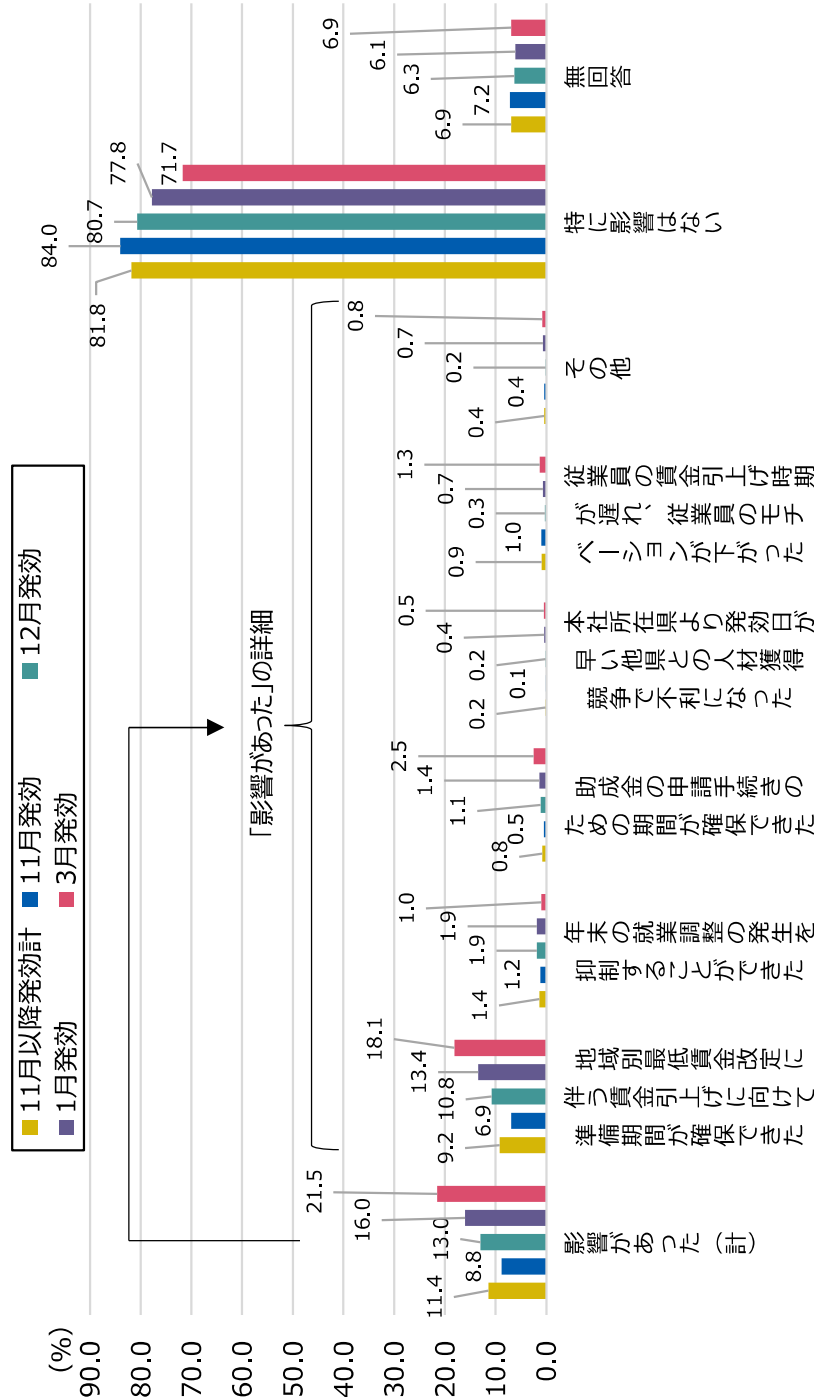
- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く11月から翌3月までの間であった27府県に本社のある企業のうち、「発効日の遅れに伴い賃金の引上げ時期を遅らせた（または遅らせる予定である）」と回答した企業の割合は約2割であり、その割合は、発効日が遅いほど高い。
- 発効日が遅くなったことによる影響については、約8割の企業が「特に影響はない」と回答した。「影響があった」と回答した企業は約1割であり、発効日が遅いほどその割合は高い。何らかの影響があったと回答した企業の中では、「賃金引上げに向けて準備期間が確保できた」と回答した企業が全体の約1割と最も多く、さらに、発効日が遅いほどその割合は高い。

#### 発効日が遅くなったことに伴い

#### 賃金の引上げ時期が遅れたか



#### 発効日が遅くなったことによる影響 (複数回答)



(資料出所) JLLPT「最低賃金の引上げと企業行動に関する調査」(2025年)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。  
調査対象は従業員規模1人以上300人未満の企業。調査期間は2026年1月23日～2月20日(3月末までに到着した調査票を集計)。

(注) 集計対象企業(8,754社)のうち、本社所在地が、2025年度の地域別最低賃金の発効日が2025年11月1日以降であった、青森、埼玉、静岡、三重、京都、奈良、和歌山、島根、広島、福岡、佐賀、宮崎、鹿児島(以上、11月発効)、岩手、山形、山梨、岡山、愛媛、高知、長崎、沖縄(以上、12月発効)、福島、徳島、熊本、大分(以上、1月発効)、秋田、群馬(以上、3月発効)のいずれかである企業(4,464社)について集計。「発効日が遅くなったことによる影響(複数回答)」(右図)は、合計から「特に影響はない」と「無回答」を控除したもの。なお、「発効日が遅くなったことに伴い賃金の引上げ時期が遅れたか」の「賃金の引上げ時期への影響はない」は、必ずしも、最低賃金の改定による賃上げではない点に留意が必要。

▶ 発効日が越年した6県（秋田、群馬、福島、徳島、熊本、大分）において、最低賃金引上げの影響率が高い6業種（※）の従業員数概ね300人未満の中小・零細事業者（又は各事業所の人事労務責任者）に対し、発効日が後ろ倒しされたことによる賃上げへの影響等についてヒアリングを行った（1県当たり30～40事業所）。

（※）①製造業、②運輸業・郵便業、③卸売業・小売業、④宿泊業・飲食サービス業、⑤生活関連サービス業・娯楽業、⑥サービス業（他に分類されないもの）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模20～49人、50～99人の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。
- 賃上げ時期を遅らせたメリットとして、準備期間のほか、「約半年分、賃上げ分の支払いがなかったことはありがたい（生活関連サービス業・娯楽業）」、「業績の低迷を抑えられた（同）」等の意見があった。また、「価格転嫁がすぐにできない業種なので、準備期間が長く取れてよかった（運輸業）」等の意見もあった。
- 一方で、「例年遅れると、県内でも体力のある企業とそうでない企業に差が生じ、体力のない企業はますます採用が厳しくなる（宿泊業）」など、メリットとともにデメリットを指摘する意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所は、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする答えが多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きいため、（発効日が後ろ倒しになったことで）対策を取ることができた（生活関連サービス業）」とする意見がある一方で、「3月末まで遅らせる必要はなく、10月末や11月初旬であれば準備は整う（飲食業）」、「令和8年度の発効時期を考えると、3月末まで遅らせる必要はなかった（卸売業・小売業）」とする意見もあった。

## 群馬県（発効日：令和8年3月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「1～4人」、「5～9人」の事業所を中心に、約50の事業所にヒアリングを行った。
- **（賃上げ時期）**
  - 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
  - 「遅らせた」とする事業所の理由として、「賃上げ原資の確保」等の準備期間のほか、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答も複数あった。また、「遅らせた」とする事業所の中には、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため例年より1か月だけ遅らせた（製造業）」（※）との意見もあった。当該事業所は、「県の補助のおかげで大幅な賃上げだという気持ちにならず対策を練れた」と回答。
  - （※）当初、令和7年11月末までに賃上げを行った事業所が対象となっていた。
- 「例年どおり」とした事業所の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多く、ほかに、「群馬県の賃上げ補助金を利用するため（製造業）」、「早期の賃上げが社員のやる気につながる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「人件費を削減できてありがたい（小売業等）」、「提供するサービスの単価を上げるなど賃上げ原資確保に向けた対応ができた（生活関連サービス業）」、「取引先によっては人件費上昇分の価格転嫁にすぐに対応してもらえないので、交渉期間があってよかった（製造業）」などの意見があった。一方で、「会社としては助かるが、従業員からは不満が出ると感じる（卸売業・小売業）」などの意見があった。

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」とする事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。遅らせたメリットとして、「人件費を抑制できた」とする意見が多かったが、「10月発効の県にも事業所があるため、会社として2度の対応が必要になった（運輸業）」ことを課題として挙げる事業所もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「10月発効の他県の支社と合わせて賃上げを行った（飲食業等）」、「これまでと同じ時期に賃上げがあるという労働者の期待があった（運輸業）」などの意見もあった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「引上げ幅が大きかったので、（発効日まで）余裕ができたのは利点だが、10月発効の県に所在する事業所は10月に賃上げを行ったため、2度の対応が煩雑だった（運輸業）」等の意見があった。

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」事業所の理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との意見が多くあった。遅らせたメリットとして、「事務的な準備期間のほか、人件費抑制の面でも助かった（飲食業）」、「パート労働者の就業調整を避けられた（製造業）」等の意見があった。また、「県内の下請けとの関係で、1月1日の発効日に合わせて価格転嫁に応じることで（まとめて）対応した（製造業）」との意見もあった。
- 「例年どおり」とした事業所については、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かったが、ほかに、「香川が本社で四国4県に支社があるので、金額が一番高いところ、発効日は一番早いところに合わせて賃上げしている（運輸業）」との意見があった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃金改定の手続きに要する時間が確保できた（製造業）」、「決定から発効まで3か月程度あった方が良いので、今回の1月はよかった（運輸業）」と評価する意見があった一方で、「四国4県に支店があるため、県ごとによらばらにならない方が良い（卸売業、小売業）」、「他県から大幅に遅れるのは問題。地域内の事業所が足並みをそろえて賃上げできるようにした方が良い（サービス業）」との意見もあった。

## 熊本県（発効日：令和8年1月1日）

### （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」、「50～99人」の事業所を中心に、約40の事業所にヒアリングを行った。

### （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「例年、最低賃金の発効時期に合わせている」との回答が多くあった。その他、「賃金規程の見直しのため（卸売業・小売業等）」や「発注先と契約料金アップの交渉を行ったため（サービス業（他に分類されないもの）」、「新年度の契約更新時に人件費等の価格転嫁を行うため、10月に賃上げすると半年分の人件費増加分を自社で先行負担する必要があるが、その先行負担分を減らすため（同）」などの回答があった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

### （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

- 「賃上げ原資の確保などの準備期間を確保することができた（生活関連サービス業）」、「人件費支出を3か月分抑制できたため、収益にプラスとなった（小売業）」、「価格転嫁や契約見直しの準備期間を確保できた（サービス業（他に分類されないもの）」との意見があった一方で、「『最低賃金改定済み』と他県のニュースが先行して流れるので、従業員への説明が必要になった（生活関連サービス業）」などの意見もあった。
- 他県よりも後ろ倒しになったことについて、「佐賀県にも事業所があるので、発効時期を統一してほしい（運輸業）」、「（全国に店舗があるが）賃金計算は本社一括で対応するため、発効日がばらばらだと担当者の業務が煩雑になる。発効日又は月を統一してほしい（小売業）」との意見があった。

### （その他）

- 発効日の周知に関して、「今回、例年の10月から後ろ倒しとなった正式な理由もよくわからない。毎年変わるなら、企業側への説明も必要ではないか（製造業）」との意見があった。

## （ヒアリングを行った事業所）

- 従業員規模「10～19人」、「20～49人」の事業所を中心に、約30の事業所にヒアリングを行った。

## （賃上げ時期）

- 発効日の後ろ倒しの賃上げ時期への影響について、賃上げを「例年より遅らせた」とする事業所と「例年どおり」とする事業所があった。
- 「遅らせた」理由として、「最低賃金の発効時期に合わせた」との回答が多かったが、ほかに、「上げ幅が大きかったのでバランスを取るため全社的な賃上げを行ったことから準備期間が必要だった（製造業）」等の意見があった。
- 「遅らせた」利点として、「資金繰りなどの準備ができた（製造業）」、「（発効日の前日までが申請期限となっている）業務改善助成金を有効に活用できた（生活関連サービス業）」等の意見が出された。他方で、「（発効時期が異なる）他県にも支店があるため、従業員同士で不公平感が生まれる可能性がある（運輸業）」等の意見もあった。
- 「例年どおり」とする企業の中には、「毎年決まった時期に賃上げを行うこととしている」とする回答が多かった。

## （発効時期が後ろ倒しになったことの受止め）

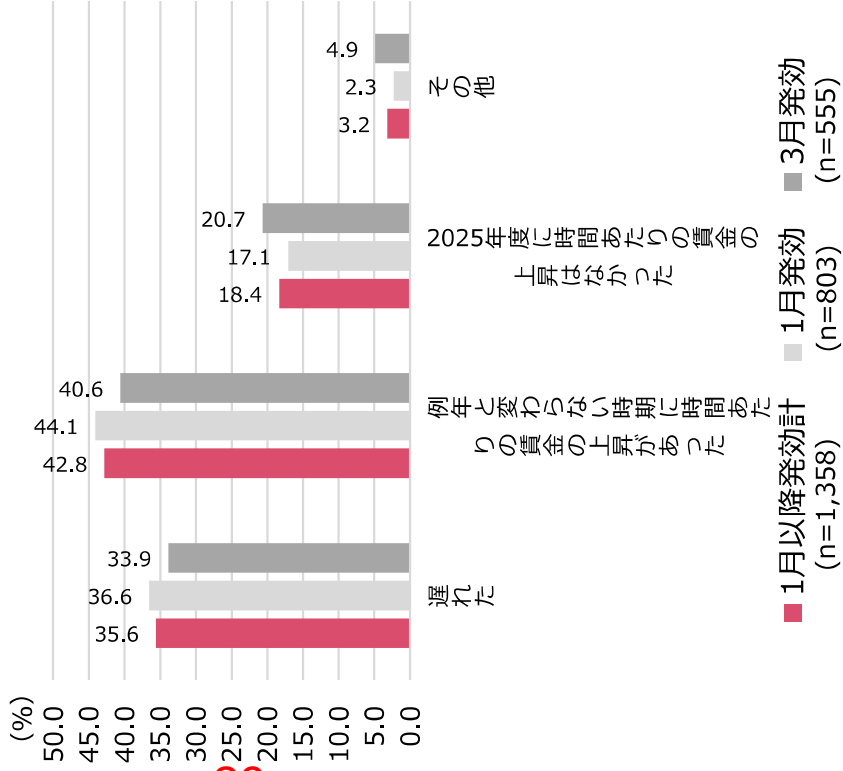
- 「利点があるので、もっと遅らせても良い（製造業）」、「上がり幅が大きいので、中小・零細企業の資金繰りを考えると納得（製造業）」などの意見がある一方で、「他県に営業所があるので、できれば発効日は全国一律にしてほしい（運輸業）」、「（複数県で事業展開しているため、）都道府県によって発効日が異なると賃上げのタイミングが何度もあり、担当部署にとって負担（飲食業）」、「他県と発効日が異なる場合には余裕をもって周知してほしい」等の意見もあった。

## 2 発効日について

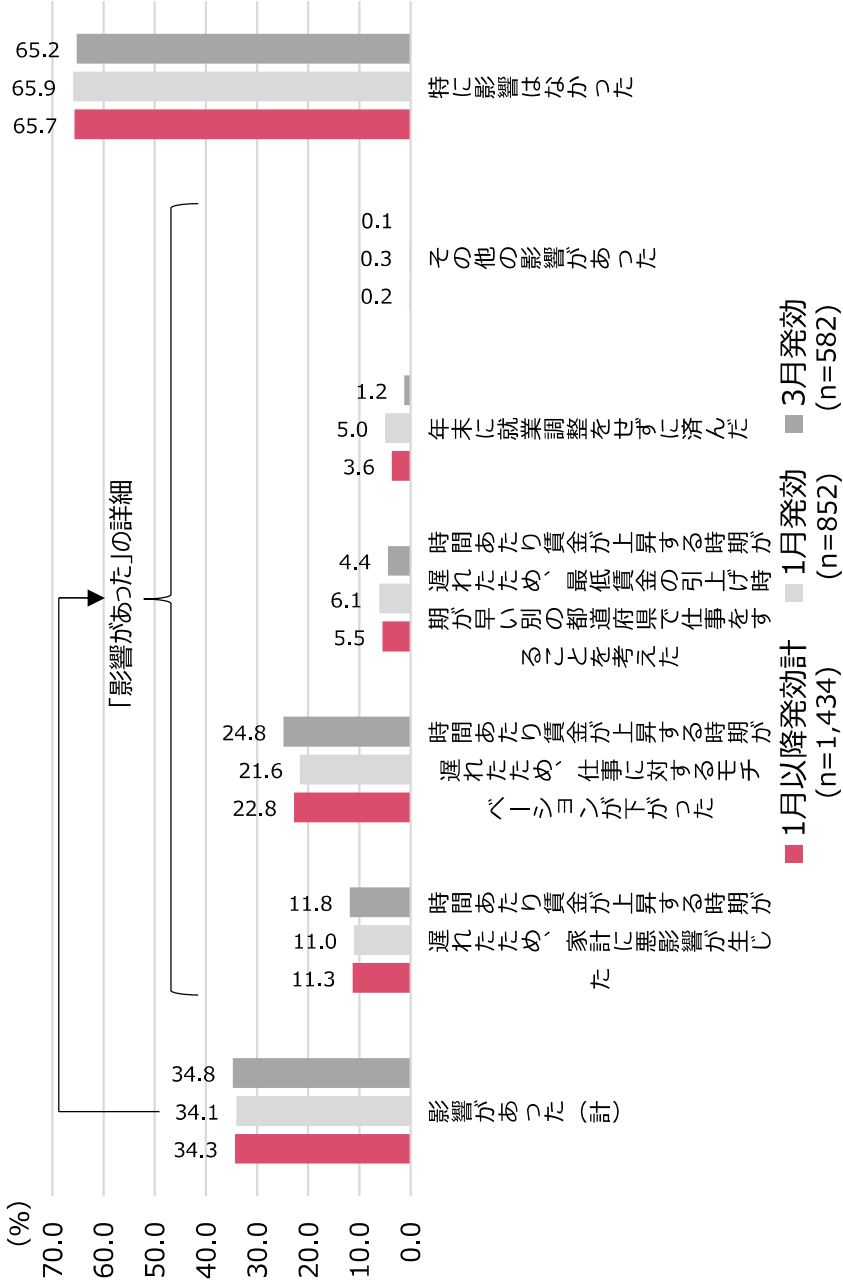
### 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅くなったことの影響

- 2025年度の地域別最低賃金の発効日が例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県（2026年1月：福島、徳島、熊本、大分、2026年3月：秋田、群馬）に主な仕事の勤務先がある労働者に対し、最低賃金の引上げ時期が遅れたことにより時間あたり賃金の上昇時期は遅れたかを尋ねたところ、「例年と変わらない時期に時間あたりの賃金の上昇があった」が42.8%、「遅れた」が35.6%であった。
- 最低賃金の引上げ時期が遅れたことによる影響を尋ねたところ、「特に影響はなかった」が65.7%、「影響があった」は34.3%であった。何らかの影響があったと回答した中では、「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、仕事に対するモチベーションが下がった」が最も多く22.8%、次いで「時間あたり賃金の上昇する時期が遅れたため、家計に悪影響が生じた」が11.3%となっている。

時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか



最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響（複数回答）



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。

調査対象は時間あたり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍以上勤務している者(最賃近傍雇用労働者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。

集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。

(注) 2025年度における最低賃金の引上げが例年より遅く2026年1月から3月までの間であった6県(2026年1月:福島、徳島、熊本、大分、2026年3月:秋田、群馬)に主な仕事の勤務先がある労働者について集計。

(内)は集計に用いたサンプル数を示す。「時間あたり賃金の上昇時期が遅れたか」については、本調査内での設問内容が整合的になかった回答者(1月以降発効計の1,434サンプル中76)を除いて集計した。

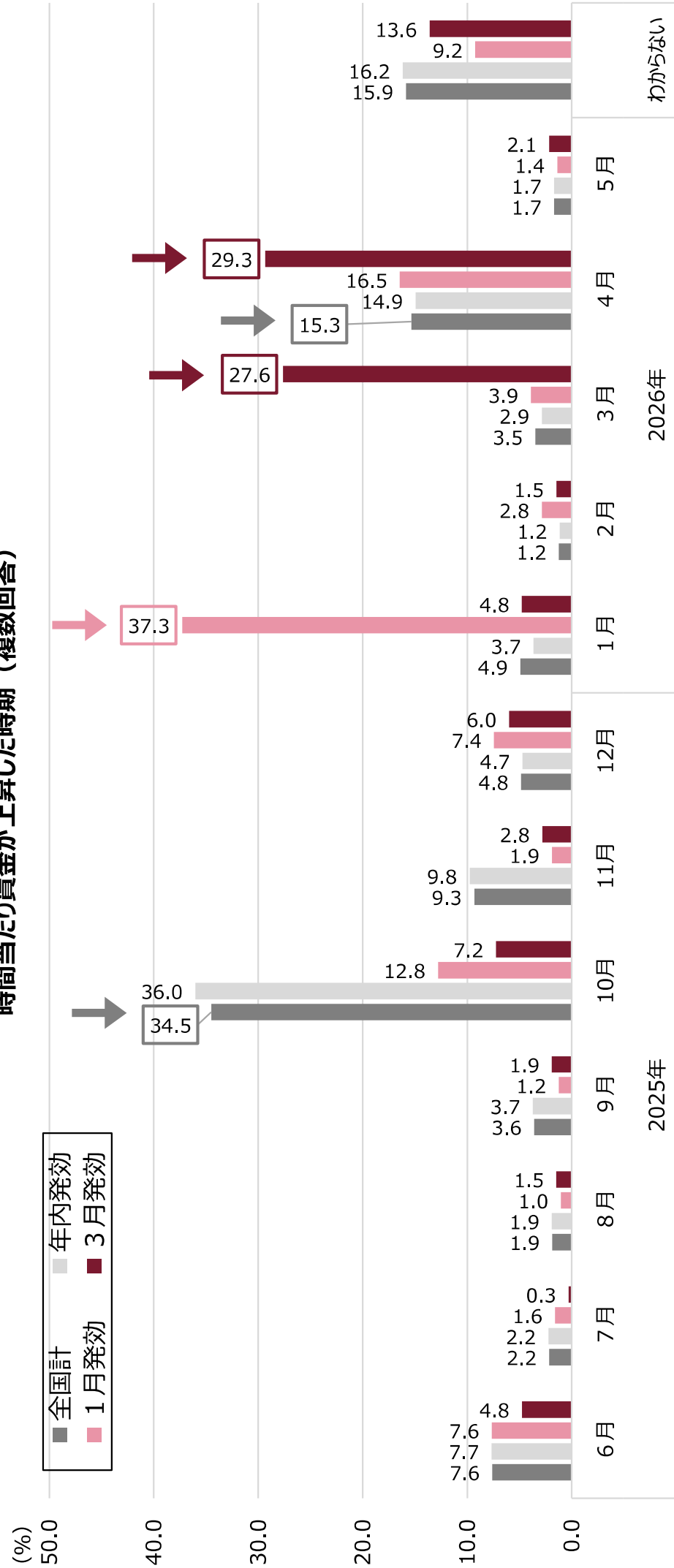
「最低賃金の引上げ時期が遅かったことによる影響(複数回答)」(右図)の影響があった(計)は、合計から「特に影響はなかった」を除外したものである。

## 2 発効日別にみた最賃近傍雇用の時間当たり賃金が上昇した時期

### 参考資料6

○ 過去1年間で時間当たり賃金が上昇した最賃近傍雇用に於いて、賃金が増加した時期は、「わからない」を除いて、「2025年10月」(34.5%)が最も多く、「2026年4月」(15.3%)が多い。これを2025年度の最低賃金の発効日別にみると、2026年1月に発効した4県に勤務地のある者では「2026年1月」(37.3%)が最も多く、2026年3月に発効した2県に勤務地がある者では「2026年4月」(29.3%)が最も多く、「2026年3月」(27.6%)が多いで多くなっている。

時間当たり賃金が上昇した時期 (複数回答)



(資料出所) 株式会社クロスマーケティング「最低賃金の引上げに関する労働者の意識や対応等に関する実態把握のための調査」(2026年、厚生労働省委託事業)の速報値をもとに、厚生労働省労働基準局で作成。速報値であるため、数値が改訂される可能性がある。  
 調査対象は時間当たり賃金が勤務地の地域別最低賃金の1.1倍未満の非正規雇用労働者で1年以上勤務している者(最賃近傍雇用者)。調査期間は2026年5月1日～15日。WEB上でのモニター調査。  
 集計にあたっては、「令和7年賃金構造基本統計調査」の調査票情報から集計した性別、年齢階級、勤務地の地域区分別の最賃近傍雇用者の構成比と同様となるよう、復元処理を行っている。  
 (注) 本調査内での設問間の回答内容が整合的でなかった回答者(全4,033サンプル中76)を除いて集計した。有効回答者のうち、過去1年以内に時間当たり賃金の上昇があった者(全体の56.3%(復元処理後の集計値))について集計。  
 「1月発効」は福島、徳島、熊本、大分の各県(集計に用いたサンプル数は復元前510)、「3月発効」は秋田、群馬の各県(同389)、「1年内発効」はそれら以外の41都道府県に勤務地の所在する者を指す。  
 複数回答であるため、年に2回以上賃金の増加があった場合には、複数の時期を回答しているケースも存在する。このため、回答割合の合計は100%を超える。

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(木)発効とする場合、8月5日(水)までに答申いただき、要旨を公示する必要があります。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
8月1日(土)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月2日(日)		8月17日(月)		8月18日(火)		8月27日(木)		9月26日(土)
8月3日(月)		8月18日(火)		8月19日(水)		8月28日(金)		9月27日(日)
8月4日(火)		8月19日(水)		8月20日(木)		8月31日(月)		9月30日(水)
8月5日(水)		8月20日(木)		8月21日(金)		9月1日(火)		10月1日(木)
8月6日(木)		8月21日(金)		8月24日(月)		9月2日(水)		10月2日(金)
8月7日(金)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月8日(土)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月9日(日)		8月24日(月)		8月25日(火)		9月3日(木)		10月3日(土)
8月10日(月)		8月25日(火)		8月26日(水)		9月4日(金)		10月4日(日)
8月11日(火)		8月26日(水)		8月27日(木)		9月7日(月)		10月7日(水)
8月12日(水)		8月27日(木)		8月28日(金)		9月8日(火)		10月8日(木)
8月13日(木)		8月28日(金)		8月31日(月)		9月9日(水)		10月9日(金)
8月14日(金)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月15日(土)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月16日(日)		8月31日(月)		9月1日(火)		9月10日(木)		10月10日(土)
8月17日(月)		9月1日(火)		9月2日(水)		9月11日(金)		10月11日(日)
8月18日(火)		9月2日(水)		9月3日(木)		9月14日(月)		10月14日(水)
8月19日(水)		9月3日(木)		9月4日(金)		9月15日(火)		10月15日(木)
8月20日(木)		9月4日(金)		9月7日(月)		9月16日(水)		10月16日(金)
8月21日(金)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月22日(土)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月23日(日)		9月7日(月)		9月8日(火)		9月17日(木)		10月17日(土)
8月24日(月)		9月8日(火)		9月9日(水)		9月18日(金)		10月18日(日)
8月25日(火)		9月9日(水)		9月10日(木)		9月24日(木)		10月24日(土)
8月26日(水)		9月10日(木)		9月11日(金)		9月25日(金)		10月25日(日)
8月27日(木)		9月11日(金)		9月14日(月)		9月28日(月)		10月28日(水)
8月28日(金)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月29日(土)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月30日(日)		9月14日(月)		9月15日(火)		9月29日(火)		10月29日(木)
8月31日(月)		9月15日(火)		9月16日(水)		9月30日(水)		10月30日(金)
9月1日(火)		9月16日(水)		9月17日(木)		10月1日(木)		10月31日(土)
9月2日(水)		9月17日(木)		9月18日(金)		10月2日(金)		11月1日(日)
9月3日(木)		9月18日(金)		9月24日(木)		10月5日(月)		11月4日(水)
9月4日(金)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月5日(土)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月6日(日)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月7日(月)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月8日(火)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(木)発効とする場合、8月5日(水)までに答申いただき、要旨を公示する必要があります。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
9月9日(水)		9月24日(木)		9月25日(金)		10月6日(火)		11月5日(木)
9月10日(木)		9月25日(金)		9月28日(月)		10月7日(水)		11月6日(金)
9月11日(金)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月12日(土)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月13日(日)		9月28日(月)		9月29日(火)		10月8日(木)		11月7日(土)
9月14日(月)		9月29日(火)		9月30日(水)		10月9日(金)		11月8日(日)
9月15日(火)		9月30日(水)		10月1日(木)		10月13日(火)		11月12日(木)
9月16日(水)		10月1日(木)		10月2日(金)		10月14日(水)		11月13日(金)
9月17日(木)		10月2日(金)		10月5日(月)		10月15日(木)		11月14日(土)
9月18日(金)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月19日(土)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月20日(日)		10月5日(月)		10月6日(火)		10月16日(金)		11月15日(日)
9月21日(月)		10月6日(火)		10月7日(水)		10月19日(月)		11月18日(水)
9月22日(火)		10月7日(水)		10月8日(木)		10月20日(火)		11月19日(木)
9月23日(水)		10月8日(木)		10月9日(金)		10月21日(水)		11月20日(金)
9月24日(木)		10月9日(金)		10月13日(火)		10月22日(木)		11月21日(土)
9月25日(金)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月26日(土)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月27日(日)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月28日(月)		10月13日(火)		10月14日(水)		10月23日(金)		11月22日(日)
9月29日(火)		10月14日(水)		10月15日(木)		10月26日(月)		11月25日(水)
9月30日(水)		10月15日(木)		10月16日(金)		10月27日(火)		11月26日(木)
10月1日(木)		10月16日(金)		10月19日(月)		10月28日(水)		11月27日(金)
10月2日(金)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月3日(土)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月4日(日)		10月19日(月)		10月20日(火)		10月29日(木)		11月28日(土)
10月5日(月)		10月20日(火)		10月21日(水)		10月30日(金)		11月29日(日)
10月6日(火)		10月21日(水)		10月22日(木)		11月2日(月)		12月2日(水)
10月7日(水)		10月22日(木)		10月23日(金)		11月4日(水)		12月4日(金)
10月8日(木)		10月23日(金)		10月26日(月)		11月5日(木)		12月5日(土)
10月9日(金)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月10日(土)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月11日(日)		10月26日(月)		10月27日(火)		11月6日(金)		12月6日(日)
10月12日(月)		10月27日(火)		10月28日(水)		11月9日(月)		12月9日(水)
10月13日(火)		10月28日(水)		10月29日(木)		11月10日(火)		12月10日(木)
10月14日(水)		10月29日(木)		10月30日(金)		11月11日(水)		12月11日(金)
10月15日(木)		10月30日(金)		11月2日(月)		11月12日(木)		12月12日(土)
10月16日(金)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月17日(土)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)

## 令和8年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表 (地域別最低賃金の場合)

令和8年1月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

**10月1日(木)発効とする場合、8月5日(水)までに答申いただき、要旨を公示する必要があります。**

答申 (要旨公示)	15日	異議申出 締切	1営業日	官総 持込	7営業日	官報 公示	30日	発効
10月18日(日)		11月2日(月)		11月4日(水)		11月13日(金)		12月13日(日)
10月19日(月)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月20日(火)		11月4日(水)		11月5日(木)		11月16日(月)		12月16日(水)
10月21日(水)		11月5日(木)		11月6日(金)		11月17日(火)		12月17日(木)
10月22日(木)		11月6日(金)		11月9日(月)		11月18日(水)		12月18日(金)
10月23日(金)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月24日(土)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月25日(日)		11月9日(月)		11月10日(火)		11月19日(木)		12月19日(土)
10月26日(月)		11月10日(火)		11月11日(水)		11月20日(金)		12月20日(日)
10月27日(火)		11月11日(水)		11月12日(木)		11月24日(火)		12月24日(木)
10月28日(水)		11月12日(木)		11月13日(金)		11月25日(水)		12月25日(金)
10月29日(木)		11月13日(金)		11月16日(月)		11月26日(木)		12月26日(土)
10月30日(金)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
10月31日(土)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月1日(日)		11月16日(月)		11月17日(火)		11月27日(金)		12月27日(日)
11月2日(月)		11月17日(火)		11月18日(水)		11月30日(月)		12月30日(水)
11月3日(火)		11月18日(水)		11月19日(木)		12月1日(火)		12月31日(木)
11月4日(水)		11月19日(木)		11月20日(金)		12月2日(水)		1月1日(金)

## 最低賃金の改正決定の状況

和歌山労働局

種別		年度					
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
和歌山県 最低賃金	時間額	831	859	889	929	980	1,045
	引上額 (円)	1	28	30	40	51	65
	引上率 (%)	0.12	3.37	3.49	4.50	5.49	6.63
	発効 年月日	2.10.1	3.10.1	4.10.1	5.10.1	6.10.1	7.11.1
鉄鋼業	時間額	949 (1.14)	977 (1.14)	1,008 (1.13)	1,050 (1.13)	1,103 (1.13)	1,170 (1.12)
	引上額 (円)	1	28	31	42	53	67
	引上率 (%)	0.11	2.95	3.17	4.17	5.05	6.07
	発効 年月日	2.12.30	3.12.30	4.12.30	5.12.30	6.12.30	7.12.30
百貨店, 総合スー パー	時間額	851 (1.02)	869 (1.01)	-	-	-	-
	引上額 (円)	1	18	-	-	-	-
	引上率 (%)	0.12	2.12	-	-	-	-
	発効 年月日	3.2.11	3.12.30	-	-	-	-

特定最賃の( )内は、県最賃との比率(小数点第3位四捨五入)

## 和歌山県の最低賃金額の推移

和歌山県最低賃金				和歌山県鉄鋼業最低賃金			和歌山県百貨店・総合スーパー最低賃金		
発効年度	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日	日額[円]	時間額[円]	発効年月日
昭和47年	1,060	133	48. 1. 20 和歌山市以外 48. 3. 1						
昭和48年	1,250	157	49. 3. 30						
昭和49年	1,640	205	50. 2. 27						
昭和50年	1,896	237	51. 2. 27						
昭和51年	2,080	260	51. 11. 13						
昭和52年	2,281	286	52. 10. 31						
昭和53年	2,426	304	53. 10. 9						
昭和54年	2,576	322	54. 10. 6						
昭和55年	2,755	345	55. 10. 18						
昭和56年	2,930	367	56. 10. 10						
昭和57年	3,087	386	57. 10. 6						
昭和58年	3,185	399	58. 10. 6						
昭和59年	3,283	411	59. 10. 5						
昭和60年	3,401	426	60. 10. 3						
昭和61年	3,503	438	61. 10. 1						
昭和62年	3,580	448	62. 10. 1						
昭和63年	3,687	461	63. 10. 1						
平成 元年	3,837	480	1. 10. 1	4,327	541	2. 3. 25			
平成 2年	4,022	503	2. 10. 1	4,565	571	2. 12. 26	4,192	524	2. 5. 19
							4,424	553	3. 3. 16
平成 3年	4,218	528	3. 10. 1	4,839	605	3. 12. 30	4,674	585	3. 12. 30
平成 4年	4,394	550	4. 10. 1	5,054	632	4. 12. 30	4,880	610	4. 12. 30
平成 5年	4,529	569	5. 10. 1	5,214	652	5. 12. 30	5,040	630	5. 12. 30
平成 6年	4,637	582	6. 10. 1	5,348	669	6. 12. 30	5,168	647	6. 12. 30
平成 7年	4,743	594	7. 10. 1	5,470	683	7. 12. 30	5,280	661	7. 12. 30
平成 8年	4,842	606	8. 10. 1	5,584	697	8. 12. 30	5,399	676	8. 12. 30
平成 9年	4,948	619	9. 10. 1	5,706	712	9. 12. 30	5,519	691	9. 12. 30
平成10年	5,037	630	10. 10. 1	5,800	725	10. 12. 30	5,613	704	10. 12. 30
平成11年	5,082	635	11. 10. 1	5,850	732	11. 12. 30	5,663	710	11. 12. 30
平成12年	5,122	641	12. 10. 1	5,896	738	12. 12. 30	5,707	716	12. 12. 30
平成13年	5,157	645	13. 10. 1	5,931	742	13. 12. 30	5,742	720	13. 12. 30
平成14年		645	14. 10. 1	5,937	743	14. 12. 30		721	14. 12. 30
平成15年		645	14. 10. 1		744	15. 12. 30		721	14. 12. 30
平成16年		645	14. 10. 1		747	16. 12. 30		721	14. 12. 30
平成17年		649	17. 10. 1		752	17. 12. 30		723	17. 12. 30
平成18年		652	18. 10. 1		757	18. 12. 30		727	18. 12. 30
平成19年		662	19. 10. 20		769	19. 12. 30		732	19. 12. 30
平成20年		673	20. 10. 31		782	20. 12. 30		738	20. 12. 30
平成21年		674	21. 10. 31		785	21. 12. 30		739	21. 12. 30
平成22年		684	22. 10. 29		793	22. 12. 30		741	22. 12. 30
平成23年		685	23. 10. 13		799	23. 12. 30		743	24. 1. 6
平成24年		690	24. 10. 1		805	24. 12. 30		747	24. 12. 30
平成25年		701	25. 10. 19		818	25. 12. 30		754	25. 12. 30
平成26年		715	26. 10. 17		834	26. 12. 30		765	26. 12. 30
平成27年		731	27. 10. 2		849	27. 12. 31		780	28. 1. 3
平成28年		753	28. 10. 1		871	28. 12. 30		799	28. 12. 30
平成29年		777	29. 10. 1		895	29. 12. 30		810	29. 12. 30
平成30年		803	30. 10. 1		921	30. 12. 30		830	30. 12. 30
令和 元年		830	1. 10. 1		948	1. 12. 30		850	1. 12. 30
令和 2年		831	2. 10. 1		949	2. 12. 30		851	3. 2. 11
令和 3年		859	3. 10. 1		977	3. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 4年		889	4. 10. 1		1,008	4. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 5年		929	5. 10. 1		1,050	5. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 6年		980	6. 10. 1		1,103	6. 12. 30		869	3. 12. 30
令和 7年		1,045	7. 11. 1		1,170	7. 12. 30		869	3. 12. 30

## 和歌山県の経済動向について

令和8年5月

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/index.html>

商工企画課 政策企画班

内閣府は、令和8年5月26日に発表した月例経済報告において、景気の基調判断を「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。」と判断を維持している。

## 個別項目

&lt;判断引き上げ&gt;

&lt;判断引き下げ&gt;

なお、景気の先行きについては「雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」と判断が変更された。

県内の経済状況については、

- 生産動向において、鉱工業生産指数（3月）は2ヶ月ぶりに対前月増減比増であった。
- 消費動向においては、自動車新車登録台数（4月）が4ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。  
百貨店・スーパー販売額（3月）は、全店ベース、既存店ベース共に4ヶ月連続で対前年同月比減であった。  
また、新設住宅着工戸数（4月）については、2ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。
- 雇用動向においては、有効求人倍率（4月）は対前月比減であり、近畿で5位、全国で41位であった。

項目	月	全国	前年 同月比	和歌山県	前年 同月比
景気動向指数 (CI一致指数)	3	116.4 2ヶ月ぶりに対前月比増	/	103.5 4ヶ月ぶりに対前月比増	/
企業倒産	4	883 件 1,119 億円	6.6 % 8.8 %	7 件 9.92 億円	0.0 % 98.0 %
鉱工業生産指数 (季節調整済指数)	3	102.1 2ヶ月連続で対前月増減比減	(前月比) ▲0.3 %	P 97.7 2ヶ月ぶりに対前月増減比増	(前月比) 3.8 %
公共工事請負契約額	3	46,505 億円 2ヶ月連続で対前年増減比増	18.5 %	355 億円 3ヶ月ぶりに対前年増減比増	167.9 %
百貨店・スーパー 販売額	3	19,624 億円 全店: 17ヶ月連続で対前年同月比増 既存店: 3ヶ月連続で対前年同月比増	1.5 % 1.1 %	86 億円 全店: 4ヶ月連続で対前年同月比減 既存店: 4ヶ月連続で対前年同月比減	▲0.6 % ▲0.6 %
自動車 新車登録台数	4	255,370 台 4ヶ月ぶりに対前年増減比増	17.6 %	1,865 台 4ヶ月ぶりに対前年増減比増	28.4 %
新設住宅着工数	4	62,569 戸 6ヶ月ぶりに対前年増減比増	11.4 %	459 戸 2ヶ月ぶりに対前年増減比増	13.1 %
有効求人倍率	4	1.18 倍 前月と同程度	(前月差) 0.00	1.00 倍 対前月比減	(前月差) ▲0.01
完全失業率	4	2.5 % 対前月比減	(前月差) ▲0.2 %	/	/
所定外労働時間指数	3	111.1 2ヶ月ぶりに対前年同月比増	1.6 %	105.1 3ヶ月連続で対前年同月比減	▲17.4 %
実質賃金指数 (現金給与総額)	3	85.7 3ヶ月連続で対前年同月比増	1.9 %	88.0 2ヶ月連続で対前年同月比増	2.1 %
企業業況判断指数		◇ 日銀短観(中小企業全産業)		◇ 景気動向調査(和歌山社会経済研究所)	
◇ 全国		4年 1 ~ 3 月期 -6 ▲3 4 ~ 6 月期 -2 ▲4 7 ~ 9 月期 0 2 10 ~ 12 月期 4 4		4年 1 ~ 3 月期 -27 ▲16 4 ~ 6 月期 -14 13 7 ~ 9 月期 -14 0 10 ~ 12 月期 -8 6	
◇ 和歌山		5年 1 ~ 3 月期 4 0 4 ~ 6 月期 5 1 7 ~ 9 月期 5 0 10 ~ 12 月期 9 4		5年 1 ~ 3 月期 -7 1 4 ~ 6 月期 -6 1 7 ~ 9 月期 -9 ▲3 10 ~ 12 月期 -7 2	
『景気動向調査 県内の自社景況BSJ』 (一財)和歌山社会経済研究所		6年 1 ~ 3 月期 7 ▲2 4 ~ 6 月期 7 0 7 ~ 9 月期 8 1 10 ~ 12 月期 10 2		6年 1 ~ 3 月期 -10 ▲3 4 ~ 6 月期 -8 2 7 ~ 9 月期 -12 ▲4 10 ~ 12 月期 -4 8	
		7年 1 ~ 3 月期 10 0 4 ~ 6 月期 10 0 7 ~ 9 月期 9 ▲1 10 ~ 12 月期 14 5		7年 1 ~ 3 月期 -10 ▲6 4 ~ 6 月期 -10 ▲0 7 ~ 9 月期 -12 ▲2 10 ~ 12 月期 -15 ▲3	
		8年 1 ~ 3 月期 13 ▲1 4 ~ 6 月期(見通し) 7 ▲6		8年 1 ~ 3 月期 -19 ▲5 4 ~ 6 月期(見通し) -24 ▲4	
		※「景気の谷(令和2年4~6月期)」からの改善幅 46		※「景気の谷(令和2年4~6月期)」からの改善幅 28	

注1: △および▲はマイナスを意味し、△は改善、▲は悪化を意味する。注2: Pは速報値を表す。

# ① 景気動向指数

年月	全国				和歌山県			全国	和歌山県
	CI(R2=100)			DI	新指標CI(R2=100)		DI	CLI(R2=100)	
	先行指数	一致指数	遅行指数	一致指数	一致指数	3ヶ月後方移動平均	一致指数	先行指数	
令和5年	109.7	115.0	106.8	50.8	124.6	—	34.5	99.9	99.4
令和6年	109.4	114.6	108.8	49.2	109.8	—	45.2	99.8	100.0
令和7年	107.2	115.4	113.0	41.7	112.9	—	45.3	99.7	99.9
令和5年1月	108.7	113.0	106.0	50.0	126.7	129.3	28.6	99.9	100.1
2月	109.1	114.6	105.9	30.0	129.6	129.2	35.7	99.9	99.8
3月	109.0	114.7	106.0	65.0	124.7	127.0	14.3	99.9	99.7
4月	108.8	114.8	106.4	80.0	127.6	127.3	42.9	99.9	99.5
5月	110.0	115.3	106.5	40.0	127.0	126.4	35.7	99.9	99.4
6月	110.2	115.3	106.8	50.0	126.7	127.1	57.1	99.9	99.3
7月	109.9	115.1	106.4	35.0	126.9	126.9	42.9	99.9	99.2
8月	110.6	115.3	106.7	30.0	124.9	126.2	42.9	99.9	99.2
9月	110.5	115.6	107.2	55.0	124.2	125.3	28.6	99.9	99.2
10月	109.6	115.6	107.6	75.0	125.1	124.7	57.1	99.8	99.2
11月	109.6	114.8	107.7	35.0	120.0	123.1	28.6	99.8	99.2
12月	110.3	115.8	108.5	65.0	112.3	119.1	0.0	99.8	99.2
令和6年1月	110.0	112.9	106.9	20.0	111.9	114.7	42.9	99.8	99.1
2月	111.4	112.8	107.9	25.0	111.7	112.0	42.9	99.8	99.1
3月	111.3	113.6	108.0	10.0	111.7	111.8	57.1	99.9	99.3
4月	110.6	114.5	107.6	60.0	115.3	112.9	71.4	99.9	99.5
5月	111.0	115.5	109.1	80.0	108.2	111.7	28.6	99.9	99.8
6月	109.8	114.7	108.7	50.0	107.2	110.2	28.6	99.9	100.0
7月	109.2	115.5	109.1	55.0	105.6	107.0	0.0	99.9	100.3
8月	107.5	114.0	109.7	25.0	112.8	108.5	71.4	99.8	100.4
9月	108.4	114.1	109.0	50.0	115.5	111.3	64.3	99.7	100.4
10月	108.5	115.8	109.6	70.0	108.5	112.3	50.0	99.7	100.5
11月	107.7	115.2	109.9	70.0	104.0	109.3	28.6	99.6	100.5
12月	107.4	116.2	110.6	75.0	105.2	105.9	57.1	99.6	100.5
令和7年1月	107.7	116.2	112.0	40.0	120.0	109.8	71.4	99.5	100.4
2月	107.2	116.5	111.9	50.0	115.8	113.7	71.4	99.5	100.3
3月	107.2	115.8	112.0	35.0	112.2	116.0	42.9	99.5	100.2
4月	104.5	115.7	113.3	25.0	113.8	113.9	21.4	99.4	100.2
5月	104.5	115.8	114.3	25.0	114.8	113.6	50.0	99.5	100.2
6月	105.4	115.7	113.9	50.0	117.2	115.3	71.4	99.5	100.2
7月	106.2	114.9	113.9	40.0	115.6	115.9	42.9	99.6	100.1
8月	107.0	113.9	112.9	10.0	112.0	114.9	42.9	99.7	99.8
9月	108.1	115.0	113.1	40.0	110.4	112.6	28.6	99.8	99.6
10月	109.2	115.6	112.9	70.0	107.7	110.0	14.3	99.9	99.4
11月	109.5	114.8	113.3	80.0	108.2	108.7	42.9	100.0	99.3
12月	110.4	114.4	112.0	35.0	107.1	107.7	42.9	100.1	99.3
令和8年1月	112.0	117.9	112.6	77.8	100.5	105.3	28.6	100.1	99.3
2月	113.2	116.2	112.9	61.1	99.5	102.4	14.3	100.2	99.3
3月	114.0	116.4	112.4	77.8	103.5	101.2	71.4	100.3	99.3

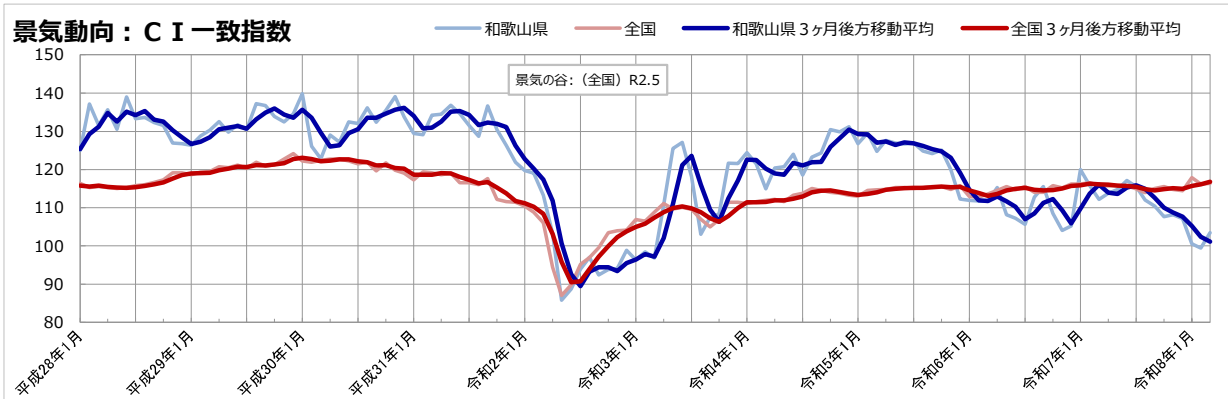
資料出所

内閣府

県調査統計課

関西学院大学産業研究所

※CLIとは、地域の景気動向を的確・早期に把握するために作成された景気先行指数を指します(OECD基準)。(参考URL: <http://192.218.163.168/HYOGO-CLI/>)



## ② 企業倒産件数

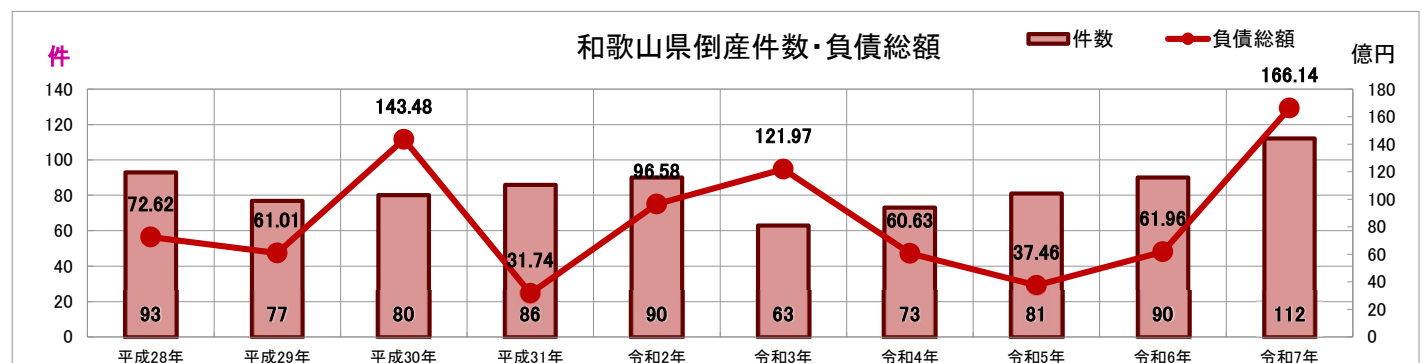
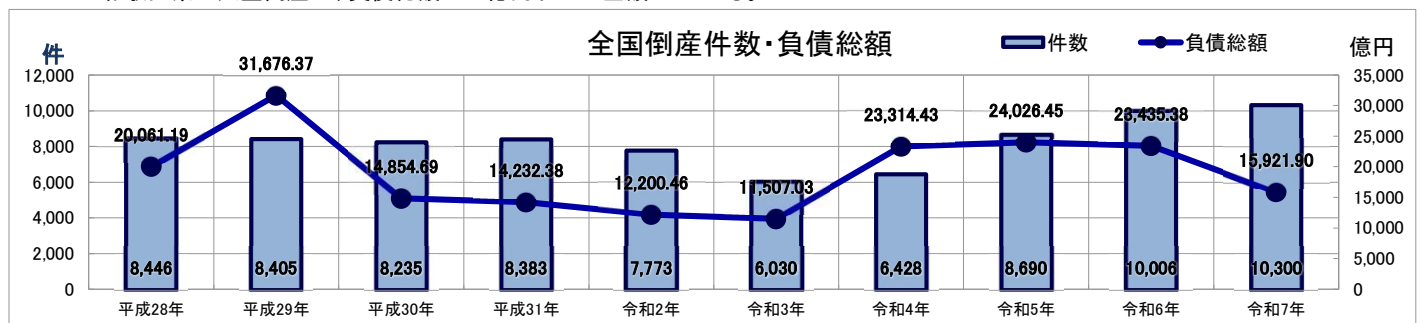
年	全国				和歌山県				うち大型倒産		
	件数 (件)	前年 増減比(%)	負債総額 (億円)	前年 増減比(%)	件数 (件)	前年 増減比(%)	負債総額 (億円)	前年 増減比(%)	件数 (件)	負債総額 (億円)	占率 (%)
令和5年	8,690	35.2	24,026.45	3.1	81	11.0	37.46	▲ 38.2	0	0.00	-
令和6年	10,006	15.1	23,435.38	▲ 2.5	90	11.1	61.96	65.4	0	0.00	-
令和7年	10,300	2.9	15,921.90	▲ 32.1	112	24.4	166.14	168.1	0	0.00	-

年	件数 (件)		負債総額 (億円)		件数 (件)		負債総額 (億円)		備考
	前年 増減比(%)	前年 増減比(%)	前年 増減比(%)	前年 増減比(%)	前年 増減比(%)	前年 増減比(%)			
令和5年1月	570	26.1	565.24	▲ 15.6	4	33.3	1.46	▲ 39.7	
2月	577	25.7	965.80	36.0	6	100.0	2.30	360.0	
3月	809	36.4	1,474.34	▲ 13.1	8	▲ 20.0	3.18	114.9	
4月	610	25.5	2,038.61	150.9	3	▲ 57.1	0.30	▲ 98.3	
5月	706	34.7	2,787.34	219.0	7	75.0	1.91	36.4	
6月	770	41.0	1,509.47	▲ 87.8	4	▲ 60.0	2.27	3.2	
7月	758	53.4	1,621.37	91.7	7	▲ 53.3	0.70	▲ 97.4	
8月	760	54.5	1,083.77	▲ 2.7	5	150.0	1.15	▲ 42.2	
9月	720	20.2	6,919.42	377.6	9	50.0	7.40	202.0	
10月	793	33.1	3,080.10	254.1	11	175.0	4.58	472.5	
11月	807	38.9	948.71	▲ 17.9	8	700.0	5.01	902.0	
12月	810	33.7	1,032.28	30.4	9	12.5	7.20	220.0	
令和6年1月	701	23.0	791.23	40.0	6	50.0	2.35	61.0	
2月	712	23.4	1,395.96	44.5	10	66.7	11.41	396.1	
3月	906	12.0	1,422.52	▲ 3.5	10	25.0	2.26	▲ 28.9	
4月	783	28.4	1,134.23	▲ 44.4	6	100.0	2.99	896.7	
5月	1,009	42.9	1,367.69	▲ 50.9	11	57.1	5.83	205.2	
6月	820	6.5	1,098.79	▲ 27.2	14	250.0	9.40	314.1	
7月	953	25.7	7,812.06	381.8	4	▲ 42.9	2.32	231.4	
8月	723	▲ 4.9	1,013.70	▲ 6.5	3	▲ 40.0	0.30	▲ 73.9	
9月	807	12.1	1,327.54	▲ 80.8	2	▲ 77.8	0.20	▲ 97.3	
10月	909	14.6	2,529.13	▲ 17.9	11	0.0	9.14	99.6	
11月	841	4.2	1,602.23	68.9	7	▲ 12.5	13.75	174.5	
12月	842	4.0	1,940.30	88.0	6	▲ 33.3	2.01	▲ 72.1	
令和7年1月	840	19.8	1,214.49	53.5	11	83.3	6.81	189.8	
2月	764	7.3	1,712.77	22.7	13	30.0	78.50	588.0	
3月	853	▲ 5.8	985.86	▲ 30.7	11	10.0	10.95	384.5	
4月	828	5.7	1,028.02	▲ 9.4	7	16.7	5.01	67.6	
5月	857	▲ 15.1	903.89	▲ 33.9	9	▲ 18.2	1.62	▲ 72.2	
6月	848	3.4	1,057.03	▲ 3.8	7	▲ 50.0	3.54	▲ 62.3	
7月	961	0.8	1,670.35	▲ 78.6	9	125.0	31.39	1253.0	
8月	805	11.3	1,143.73	12.8	7	133.3	11.43	3710.0	
9月	873	8.2	1,124.70	▲ 15.3	10	400.0	6.62	3210.0	
10月	965	6.2	1,275.21	▲ 49.6	10	▲ 9.1	5.26	▲ 42.5	
11月	778	▲ 7.5	824.03	▲ 48.6	10	42.9	3.96	▲ 71.2	
12月	928	10.2	2,981.82	53.7	8	33.3	1.05	▲ 47.8	
令和8年1月	887	5.6	1,198.15	▲ 1.3	7	▲ 36.4	30.17	343.0	
2月	851	11.4	1,331.60	▲ 22.3	9	▲ 30.8	9.71	▲ 87.6	
3月	924	8.3	1,148.62	16.5	10	▲ 9.1	17.17	56.8	
4月	883	6.6	1,118.96	8.8	7	0.0	9.92	98.0	

資料出所

株式会社 東京商工リサーチ

※ 和歌山県の大型倒産は、負債総額100億円以上の金額としている。



### ③ 鉱工業生産指数(製造工業)

※令和2年の平均を100.0とした比率で示されています。(令和2年=100)

年月	鉱工業生産指数(製造工業)													
	全国				和歌山県				和歌山県					
	季節調整済指数		原指数	前年増減比(%)	全体		原指数	前年増減比(%)	鉄鋼	機械	化学	石油石炭	繊維	プラスチック
	前月増減比(%)	前月増減比(%)			前月増減比(%)	前月増減比(%)			指数					
令和5年	-	-	104.0	▲ 1.2	-	-	97.9	▲ 5.7	93.0	97.9	104.7	102.7	99.8	95.5
令和6年	-	-	101.2	▲ 2.7	-	-	96.5	▲ 1.4	86.0	95.1	112.2	44.3	92.7	94.3
令和7年	-	-	102.2	1.0	-	-	97.5	1.0	86.0	95.1	112.2	44.3	92.7	94.3
令和5年1月	101.2	▲ 4.1	93.8	▲ 3.0	104.1	▲ 4.7	94.9	5.1	94.3	109.5	113.5	118.1	97.6	93.6
2月	104.7	3.5	101.0	▲ 0.4	102.4	▲ 1.6	94.6	2.2	91.3	108.3	107.6	109.9	98.8	95.8
3月	104.9	0.2	117.3	▲ 0.8	101.3	▲ 1.1	104.6	1.3	97.7	101.1	115.8	112.4	104.5	94.4
4月	105.3	0.4	102.6	▲ 0.7	102.6	1.3	108.4	3.8	94.3	107.0	108.7	117.2	107.0	95.0
5月	104.1	▲ 1.1	96.6	4.1	97.8	▲ 4.7	97.6	0.8	94.3	95.4	111.1	118.3	93.5	96.1
6月	105.0	0.9	108.2	▲ 0.1	94.7	▲ 3.2	100.4	▲ 9.7	93.4	90.5	101.9	116.4	109.7	96.8
7月	103.6	▲ 1.3	105.2	▲ 2.5	95.8	1.2	97.6	▲ 9.0	99.8	88.9	103.7	111.6	99.3	96.7
8月	103.1	▲ 0.5	96.1	▲ 4.7	93.9	▲ 2.0	83.9	▲ 13.4	90.8	89.5	96.8	110.2	103.9	96.5
9月	103.2	0.1	107.0	▲ 4.6	92.6	▲ 1.4	90.2	▲ 16.1	94.6	91.7	91.3	118.2	99.4	95.6
10月	104.4	1.2	106.3	0.9	99.9	7.9	109.7	▲ 5.4	90.9	104.0	109.4	105.0	91.5	95.4
11月	103.9	▲ 0.5	107.0	▲ 1.6	98.4	▲ 1.5	101.7	▲ 6.4	90.9	100.6	99.4	43.4	96.6	95.8
12月	105.0	1.1	106.4	▲ 1.2	91.3	▲ 7.2	90.9	▲ 17.7	80.7	89.6	100.6	48.9	93.6	94.5
令和6年1月	98.1	▲ 6.6	92.4	▲ 1.5	93.3	2.2	86.4	▲ 9.0	92.3	88.3	112.0	46.1	86.9	92.7
2月	98.3	0.2	97.3	▲ 3.7	91.1	▲ 2.4	87.0	▲ 8.0	87.3	93.0	103.6	44.5	90.8	92.5
3月	101.4	3.2	110.0	▲ 6.2	89.1	▲ 2.2	88.9	▲ 15.0	78.4	92.6	99.1	43.2	84.5	92.2
4月	100.8	▲ 0.6	100.6	▲ 1.9	99.1	11.2	107.2	▲ 1.1	84.9	93.7	111.8	44.6	86.7	93.3
5月	101.4	0.6	97.3	0.7	99.7	0.6	100.8	3.3	87.7	98.7	110.2	43.6	99.4	92.5
6月	100.4	▲ 1.0	99.3	▲ 8.2	98.0	▲ 1.7	100.4	0.0	83.0	99.2	112.5	44.8	91.3	92.8
7月	102.5	2.1	107.8	2.5	95.2	▲ 2.9	100.0	2.5	80.5	95.2	112.9	44.1	93.8	93.6
8月	100.9	▲ 1.6	91.4	▲ 4.9	95.4	0.2	84.0	0.1	84.2	97.1	114.3	38.1	93.8	94.3
9月	101.2	0.3	103.6	▲ 3.2	99.7	4.5	96.3	6.8	92.3	96.9	119.2	41.8	96.5	94.3
10月	103.0	1.8	107.2	0.8	98.6	▲ 1.1	109.9	0.2	86.6	94.4	114.6	54.3	99.6	96.0
11月	101.1	▲ 1.8	103.4	▲ 3.4	97.0	▲ 1.6	100.3	▲ 1.4	84.3	91.7	118.1	45.7	89.3	97.5
12月	100.9	▲ 0.2	104.1	▲ 2.2	96.2	▲ 0.8	97.2	6.9	84.9	93.8	113.0	43.2	94.3	98.5
令和7年1月	102.0	1.1	94.3	2.1	100.2	4.2	91.6	6.0	87.7	103.2	124.7	40.1	112.5	98.3
2月	102.1	0.1	97.6	0.3	100.5	0.3	91.1	4.7	85.9	104.5	123.1	39.6	93.8	99.0
3月	101.5	▲ 0.6	110.0	0.0	101.0	0.5	100.6	13.2	85.3	101.6	130.5	41.1	84.5	98.9
4月	100.4	▲ 1.1	99.8	▲ 0.8	96.7	▲ 4.3	104.9	▲ 2.1	92.0	89.2	118.3	36.2	93.4	98.9
5月	101.9	1.5	94.5	▲ 2.9	97.0	0.3	96.8	▲ 4.0	86.3	95.0	121.2	29.7	100.8	96.1
6月	101.6	▲ 0.3	102.8	3.5	99.1	2.2	102.8	2.4	94.1	94.9	115.8	29.5	90.0	94.9
7月	100.5	▲ 1.1	106.2	▲ 1.5	99.5	0.4	104.5	4.5	94.4	100.6	110.6	24.7	85.2	95.2
8月	99.2	▲ 1.3	88.4	▲ 3.3	100.7	1.2	87.2	3.8	96.7	101.5	115.7	25.7	83.6	96.2
9月	101.1	1.9	106.0	2.3	100.7	0.0	99.0	2.8	89.7	108.2	118.2	30.6	76.1	93.0
10月	101.6	0.5	107.3	0.1	98.2	▲ 2.5	109.4	▲ 0.5	93.0	96.7	110.1	42.4	86.4	91.5
11月	99.6	▲ 2.0	99.2	▲ 4.1	96.9	▲ 1.3	97.8	▲ 2.5	89.8	95.1	114.0	35.3	86.9	92.9
12月	100.3	0.7	105.0	0.9	93.5	▲ 3.5	95.8	▲ 1.4	98.1	87.2	106.8	33.3	81.2	94.8
令和8年1月	104.6	4.3	95.0	0.7	96.1	2.8	87.8	▲ 4.1	95.6	91.4	126.7	30.8	92.6	91.0
2月	102.4	▲ 2.1	97.9	0.3	R 94.1	▲ 2.1	85.3	▲ 6.4	93.3	89.8	R 117.7	28.8	85.8	94.9
3月	102.1	▲ 0.3	112.7	2.5	P 97.7	3.8	P 97.3	▲ 3.3	85.4	96.5	P 123.3	31.5	82.0	97.4

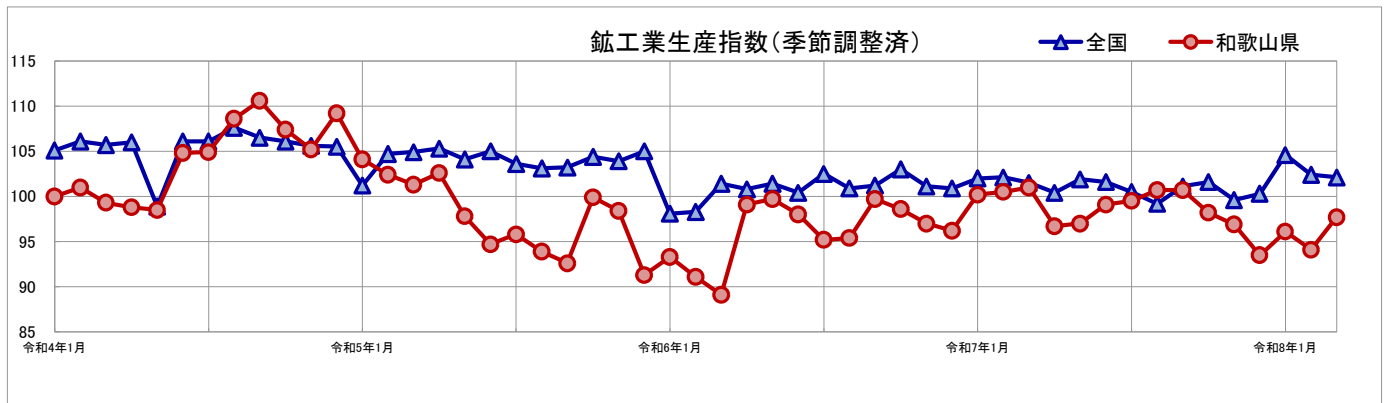
※1 前月比は季節調整済指数、前年比は原指数

※2 和歌山県の業種別(各月)は季節調整済指数、業種別(年平均)は原指数

※3 Pは速報値、Rは改訂値

※4 県の数値については、令和7年4月分速報時に令和6年年間補正を行っている。よって、令和6年1月分以降の数値は年間補正後の値となっている。また併せて令和7年1月分以降は季節調整替えを行った数値となっている。

※5 全国の数値については、令和7年1月分速報公表時に、令和6年1月以降のデータを遡って修正する年間補正を行っている。



#### ④ 公共工事請負契約額

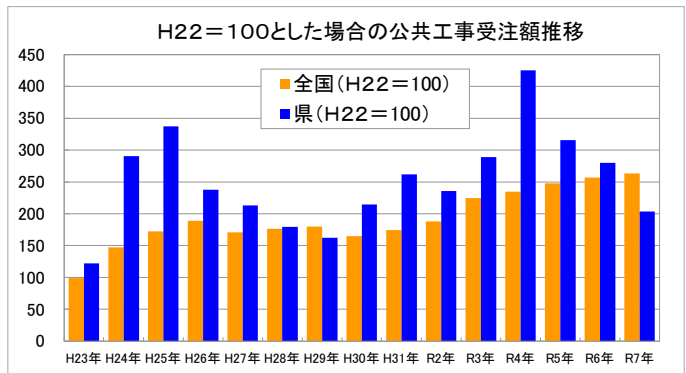
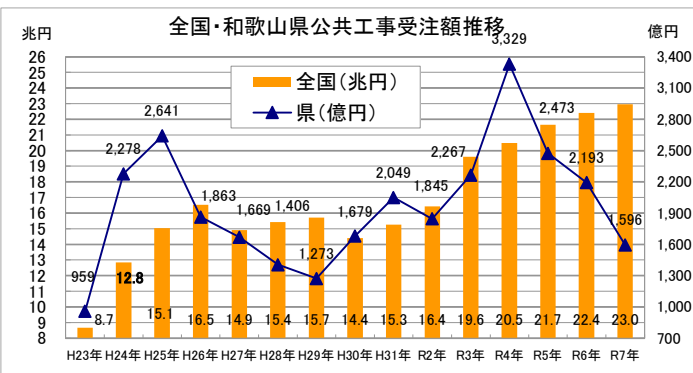
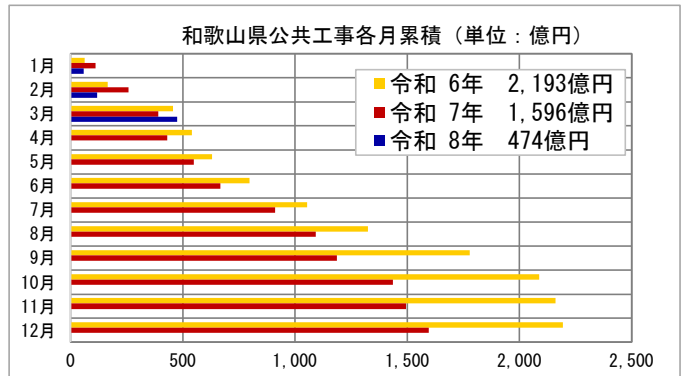
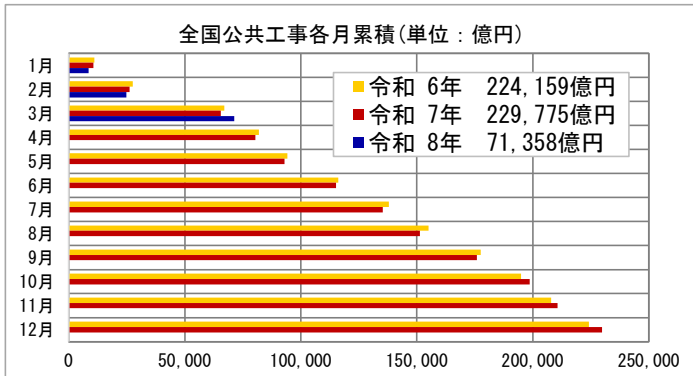
(※令和3年4月の数値より新しい推計方法に変更したため、それ以前の数値は参考値となります。数値については随時更新予定)

- 全国の受注額は、2ヶ月連続で対前年増減比増であった。
- 県の受注額は、3ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。

年月	全国						和歌山県					
	合計	前年増減比	内訳		前年増減比	合計	前年増減比	内訳		前年増減比	合計	前年増減比
			国の機関	地方の機関				国の機関	地方の機関			
(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)	
令和5年	216,536	5.7	68,904	0.003	147,632	0.08	2,473	▲25.7	1,241	▲41.1	1,231	▲49.7
令和6年	224,159	3.5	72,739	0.06	151,420	0.03	2,193	▲11.3	668	▲46.2	1,525	▲23.9
令和7年	229,775	2.5	72,647	▲0.00	157,128	0.04	1,596	▲27.2	485	▲27.3	1,111	▲27.2
令和5年1月	11,173	13.9	4,470	7.4	6,704	18.6	92.29	▲39.9	23.98	▲26.7	68.30	▲43.4
2月	20,885	80.1	7,729	43.4	13,157	112.0	132.45	5.6	89.47	4.0	42.99	9.1
3月	34,439	▲0.3	15,181	▲2.7	19,258	1.7	709.48	72.4	512.91	77.4	196.57	60.5
4月	11,822	▲12.8	5,500	▲16.0	6,322	▲9.8	87.72	41.0	58.20	226.3	29.52	▲33.5
5月	13,132	20.6	3,984	28.6	9,148	17.4	59.17	▲63.1	19.12	33.0	40.05	▲72.5
6月	20,139	▲0.7	5,344	2.6	14,796	▲1.9	287.14	55.2	120.83	105.5	166.31	31.8
7月	18,528	10.5	5,453	34.0	13,074	2.9	96.87	▲79.4	29.89	▲47.8	66.98	▲83.8
8月	17,476	1.8	3,636	▲15.2	13,840	7.5	138.54	▲22.0	11.18	▲79.4	127.36	3.3
9月	22,479	▲7.4	5,759	▲27.8	16,721	2.6	240.86	▲49.1	59.17	▲64.8	181.69	▲40.5
10月	14,585	▲16.2	3,965	▲11.9	10,620	▲17.7	262.89	88.3	106.42	44.9	156.47	136.5
11月	14,161	8.3	3,674	▲1.9	10,486	12.4	209.87	▲39.6	128.09	722.6	81.79	▲75.4
12月	17,716	14.4	4,210	2.9	13,506	18.5	155.30	▲75.1	82.07	564.5	73.23	▲88.0
令和6年1月	11,067	▲0.9	3,830	▲14.3	7,238	8.0	62.34	▲32.5	32.53	35.6	29.81	▲56.4
2月	16,496	▲21.0	7,078	▲8.4	9,418	▲28.4	103.72	▲21.7	79.17	▲11.5	24.55	▲42.9
3月	39,392	14.4	16,923	11.5	22,469	16.7	291.13	▲59.0	95.77	▲81.3	195.37	▲0.6
4月	14,954	26.5	6,900	25.5	8,054	27.4	84.58	▲3.6	14.15	▲75.7	70.43	138.6
5月	12,252	▲6.7	4,309	8.2	7,943	▲13.2	89.55	51.3	9.24	▲51.7	80.31	100.5
6月	21,935	8.9	4,406	▲17.5	17,529	18.5	165.99	▲42.2	28.56	▲76.4	137.43	▲17.4
7月	21,796	17.6	5,264	▲3.5	16,532	26.4	257.14	165.4	33.09	10.7	224.05	234.5
8月	17,062	▲2.4	4,211	15.8	12,851	▲7.1	270.84	95.5	104.01	830.3	166.83	31.0
9月	22,528	0.2	6,966	21.0	15,562	▲6.9	453.59	88.3	44.98	▲24.0	408.61	124.9
10月	17,435	19.5	4,373	10.3	13,063	23.0	309.40	17.7	195.34	83.6	114.06	▲27.1
11月	12,949	▲8.6	3,540	▲3.6	9,409	▲10.3	71.63	▲65.9	13.08	▲89.8	58.56	▲28.4
12月	16,290	▲8.0	4,937	17.3	11,353	▲15.9	33.45	▲78.5	18.04	▲78.0	15.41	▲79.0
令和7年1月	10,605	▲4.2	4,965	29.6	5,640	▲22.1	111.49	78.8	93.30	186.8	18.19	▲39.0
2月	15,579	▲5.6	6,095	▲13.9	9,484	0.7	147.56	42.3	26.40	▲66.7	121.15	393.5
3月	39,244	▲0.4	17,385	2.7	21,858	▲2.7	132.46	▲54.5	96.42	0.7	36.04	▲81.6
4月	14,961	0.04	6,429	▲6.8	8,532	5.9	39.43	▲53.4	27.23	92.4	12.20	▲82.7
5月	12,508	2.1	3,728	▲13.5	8,780	10.5	118.87	32.7	79.37	759.0	39.50	▲50.8
6月	22,300	1.7	4,175	▲5.3	18,125	3.4	117.94	▲28.9	9.56	▲66.5	108.38	▲21.1
7月	20,111	▲7.7	4,094	▲22.2	16,017	▲3.1	243.94	▲5.1	87.61	164.8	156.32	▲30.2
8月	16,022	▲6.1	4,050	▲3.8	11,973	▲6.8	180.58	▲33.3	10.95	▲89.5	169.64	1.7
9月	24,481	8.7	7,758	11.4	16,723	7.5	94.46	▲79.2	▲59.06	▲231.3	153.52	▲62.4
10月	22,763	30.6	5,065	15.8	17,698	35.5	249.54	▲19.3	92.48	▲52.7	157.06	37.7
11月	12,054	▲6.9	3,240	▲8.5	8,814	▲6.3	57.75	▲19.4	5.94	▲54.6	51.81	▲11.5
12月	19,148	17.5	5,663	14.7	13,484	18.8	102.26	205.7	15.27	▲15.4	86.99	464.5
令和8年1月	8,555	▲19.3	3,214	▲35.3	5,341	▲5.3	57.82	▲48.1	42.84	▲54.1	14.98	▲17.7
2月	16,298	4.6	8,115	33.1	8,183	▲13.7	61.72	▲58.2	27.04	2.4	34.68	▲71.4
3月	46,505	18.5	19,572	12.6	26,933	23.2	354.86	167.9	140.01	45.2	214.86	496.2

資料出所

国土交通省



# ⑤ 消 費

## (1)百貨店・スーパー販売額

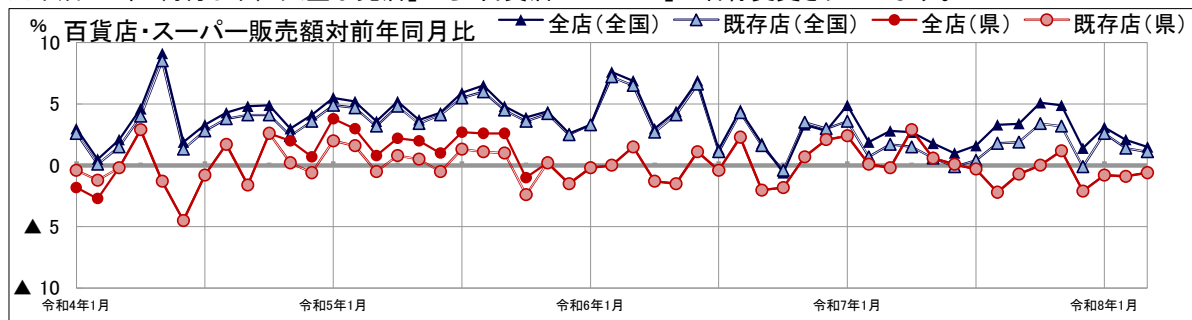
- 全店ベースでは、全国は17ヶ月連続で対前年同月比増、県は4ヶ月連続で対前年同月比減であった。
- 既存店ベースでは、全国は3ヶ月連続で対前年同月比増、県は4ヶ月連続で対前年同月比減であった。

年月	百貨店・スーパー販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額 (億円)	店舗数 [年末、月末]	前年比		販売額 (億円)	店舗数 [年末、月末]	前年比	
全店 (%)			既存店 (%)	全店 (%)			既存店 (%)	
令和5年	216,073	6,151	4.6	4.2	1,106	40	1.5	0.3
令和6年	224,065	6,159	3.7	3.6	1,107	40	0.1	0.1
令和7年	230,210	6,238	1.4	▲0.1	1,108	40	▲2.1	▲2.1
令和5年1月	17,681	6,103	5.5	4.9	104	40	3.8	2.0
2月	15,820	6,110	5.2	4.7	87	40	3.0	1.6
3月	17,669	6,111	3.6	3.2	86	40	0.8	▲0.5
4月	17,095	6,120	5.2	4.8	88	40	2.2	0.8
5月	17,437	6,123	3.7	3.4	88	40	2.0	0.5
6月	17,461	6,126	4.3	4.1	88	40	1.0	▲0.5
7月	18,741	6,132	5.9	5.5	93	40	2.7	1.3
8月	17,858	6,133	6.5	6.0	96	40	2.6	1.1
9月	17,084	6,133	4.8	4.5	87	40	2.6	1.0
10月	18,018	6,141	3.9	3.6	88	40	▲1.0	▲2.4
11月	18,363	6,142	4.4	4.2	92	40	0.2	0.2
12月	22,846	6,151	2.6	2.5	106	40	▲1.5	▲1.5
令和6年1月	18,264	6,148	3.3	3.3	104	40	▲0.2	▲0.2
2月	17,021	6,147	7.6	7.2	87	40	0.0	0.0
3月	18,886	6,147	6.9	6.5	87	40	1.5	1.5
4月	17,612	6,149	3.0	2.7	87	40	▲1.3	▲1.3
5月	18,212	6,151	4.4	4.1	87	40	▲1.5	▲1.5
6月	18,675	6,154	6.9	6.6	89	40	1.1	1.1
7月	18,990	6,159	1.3	1.1	93	40	▲0.4	▲0.4
8月	18,664	6,158	4.5	4.3	98	40	2.3	2.3
9月	17,394	6,146	1.8	1.6	86	40	▲2.0	▲2.0
10月	17,895	6,134	▲0.6	▲0.4	87	40	▲1.8	▲1.8
11月	18,976	6,146	3.3	3.5	93	40	0.7	0.7
12月	23,477	6,159	2.8	3.0	108	40	2.1	2.1
令和7年1月	19,159	6,207	4.9	3.6	107	40	2.4	2.4
2月	17,306	6,179	1.9	0.7	87	40	0.1	0.1
3月	19,350	6,177	2.8	1.7	87	40	▲0.2	▲0.2
4月	18,025	6,188	2.7	1.5	90	40	2.9	2.9
5月	18,495	6,195	1.8	0.6	88	40	0.6	0.6
6月	18,821	6,197	1.0	▲0.1	89	40	0.1	0.1
7月	19,259	6,205	1.6	0.4	93	40	▲0.3	▲0.3
8月	19,277	6,210	3.3	1.8	96	40	▲2.2	▲2.2
9月	17,993	6,212	3.4	1.9	85	40	▲0.7	▲0.7
10月	18,815	6,222	5.1	3.4	87	40	0.0	0.0
11月	19,903	6,228	4.9	3.2	94	40	1.2	1.2
12月	23,809	6,238	1.4	▲0.1	106	40	▲2.1	▲2.1
令和8年1月	19,733	6,231	3.7	2.6	106	40	▲0.8	▲0.8
2月	17,645	6,226	2.1	1.4	86	40	▲0.9	▲0.9
3月	19,624	6,221	1.5	1.1	86	40	▲0.6	▲0.6

資料出所

経済産業省

※平成27年7月分より、「大型小売店」から「百貨店・スーパー」に名称変更されています。



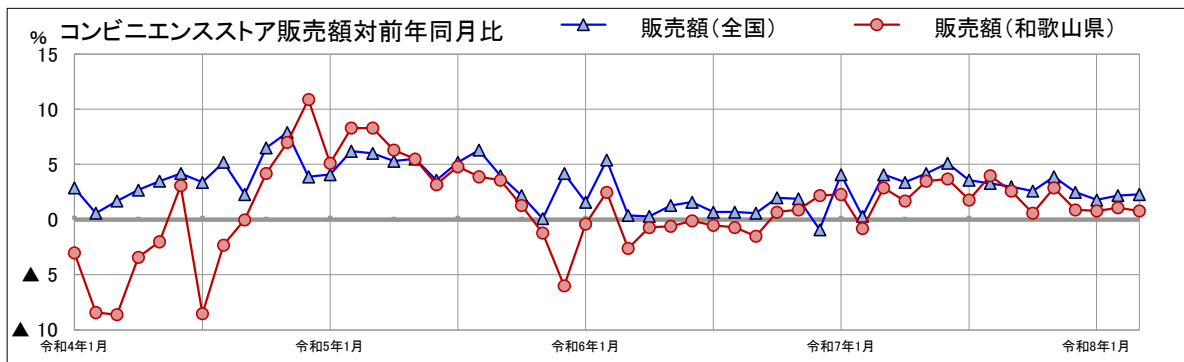
## (2) コンビニエンスストア販売額

●全国は15ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は13ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	コンビニエンスストア販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)
令和5年	127,320	4.4	56,112	▲ 0.2	728	3.4	371	0.0
令和6年	128,887	1.2	55,988	▲ 0.2	727	▲ 0.1	368	▲ 0.8
令和7年	133,212	3.4	56,659	1.2	744	2.2	365	▲ 0.8
令和5年1月	9,924	4.1	56,212	▲ 0.3	58	5.1	371	▲ 1.1
2月	9,265	6.2	56,261	▲ 0.2	54	8.3	370	▲ 0.8
3月	10,562	6.0	56,149	▲ 0.3	61	8.3	371	▲ 0.3
4月	10,395	5.3	56,150	▲ 0.3	59	6.3	371	▲ 0.5
5月	10,633	5.5	56,148	▲ 0.3	62	5.5	371	▲ 0.3
6月	10,506	3.6	56,118	▲ 0.3	60	3.2	371	▲ 0.3
7月	11,403	5.2	56,142	▲ 0.3	65	4.8	373	0.0
8月	11,391	6.3	56,168	▲ 0.3	66	3.9	372	▲ 0.3
9月	10,617	4.0	56,156	▲ 0.2	60	3.6	372	0.0
10月	10,815	2.2	56,171	▲ 0.1	62	1.3	372	0.0
11月	10,334	0.1	56,140	▲ 0.2	59	▲ 1.2	372	0.3
12月	11,475	4.2	56,112	▲ 0.2	63	▲ 6.0	371	0.0
令和6年1月	10,086	1.6	56,090	▲ 0.2	58	▲ 0.4	372	0.3
2月	9,768	5.4	56,029	▲ 0.4	55	2.5	371	0.3
3月	10,602	0.4	55,942	▲ 0.4	60	▲ 2.6	369	▲ 0.5
4月	10,423	0.3	55,968	▲ 0.3	59	▲ 0.7	369	▲ 0.5
5月	10,773	1.3	55,959	▲ 0.3	61	▲ 0.6	367	▲ 1.1
6月	10,670	1.6	55,946	▲ 0.3	60	▲ 0.1	366	▲ 1.3
7月	11,482	0.7	55,969	▲ 0.3	65	▲ 0.5	367	▲ 1.6
8月	11,466	0.7	55,995	▲ 0.3	65	▲ 0.7	367	▲ 1.3
9月	10,682	0.6	55,974	▲ 0.3	59	▲ 1.5	367	▲ 1.3
10月	11,030	2.0	55,976	▲ 0.3	62	0.7	367	▲ 1.3
11月	10,534	1.9	55,981	▲ 0.3	59	0.9	367	▲ 1.3
12月	11,372	▲ 0.9	55,988	▲ 0.2	64	2.2	368	▲ 0.8
令和7年1月	10,496	4.1	56,523	0.8	60	2.3	368	▲ 1.1
2月	9,802	0.3	56,606	1.0	54	▲ 0.8	367	▲ 1.1
3月	11,041	4.1	56,527	1.0	62	2.9	367	▲ 0.5
4月	10,779	3.4	56,557	1.1	60	1.7	366	▲ 0.8
5月	11,223	4.2	56,521	1.0	63	3.5	367	0.0
6月	11,211	5.1	56,546	1.1	62	3.7	366	0.0
7月	11,900	3.6	56,563	1.1	66	1.8	367	0.0
8月	11,845	3.3	56,585	1.1	68	4.0	367	0.0
9月	11,000	3.0	56,580	1.1	61	2.6	367	0.0
10月	11,318	2.6	56,612	1.1	62	0.6	366	▲ 0.3
11月	10,941	3.9	56,644	1.2	61	2.9	364	▲ 0.8
12月	11,656	2.5	56,659	1.2	65	0.9	365	▲ 0.8
令和8年1月	10,685	1.8	56,720	0.3	60	0.8	366	▲ 0.5
2月	10,014	2.2	56,779	0.3	55	1.1	366	▲ 0.3
3月	11,295	2.3	56,727	0.4	62	0.8	366	▲ 0.3

資料出所

経済産業省

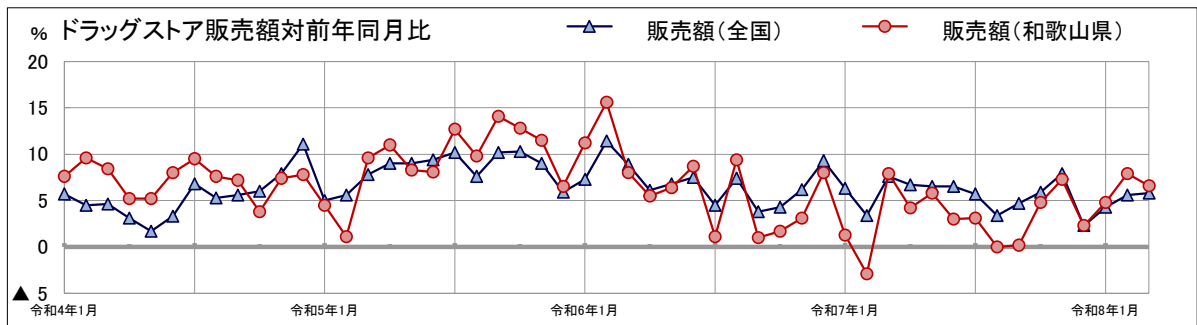


### (3)ドラッグストア販売額

●全国は59ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は7ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	ドラッグストア販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)		前年比 (%)	
令和5年	83,450	8.3	19,021	3.2	394	9.3	108	3.8
令和6年	89,202	6.9	19,664	3.4	419	6.3	110	1.9
令和7年	94,141	5.5	20,373	3.6	432	3.1	113	2.7
令和5年1月	6,482	5.0	18,462	4.5	29	4.5	105	2.9
2月	6,126	5.6	18,478	4.4	28	1.1	105	1.9
3月	6,713	7.8	18,562	4.2	32	9.6	107	3.9
4月	6,744	9.0	18,640	4.2	32	11.0	107	3.9
5月	6,849	9.0	18,687	3.9	33	8.3	107	2.9
6月	6,973	9.4	18,700	3.7	33	8.1	104	0.0
7月	7,456	10.2	18,744	3.4	36	12.7	105	1.0
8月	7,290	7.6	18,768	3.3	35	9.8	106	2.9
9月	7,016	10.2	18,827	3.3	34	14.1	107	3.9
10月	7,111	10.3	18,874	3.2	33	12.8	107	2.9
11月	6,948	9.0	18,943	3.1	32	11.5	107	2.9
12月	7,742	5.9	19,021	3.2	36	6.5	108	3.8
令和6年1月	6,959	7.3	19,067	3.3	33	11.2	108	2.9
2月	6,815	11.4	19,108	3.4	32	15.6	109	3.8
3月	7,313	8.9	19,198	3.4	34	8.0	109	1.9
4月	7,150	6.1	19,268	3.3	34	5.5	110	2.8
5月	7,315	6.8	19,318	3.3	35	6.4	110	2.8
6月	7,493	7.5	19,372	3.6	36	8.7	109	4.8
7月	7,793	4.5	19,412	3.6	36	1.1	109	3.8
8月	7,833	7.4	19,440	3.6	38	9.4	110	3.8
9月	7,285	3.8	19,526	3.7	34	1.0	110	2.8
10月	7,415	4.3	19,557	3.6	34	1.7	110	2.8
11月	7,371	6.2	19,619	3.5	33	3.1	110	2.8
12月	8,461	9.3	19,664	3.3	39	8.0	110	1.9
令和7年1月	7,396	6.3	19,864	4.2	33	1.3	110	1.9
2月	7,047	3.4	19,893	4.1	31	▲ 2.9	110	0.9
3月	7,866	7.6	19,994	4.1	37	7.9	113	3.7
4月	7,628	6.7	20,071	4.2	35	4.2	113	2.7
5月	7,792	6.5	20,119	4.1	37	5.8	112	1.8
6月	7,981	6.5	20,130	3.9	37	3.0	111	1.8
7月	8,241	5.7	20,161	3.9	38	3.1	111	1.8
8月	8,094	3.4	20,177	3.8	38	0.0	112	1.8
9月	7,630	4.7	20,216	3.5	34	0.2	112	1.8
10月	7,856	5.9	20,256	3.6	36	4.8	113	2.7
11月	7,955	7.9	20,328	3.6	36	7.3	113	2.7
12月	8,654	2.3	20,373	3.6	40	2.3	113	2.7
令和8年1月	7,695	4.3	20,406	2.7	35	4.8	113	2.7
2月	7,440	5.6	20,446	2.8	34	7.9	113	2.7
3月	8,324	5.8	20,468	2.4	39	6.6	114	0.9

経済産業省



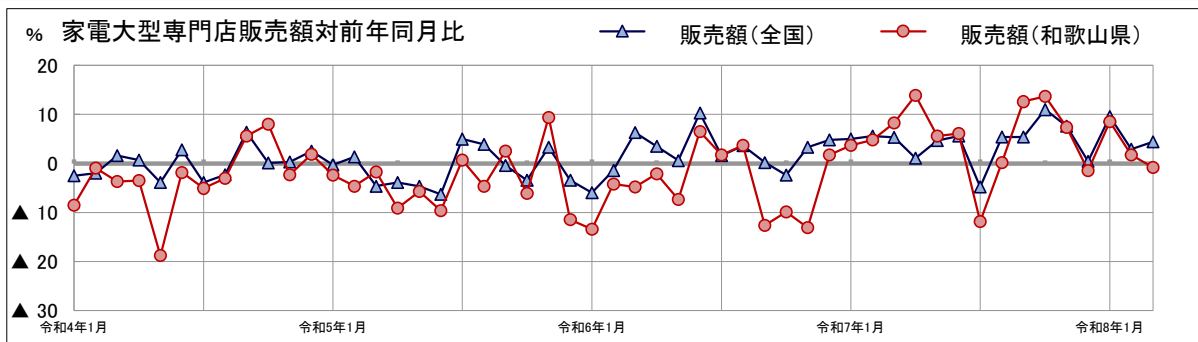
#### (4)家電大型専門店販売額

●全国は8ヶ月連続で対前年同月増であり、県は3ヶ月ぶりに対前年同月比減であった。

年月	家電大型専門店販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)		店舗数 [年末、月末]		販売額(和歌山県) (億円)		店舗数 [年末、月末]	
	前年比 (%)		前年比 (%)	前年比 (%)	前年比 (%)		前年比 (%)	
令和5年	46,284	▲ 1.2	2,673	0.1	281	▲ 3.5	27	3.8
令和6年	47,288	2.2	2,670	▲ 0.1	268	▲ 4.5	27	0.0
令和7年	49,214	4.1	2,657	▲ 0.5	280	4.4	27	0.0
令和5年1月	4,184	▲ 0.3	2,667	1.2	25	▲ 2.4	26	0.0
2月	3,467	1.3	2,670	1.2	20	▲ 4.6	26	0.0
3月	4,285	▲ 4.6	2,667	0.9	26	▲ 1.7	27	3.8
4月	3,416	▲ 3.9	2,671	0.7	19	▲ 9.1	27	3.8
5月	3,506	▲ 4.7	2,669	0.4	21	▲ 5.7	27	3.8
6月	3,656	▲ 6.3	2,672	0.3	22	▲ 9.6	27	3.8
7月	4,463	5.0	2,673	0.3	29	0.7	27	3.8
8月	3,757	3.9	2,671	0.3	23	▲ 4.6	27	3.8
9月	3,764	▲ 0.4	2,664	0.0	24	2.5	27	3.8
10月	3,397	▲ 3.4	2,668	0.0	19	▲ 6.1	27	3.8
11月	3,708	3.3	2,675	0.1	23	9.4	27	3.8
12月	4,682	▲ 3.4	2,673	0.1	28	▲ 11.4	27	3.8
令和6年1月	3,941	▲ 6.0	2,664	▲ 0.1	22	▲ 13.4	27	3.8
2月	3,423	▲ 1.4	2,662	▲ 0.3	20	▲ 4.2	27	3.8
3月	4,563	6.3	2,664	▲ 0.1	25	▲ 4.8	27	0.0
4月	3,540	3.5	2,667	▲ 0.1	19	▲ 2.1	27	0.0
5月	3,532	0.6	2,668	0.0	19	▲ 7.3	27	0.0
6月	4,037	10.3	2,668	▲ 0.1	24	6.5	27	0.0
7月	4,540	1.6	2,670	▲ 0.1	29	1.7	27	0.0
8月	3,891	3.6	2,665	▲ 0.2	23	3.7	27	0.0
9月	3,771	0.2	2,665	0.0	21	▲ 12.6	27	0.0
10月	3,315	▲ 2.4	2,665	▲ 0.1	18	▲ 9.9	27	0.0
11月	3,831	3.3	2,671	▲ 0.1	20	▲ 13.1	27	0.0
12月	4,905	4.8	2,670	▲ 0.1	29	1.7	27	0.0
令和7年1月	4,138	5.0	2,660	▲ 0.2	23	3.7	27	0.0
2月	3,616	5.6	2,654	▲ 0.3	20	4.8	27	0.0
3月	4,802	5.3	2,652	▲ 0.5	27	8.3	27	0.0
4月	3,577	1.1	2,651	▲ 0.6	21	13.9	27	0.0
5月	3,697	4.7	2,655	▲ 0.5	20	5.6	27	0.0
6月	4,261	5.6	2,652	▲ 0.6	25	6.1	27	0.0
7月	4,320	▲ 4.8	2,645	▲ 0.9	26	▲ 11.8	27	0.0
8月	4,099	5.4	2,648	▲ 0.6	23	0.2	27	0.0
9月	3,975	5.4	2,650	▲ 0.6	24	12.6	27	0.0
10月	3,679	11.0	2,657	▲ 0.3	20	13.7	27	0.0
11月	4,122	7.6	2,655	▲ 0.6	22	7.4	27	0.0
12月	4,927	0.4	2,657	▲ 0.5	28	▲ 1.5	27	0.0
令和8年1月	4,534	9.6	2,651	▲ 0.2	25	8.5	27	0.0
2月	3,719	2.9	2,646	▲ 0.3	21	1.7	27	0.0
3月	5,015	4.4	2,640	▲ 0.5	27	▲ 0.8	27	0.0

資料出所

経済産業省



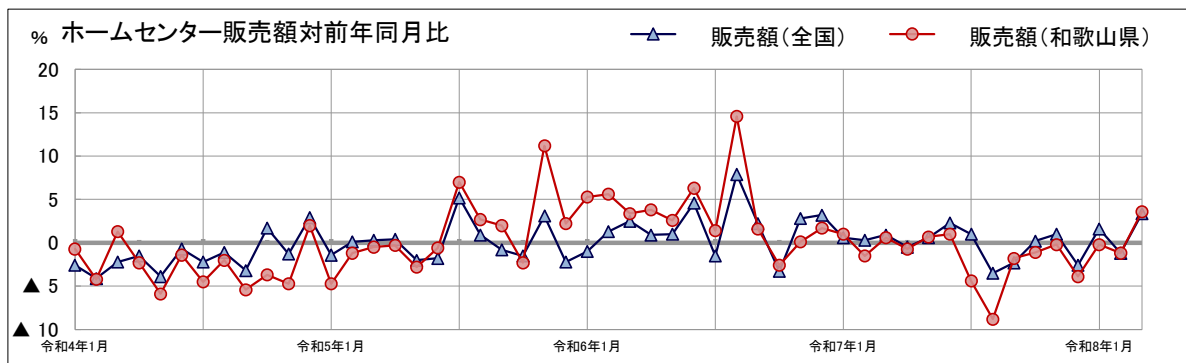
### (5)ホームセンター販売額

●全国は2ヶ月ぶりに対前年同月比増であり、県は9ヶ月ぶりに対前年同月比増であった。

年月	ホームセンター販売額							
	全国				和歌山県			
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)	店舗数 [年末、月末]	前年比 (%)
令和5年	33,412	▲ 0.0	4,476	0.9	296	0.9	58	3.6
令和6年	33,988	1.7	4,531	1.2	307	3.7	58	0.0
令和7年	33,917	▲ 0.2	4,563	0.7	301	▲ 1.7	56	▲ 3.4
令和5年1月	2,469	▲ 1.4	4,442	1.4	21	▲ 4.7	56	0.0
2月	2,248	0.1	4,442	1.4	20	▲ 1.2	56	0.0
3月	2,680	0.3	4,440	1.1	24	▲ 0.5	56	0.0
4月	2,997	0.4	4,451	1.0	27	▲ 0.3	56	0.0
5月	3,040	▲ 2.0	4,449	1.0	27	▲ 2.8	56	0.0
6月	2,760	▲ 1.8	4,452	1.1	25	▲ 0.6	56	0.0
7月	3,023	5.2	4,454	1.1	27	7.0	57	1.8
8月	2,766	0.9	4,454	1.0	24	2.7	57	1.8
9月	2,548	▲ 0.8	4,459	1.0	23	2.0	57	1.8
10月	2,802	▲ 1.5	4,460	0.9	25	▲ 2.3	57	1.8
11月	2,756	3.1	4,467	0.8	25	11.2	58	3.6
12月	3,322	▲ 2.2	4,476	0.9	29	2.2	58	3.6
令和6年1月	2,444	▲ 1.0	4,472	0.7	22	5.3	58	3.6
2月	2,278	1.3	4,473	0.7	21	5.6	58	3.6
3月	2,747	2.5	4,486	1.0	24	3.4	58	3.6
4月	3,022	0.9	4,496	1.0	28	3.8	58	3.6
5月	3,070	1.0	4,496	1.1	28	2.6	58	3.6
6月	2,888	4.6	4,499	1.1	26	6.3	58	3.6
7月	2,977	▲ 1.5	4,506	1.2	28	1.4	58	1.8
8月	2,984	7.9	4,510	1.3	28	14.6	58	1.8
9月	2,605	2.2	4,512	1.2	23	1.6	58	1.8
10月	2,709	▲ 3.3	4,518	1.3	24	▲ 2.6	58	1.8
11月	2,834	2.8	4,528	1.4	25	0.1	58	0.0
12月	3,428	3.2	4,531	1.2	30	1.7	58	0.0
令和7年1月	2,458	0.6	4,530	1.3	22	1.0	58	0.0
2月	2,286	0.3	4,531	1.3	21	▲ 1.5	58	0.0
3月	2,773	0.9	4,536	1.2	25	0.6	58	0.0
4月	3,008	▲ 0.5	4,553	1.3	27	▲ 0.7	58	0.0
5月	3,089	0.6	4,551	1.3	28	0.7	57	▲ 1.7
6月	2,955	2.3	4,553	1.2	26	1.0	57	▲ 1.7
7月	3,006	1.0	4,555	1.1	26	▲ 4.4	56	▲ 3.4
8月	2,880	▲ 3.5	4,554	1.0	26	▲ 8.8	56	▲ 3.4
9月	2,546	▲ 2.3	4,555	1.0	23	▲ 1.8	56	▲ 3.4
10月	2,716	0.2	4,564	1.0	24	▲ 1.1	56	▲ 3.4
11月	2,862	1.0	4,559	0.7	25	▲ 0.2	56	▲ 3.4
12月	3,338	▲ 2.6	4,563	0.7	29	▲ 3.9	56	▲ 3.4
令和8年1月	2,498	1.6	4,557	0.6	22	▲ 0.2	56	▲ 3.4
2月	2,257	▲ 1.2	4,557	0.6	21	▲ 1.2	56	▲ 3.4
3月	2,868	3.4	4,566	0.7	25	3.6	56	▲ 3.4

資料出所

経済産業省



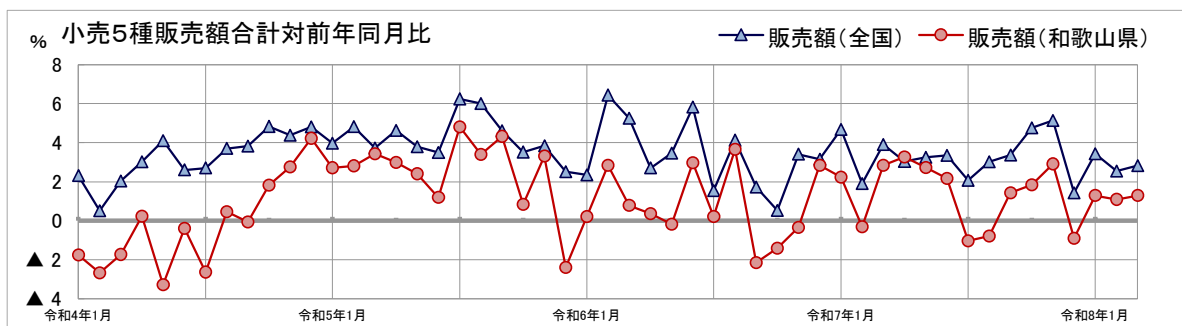
(6)小売5種((1)~(5))販売額合計

●全国は52ヶ月連続で対前年同月比増であり、県は3ヶ月連続で対前年同月比増であった。

年月	小売5種販売額合計			
	全国		和歌山県	
	販売額(全国) (億円)	前年比 (%)	販売額(和歌山県) (億円)	前年比 (%)
令和5年	506,539	4.2	2,805	2.4
令和6年	523,429	3.3	2,828	0.8
令和7年	540,694	3.3	2,865	1.3
令和5年1月	40,740	4.0	238	2.7
2月	36,926	4.8	209	2.8
3月	41,909	3.7	229	3.4
4月	40,647	4.6	225	3.0
5月	41,465	3.8	230	2.4
6月	41,356	3.5	228	1.2
7月	45,086	6.2	251	4.8
8月	43,062	6.0	244	3.4
9月	41,029	4.6	228	4.3
10月	42,143	3.5	228	0.8
11月	42,109	3.8	232	3.3
12月	50,067	2.5	263	▲ 2.4
令和6年1月	41,695	2.3	239	0.2
2月	39,304	6.4	215	2.8
3月	44,111	5.3	231	0.8
4月	41,747	2.7	226	0.4
5月	42,901	3.5	230	▲ 0.2
6月	43,763	5.8	235	3.0
7月	45,782	1.5	251	0.2
8月	44,838	4.1	253	3.7
9月	41,737	1.7	223	▲ 2.1
10月	42,364	0.5	225	▲ 1.4
11月	43,546	3.4	231	▲ 0.3
12月	51,642	3.1	270	2.8
令和7年1月	43,647	4.7	244	2.2
2月	40,056	1.9	214	▲ 0.3
3月	45,832	3.9	237	2.8
4月	43,017	3.0	234	3.3
5月	44,297	3.3	236	2.7
6月	45,230	3.4	240	2.2
7月	46,726	2.1	249	▲ 1.0
8月	46,195	3.0	251	▲ 0.8
9月	43,144	3.4	226	1.4
10月	44,383	4.8	229	1.8
11月	45,783	5.1	238	2.9
12月	52,384	1.4	268	▲ 0.9
令和8年1月	45,145	3.4	247	1.3
2月	41,075	2.5	216	1.1
3月	47,127	2.8	241	1.3

資料出所

経済産業省



⑥ 自動車・軽自動車  
 (1) 自動車新車登録台数

●全国は、4ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。  
 ●県は、4ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。

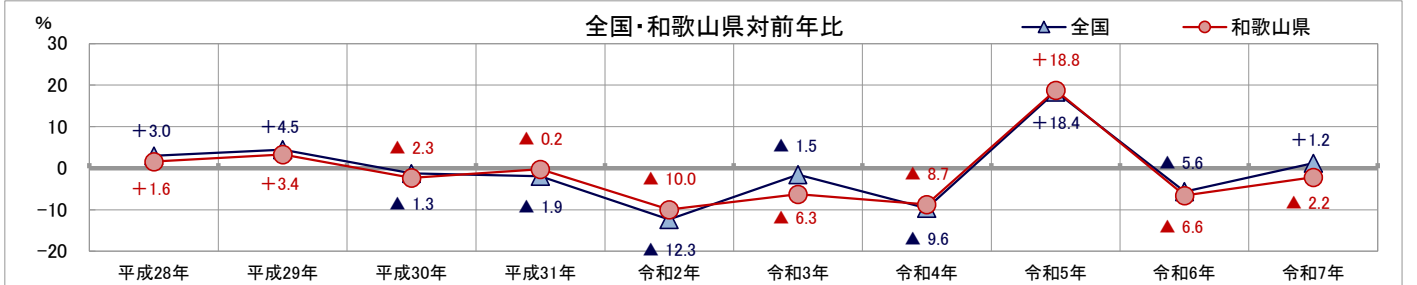
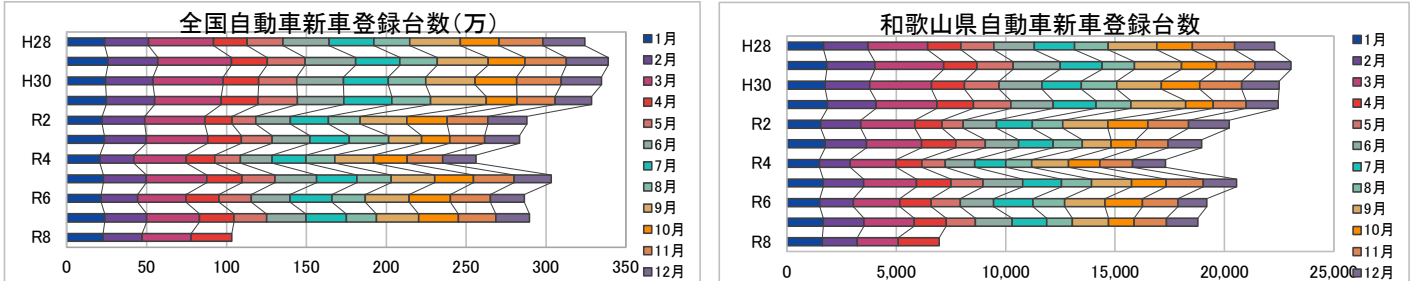
年月	自動車新車登録台数			
	全国	前年増減比 (%)	和歌山県	前年増減比 (%)
令和5年	3,034,167	18.4	20,552	18.8
令和6年	2,863,626	▲ 5.6	19,201	▲ 6.6
令和7年	2,898,417	1.2	18,779	▲ 2.2
令和5年1月	229,497	10.8	1,673	12.7
2月	269,837	26.3	1,830	30.4
3月	378,557	15.7	2,423	15.1
4月	219,987	23.1	1,571	34.2
5月	206,663	28.1	1,464	36.7
6月	259,794	31.5	1,823	35.6
7月	253,241	18.3	1,770	23.9
8月	213,865	19.4	1,368	15.5
9月	272,208	12.5	1,830	9.1
10月	243,144	14.9	1,584	10.2
11月	255,054	15.1	1,700	13.9
12月	232,320	11.1	1,516	1.1
令和6年1月	216,926	▲ 5.5	1,501	▲ 10.3
2月	226,769	▲ 16.0	1,531	▲ 16.3
3月	303,216	▲ 19.9	2,128	▲ 12.2
4月	207,536	▲ 5.7	1,442	▲ 8.2
5月	201,643	▲ 2.4	1,331	▲ 9.1
6月	241,561	▲ 7.0	1,520	▲ 16.6
7月	263,194	3.9	1,787	1.0
8月	208,683	▲ 2.4	1,457	6.5
9月	274,378	0.8	1,838	0.4
10月	259,132	6.6	1,717	8.4
11月	249,842	▲ 2.0	1,633	▲ 3.9
12月	210,746	▲ 9.3	1,316	▲ 13.2
令和7年1月	238,906	10.1	1,674	11.5
2月	262,755	15.9	1,853	21.0
3月	329,918	8.8	2,302	8.2
4月	217,064	4.6	1,453	0.8
5月	203,523	0.9	1,328	▲ 0.2
6月	247,563	2.5	1,690	11.2
7月	252,196	▲ 4.2	1,578	▲ 11.7
8月	186,594	▲ 10.6	1,169	▲ 19.8
9月	265,391	▲ 3.3	1,657	▲ 9.8
10月	247,883	▲ 4.3	1,169	▲ 31.9
11月	234,715	▲ 6.1	1,484	▲ 9.1
12月	211,909	0.6	1,422	8.1
令和8年1月	228,832	▲ 4.2	1,622	▲ 3.1
2月	243,670	▲ 7.3	1,598	▲ 13.8
3月	305,976	▲ 7.3	1,871	▲ 18.7
4月	255,370	17.6	1,865	28.4

資料出所

(一社) 日本自動車販売協会連合会

和歌山県自動車販売協会

※自動車新車登録台数とは、各運輸支局に届出のあった、軽自動車を除く乗用車・貨物車・バスの新規登録台数のこと。



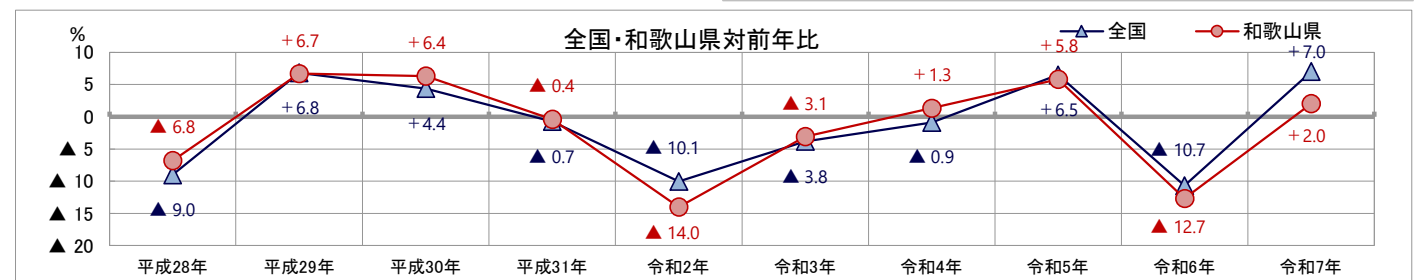
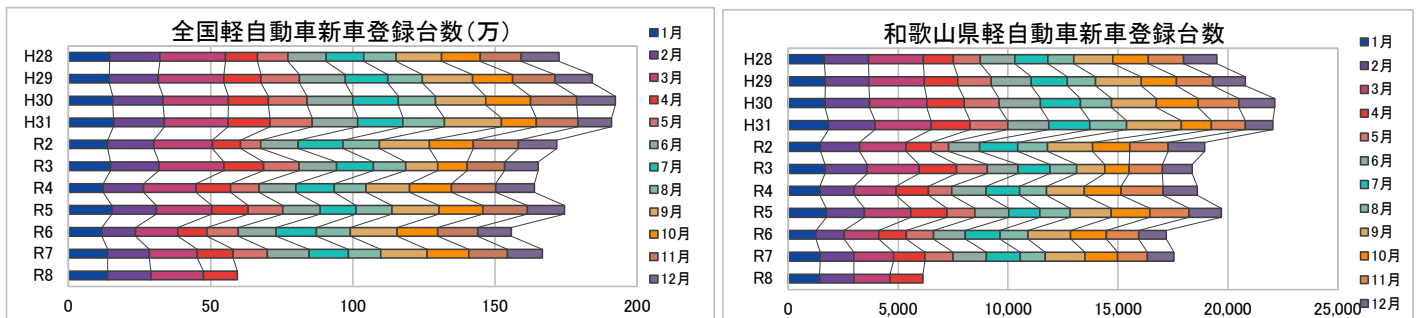
## (2) 軽自動車新車販売台数

- 全国は、5ヶ月ぶりに対前年増減比減であった。
- 県は、2ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。

年月	軽自動車新車販売台数			
	全国	前年増減比 (%)	和歌山県	前年増減比 (%)
令和5年	1,744,919	6.5	19,696	5.8
令和6年	1,557,868	▲ 10.7	17,195	▲ 12.7
令和7年	1,667,360	7.0	17,547	2.0
令和5年1月	152,841	24.7	1,731	20.3
2月	156,889	11.3	1,741	12.0
3月	193,937	4.5	2,103	9.7
4月	129,605	7.2	1,635	11.5
5月	120,068	20.0	1,271	19.5
6月	132,925	2.0	1,550	▲ 1.1
7月	125,811	▲ 6.9	1,419	▲ 6.7
8月	126,476	14.0	1,386	13.8
9月	165,285	7.9	1,856	7.2
10月	154,528	4.7	1,752	4.9
11月	156,035	0.3	1,791	▲ 6.0
12月	130,519	▲ 3.5	1,461	▲ 6.1
令和6年1月	117,950	▲ 22.8	1,272	▲ 26.5
2月	118,051	▲ 24.8	1,273	▲ 26.9
3月	148,228	▲ 23.6	1,579	▲ 24.9
4月	102,809	▲ 20.7	1,248	▲ 23.7
5月	110,763	▲ 7.7	1,243	▲ 2.2
6月	132,038	▲ 0.7	1,436	▲ 7.4
7月	141,981	12.9	1,579	11.3
8月	119,788	▲ 5.3	1,283	▲ 7.4
9月	164,355	▲ 0.6	1,938	4.4
10月	143,178	▲ 7.3	1,629	▲ 7.0
11月	139,687	▲ 10.5	1,458	▲ 18.6
12月	119,040	▲ 8.8	1,257	▲ 14.0
令和7年1月	137,352	16.4	1,466	15.3
2月	146,593	24.2	1,520	19.4
3月	169,828	14.6	1,802	14.1
4月	125,814	22.4	1,425	14.2
5月	120,546	8.8	1,284	3.3
6月	145,599	10.3	1,523	6.1
7月	138,316	▲ 2.6	1,529	▲ 3.2
8月	114,625	▲ 4.3	1,154	▲ 10.1
9月	162,825	▲ 0.9	1,795	▲ 7.4
10月	147,306	2.9	1,490	▲ 8.5
11月	135,006	▲ 3.4	1,354	▲ 7.1
12月	123,550	3.8	1,205	▲ 4.1
令和8年1月	138,920	7.1	1,421	▲ 3.1
2月	151,295	3.2	1,568	3.2
3月	184,664	8.7	1,644	▲ 8.8
4月	118,582	▲ 5.7	1,489	4.5

資料出所

(一社)全国軽自動車協会連合会



# ⑦ 家計消費支出・消費者物価指数

(消費者物価指数:2020年=100)

年	全国				和歌山市			
	家計消費支出		消費者物価指数		家計消費支出		消費者物価指数	
	(千円)	前年比 (%)	(総合)	前年比 (%)	(千円)	前年比 (%)	(総合)	前年比 (%)
令和5年	293.997	1.1	105.6	3.3	259.438	▲ 1.7	103.9	2.6
令和6年	300.243	2.1	108.5	2.7	265.740	2.4	106.2	2.2
令和7年	314.001	4.6	111.9	3.2	274.373	3.2	110.0	3.5

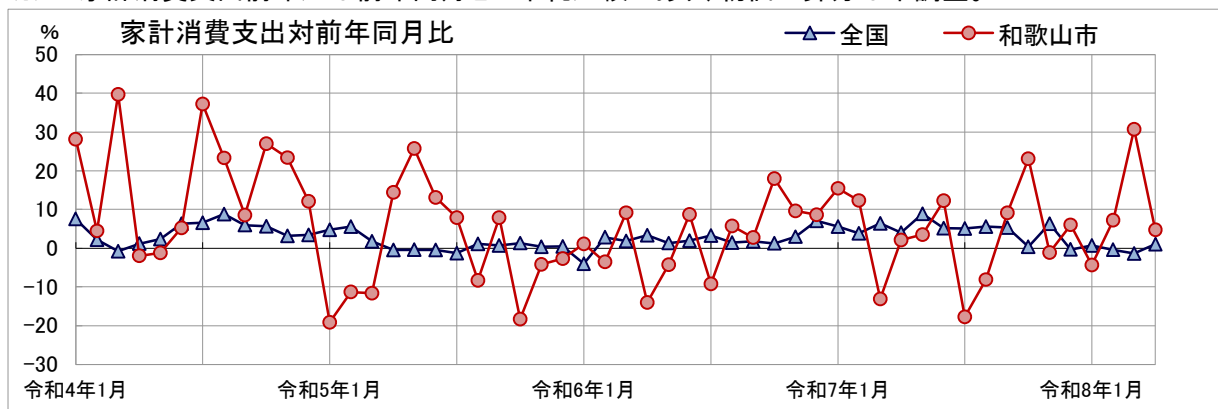
年月	(千円)	前年	(総合)	前年	(千円)	前年	(総合)	前年
		増減比 (%)		比 (%)		増減比 (%)		比 (%)
令和5年1月	301.646	4.8	104.7	4.3	235.415	▲ 19.1	103.8	3.9
2月	272.214	5.6	104.0	3.3	216.784	▲ 11.3	103.0	3.2
3月	312.758	1.8	104.4	3.2	259.543	▲ 11.6	103.1	3.0
4月	303.076	▲ 0.5	105.1	3.5	274.204	14.4	103.2	2.8
5月	286.443	▲ 0.4	105.1	3.2	265.452	25.7	103.4	2.7
6月	275.545	▲ 0.5	105.2	3.3	243.441	13.1	103.3	2.5
7月	281.736	▲ 1.3	105.7	3.3	317.726	7.9	103.7	2.5
8月	293.161	1.1	105.9	3.2	252.453	▲ 8.4	104.1	2.8
9月	282.969	0.7	106.2	3.0	257.492	7.9	104.2	2.2
10月	301.974	1.3	107.1	3.3	238.961	▲ 18.3	105.1	2.0
11月	286.922	0.3	106.9	2.8	265.719	▲ 4.1	105.1	1.6
12月	329.518	0.4	106.8	2.6	286.060	▲ 2.7	105.1	1.7
令和6年1月	289.467	▲ 4.0	106.9	2.2	238.001	1.1	105.2	1.4
2月	279.868	2.8	106.9	2.8	209.155	▲ 3.5	105.0	1.9
3月	318.713	1.9	107.2	2.7	283.276	9.1	104.9	1.7
4月	313.300	3.4	107.7	2.5	235.874	▲ 14.0	105.2	2.0
5月	290.328	1.4	108.1	2.8	254.218	▲ 4.2	105.7	2.3
6月	280.888	1.9	108.2	2.8	264.606	8.7	106.0	2.6
7月	290.931	3.3	108.6	2.8	288.530	▲ 9.2	106.5	2.6
8月	297.487	1.5	109.1	3.0	266.796	5.7	106.8	2.7
9月	287.963	1.8	108.9	2.5	264.558	2.7	106.5	2.2
10月	305.819	1.3	109.5	2.3	281.805	17.9	107.2	2.0
11月	295.518	3.0	110.0	2.9	291.255	9.6	107.6	2.4
12月	352.633	7.0	110.7	3.6	310.811	8.7	108.1	2.8
令和7年1月	305.521	5.5	111.2	4.0	274.820	15.5	108.8	3.4
2月	290.511	3.8	110.8	3.7	234.984	12.3	108.7	3.5
3月	339.232	6.4	111.1	3.6	246.103	▲ 13.1	108.8	3.7
4月	325.717	4.0	111.5	3.6	240.852	2.1	109.4	4.0
5月	316.085	8.9	111.8	3.5	263.261	3.6	109.7	3.7
6月	295.419	5.2	111.7	3.3	296.879	12.2	109.7	3.4
7月	305.694	5.1	111.9	3.1	237.239	▲ 17.8	109.8	3.1
8月	313.977	5.5	112.1	2.7	245.256	▲ 8.1	109.7	2.6
9月	303.214	5.3	112.0	2.9	288.600	9.1	110.1	3.4
10月	306.872	0.3	112.8	3.0	346.891	23.1	110.9	3.5
11月	314.242	6.3	113.2	2.9	288.049	▲ 1.1	111.8	3.8
12月	351.522	▲ 0.3	113.0	2.1	329.547	6.0	112.1	3.7
令和8年1月	307.584	0.7	112.9	1.5	262.977	▲ 4.3	111.6	2.5
2月	289.391	▲ 0.4	112.2	1.3	251.955	7.2	110.8	2.0
3月	334.701	▲ 1.3	112.7	1.5	321.627	30.7	110.7	1.8
4月	328.969	1.0	113.0	1.4	252.307	4.8	110.7	1.2

資料出所

総務省

※1. 家計消費支出は「2人以上の世帯」

※2. 家計消費支出前年比は前年同月との単純比較であり、物価上昇分は未調整。



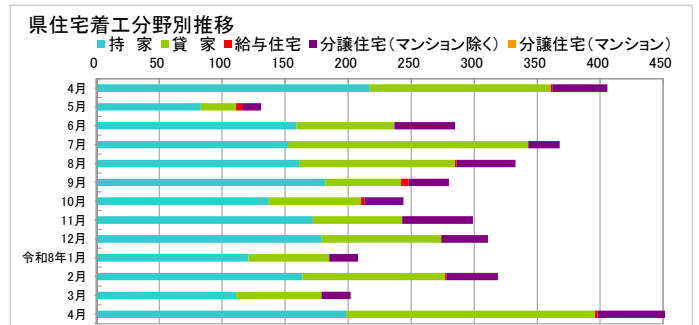
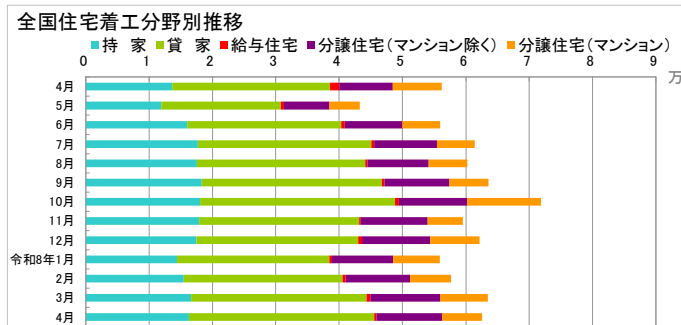
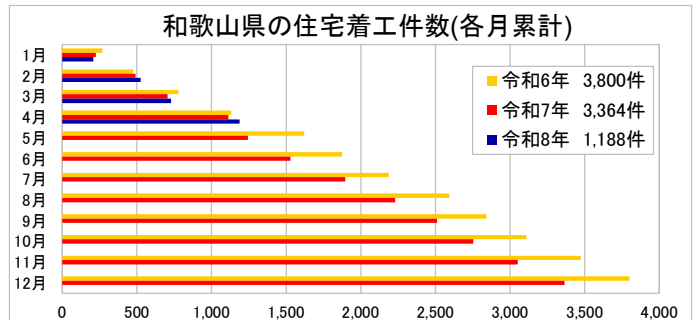
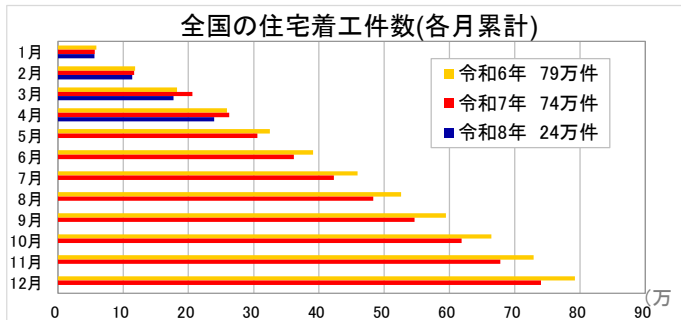
### ⑧ 新設住宅着工戸数

●全国は、6ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。  
●県は、2ヶ月ぶりに対前年増減比増であった。

年月	全国								和歌山県							
	着工戸数		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅	うちマンション		着工戸数		持家	貸家	給与住宅	分譲住宅	うちマンション	
	前年増減比(%)						前年増減比(%)		マンション除く	マンション					前年増減比(%)	
令和5年	819,633	▲4.6	224,362	343,894	5,078	246,299	138,420	107,879	3,958	▲16.8	2,039	1,309	14	596	504	92
令和6年	792,070	▲3.4	218,124	342,025	6,613	225,308	120,654	104,654	3,800	▲4.0	1,961	1,407	14	418	403	15
令和7年	740,297	▲6.5	201,197	324,810	6,222	208,068	118,180	89,888	3,364	▲11.5	1,880	1,048	16	420	420	0
令和5年1月	63,604	6.6	16,627	24,041	238	22,698	10,708	11,990	354	▲22.0	142	86	4	122	30	92
2月	64,426	▲0.3	18,368	24,692	304	21,062	11,312	9,750	378	3.8	215	114	0	49	49	0
3月	73,693	▲3.2	17,484	32,585	571	23,053	11,675	11,378	271	▲23.2	130	113	2	26	26	0
4月	67,250	▲11.9	18,597	28,685	267	19,701	12,468	7,233	312	▲19.8	168	90	0	54	54	0
5月	69,561	3.5	18,853	28,695	624	21,389	11,689	9,700	278	▲25.9	135	99	0	44	44	0
6月	71,015	▲4.8	20,325	30,112	494	20,084	11,662	8,422	225	▲34.6	142	60	0	23	23	0
7月	68,151	▲6.7	20,689	30,170	313	16,979	11,182	5,797	390	8.9	219	125	0	46	46	0
8月	70,399	▲9.4	20,994	29,364	454	19,587	11,693	7,894	415	▲4.8	193	177	1	44	44	0
9月	68,941	▲6.8	19,527	29,735	413	19,266	11,118	8,148	346	▲34.8	182	120	1	43	43	0
10月	71,769	▲6.3	18,078	31,671	438	21,582	11,408	10,174	446	19.9	211	180	0	55	55	0
11月	66,238	▲8.5	17,789	28,275	596	19,578	11,907	7,671	325	▲3.8	178	85	0	62	62	0
12月	64,586	▲4.0	17,031	25,869	366	21,320	11,598	9,722	218	▲50.9	124	60	6	28	28	0
令和6年1月	58,849	▲7.5	14,805	24,681	324	19,039	10,019	9,020	269	▲24.0	177	66	0	26	26	0
2月	59,162	▲8.2	16,307	24,934	594	17,327	7,617	9,710	205	▲45.8	130	40	5	30	30	0
3月	64,265	▲12.8	16,637	28,204	235	19,189	10,212	8,977	305	12.5	162	95	5	43	43	0
4月	76,583	13.9	17,878	34,598	1,152	22,955	10,729	12,226	354	13.5	166	152	0	36	36	0
5月	65,882	▲5.3	17,217	27,175	283	21,207	10,231	10,976	488	75.5	158	296	0	34	34	0
6月	66,285	▲6.7	19,181	28,233	510	18,361	10,120	8,241	253	12.4	164	50	0	39	24	15
7月	68,014	▲0.2	19,858	31,546	446	16,164	10,094	6,070	314	▲19.5	151	125	0	38	38	0
8月	66,819	▲5.1	19,597	28,939	1,043	17,240	9,739	7,501	404	▲2.7	180	197	1	26	26	0
9月	68,548	▲0.6	19,350	31,033	244	17,921	10,270	7,651	249	▲28.0	139	86	1	23	23	0
10月	69,669	▲2.9	19,705	29,541	846	19,577	10,740	8,837	269	▲39.7	175	64	2	28	28	0
11月	65,037	▲1.8	19,768	26,717	406	18,146	10,251	7,895	364	12.0	193	124	0	47	47	0
12月	62,957	▲2.5	17,821	26,424	530	18,182	10,632	7,550	326	49.5	166	112	0	48	48	0
令和7年1月	56,134	▲4.6	13,525	24,387	323	17,899	8,848	9,051	227	▲15.6	142	55	0	30	30	0
2月	60,583	2.4	16,272	25,744	354	18,213	9,791	8,422	264	28.8	168	67	0	29	29	0
3月	89,432	39.2	22,867	42,525	469	23,571	12,764	10,807	216	▲29.2	128	62	0	26	26	0
4月	56,188	▲26.6	13,635	24,939	1,466	16,148	8,439	7,709	406	14.7	217	144	1	44	44	0
5月	43,237	▲34.4	11,920	18,893	500	11,924	7,146	4,778	131	▲73.2	83	28	5	15	15	0
6月	55,956	▲15.6	16,030	24,289	562	15,075	9,130	5,945	285	12.6	159	78	0	48	48	0
7月	61,409	▲9.7	17,665	27,412	446	15,886	9,915	5,971	368	17.2	152	191	0	25	25	0
8月	60,275	▲9.8	17,532	26,585	339	15,819	9,671	6,148	333	▲17.6	161	124	1	47	47	0
9月	63,570	▲7.3	18,273	28,494	375	16,428	10,307	6,121	280	12.4	182	60	6	32	32	0
10月	71,871	3.2	18,081	30,771	539	22,480	10,830	11,650	244	▲9.3	137	73	3	31	31	0
11月	59,524	▲8.5	17,901	25,253	267	16,103	10,552	5,551	299	▲17.9	172	71	0	56	56	0
12月	62,118	▲1.3	17,496	25,518	582	18,522	10,787	7,735	311	▲4.6	179	95	0	37	37	0
令和8年1月	55,898	▲0.4	14,418	24,032	413	17,035	9,665	7,370	208	▲8.4	121	64	0	23	23	0
2月	57,630	▲4.9	15,501	25,042	474	16,613	10,173	6,440	319	20.8	164	113	1	41	41	0
3月	63,495	▲29.0	16,659	27,678	628	18,530	11,067	7,463	202	▲6.5	111	68	0	23	23	0
4月	62,569	11.4	16,296	29,265	306	16,702	10,409	6,293	459	13.1	199	197	2	61	61	0

資料出所

国土交通省



# ⑨ 有効求人倍率及び完全失業率

※暦年分は年平均

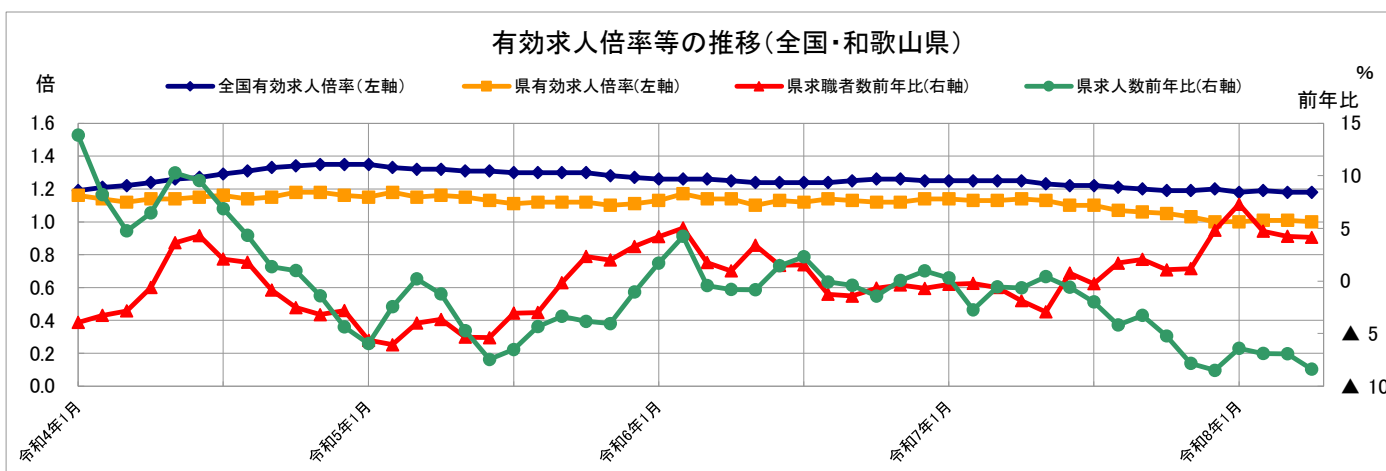
※季節調整値

年	有効求人倍率(季節調整値)				求職者数、求人数(原数値)				完全失業率	
	全国		和歌山県		和歌山県				全国	
	年計(倍)	前年差	年計(倍)	前年差	有効求職者数 年平均(人)	前年 増減比 (%)	有効求人数 年平均(人)	前年 増減比 (%)	年平均(%)	前年差
令和5年	1.31	0.03	1.13	▲0.02	14,409	▲2.49	16,340	▲3.75	2.6	▲0.02
令和6年	1.25	▲0.06	1.13	0.00	14,570	1.12	16,427	0.53	2.5	▲0.03
令和7年	1.22	▲0.03	1.09	▲0.04	14,626	0.004	15,946	▲0.03	2.5	▲0.02

年月	(倍)	前月差	(倍)	前月差	(人)	前年比 (%)	(人)	前年比 (%)	(%)	前月差
令和5年1月	1.35	0.00	1.15	▲0.01	13,231	▲5.6	16,218	▲6.0	2.5	0.0
2月	1.33	▲0.02	1.18	0.03	13,495	▲6.1	16,428	▲2.5	2.6	0.1
3月	1.32	▲0.01	1.15	▲0.03	14,334	▲4.0	17,008	0.2	2.7	0.1
4月	1.32	0.00	1.16	0.01	15,195	▲3.7	16,419	▲1.3	2.6	▲0.1
5月	1.31	▲0.01	1.15	▲0.01	15,122	▲5.3	16,156	▲4.7	2.5	▲0.1
6月	1.31	0.00	1.13	▲0.02	14,776	▲5.4	15,751	▲7.5	2.5	0.0
7月	1.30	▲0.01	1.11	▲0.02	14,521	▲3.1	15,635	▲6.5	2.6	0.1
8月	1.30	0.00	1.12	0.01	14,582	▲3.0	16,056	▲4.3	2.6	0.0
9月	1.30	0.00	1.12	0.00	14,788	▲0.2	16,428	▲3.4	2.6	0.0
10月	1.30	0.00	1.12	0.00	14,944	2.3	16,880	▲3.8	2.5	▲0.1
11月	1.28	▲0.02	1.10	▲0.02	14,410	2.0	16,755	▲4.1	2.6	0.1
12月	1.27	▲0.01	1.11	0.01	13,508	3.3	16,343	▲1.1	2.5	▲0.1
令和6年1月	1.26	▲0.01	1.13	0.02	13,789	4.2	16,494	1.7	2.5	0.0
2月	1.26	0.00	1.17	0.04	14,172	5.0	17,128	4.3	2.6	0.1
3月	1.26	0.00	1.14	▲0.03	14,585	1.8	16,931	▲0.5	2.6	0.0
4月	1.25	▲0.01	1.14	0.00	15,341	1.0	16,286	▲0.8	2.6	0.0
5月	1.24	▲0.01	1.10	▲0.04	15,634	3.4	16,020	▲0.8	2.6	0.0
6月	1.24	0.00	1.13	0.03	14,996	1.5	15,976	1.4	2.5	▲0.1
7月	1.24	0.00	1.12	▲0.01	14,746	1.5	15,992	2.3	2.7	0.2
8月	1.24	0.00	1.14	0.02	14,397	▲1.3	16,041	▲0.1	2.5	▲0.2
9月	1.25	0.01	1.13	▲0.01	14,575	▲1.4	16,358	▲0.4	2.4	▲0.1
10月	1.26	0.01	1.12	▲0.01	14,843	▲0.7	16,638	▲1.4	2.5	0.1
11月	1.26	0.00	1.12	0.00	14,353	▲0.4	16,760	0.0	2.5	0.0
12月	1.25	▲0.01	1.14	0.02	13,411	▲0.7	16,499	1.0	2.5	0.0
令和7年1月	1.25	0.00	1.14	0.00	13,743	▲0.3	16,542	0.3	2.5	0.0
2月	1.25	0.00	1.13	▲0.01	14,141	▲0.2	16,659	▲2.7	2.4	▲0.1
3月	1.25	0.00	1.13	0.00	14,495	▲0.6	16,834	▲0.6	2.5	0.1
4月	1.25	0.00	1.14	0.01	15,053	▲1.9	16,181	▲0.6	2.5	0.0
5月	1.23	▲0.02	1.13	▲0.01	15,174	▲2.9	16,086	0.4	2.5	0.0
6月	1.22	▲0.01	1.10	▲0.03	15,106	0.7	15,879	▲0.6	2.5	0.0
7月	1.22	0.00	1.10	0.00	14,707	▲0.3	15,671	▲2.0	2.4	▲0.1
8月	1.21	▲0.01	1.07	▲0.03	14,642	1.7	15,370	▲4.2	2.6	0.2
9月	1.20	▲0.01	1.06	▲0.01	14,875	2.1	15,820	▲3.3	2.6	0.0
10月	1.19	▲0.01	1.05	▲0.01	15,000	1.1	15,768	▲5.2	2.6	0.0
11月	1.19	0.00	1.03	▲0.02	14,521	1.2	15,448	▲7.8	2.6	0.0
12月	1.20	0.01	1.00	▲0.03	14,057	4.8	15,097	▲8.5	2.6	0.0
令和8年1月	1.18	▲0.02	1.00	0.00	14,748	7.3	15,481	▲6.4	2.7	0.1
2月	1.19	0.01	1.01	0.01	14,809	4.7	15,509	▲6.9	2.6	▲0.1
3月	1.18	▲0.01	1.01	0.00	15,112	4.3	15,666	▲6.9	2.7	0.1
4月	1.18	0.00	1.00	▲0.01	15,676	4.1	14,824	▲8.4	2.5	▲0.2

※1 季節調整値の令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。



⑩ 労働時間指数(所定内・所定外)・実質賃金指数(現金給与総額)

(注)事業所規模30人以上

(令和2年=100)

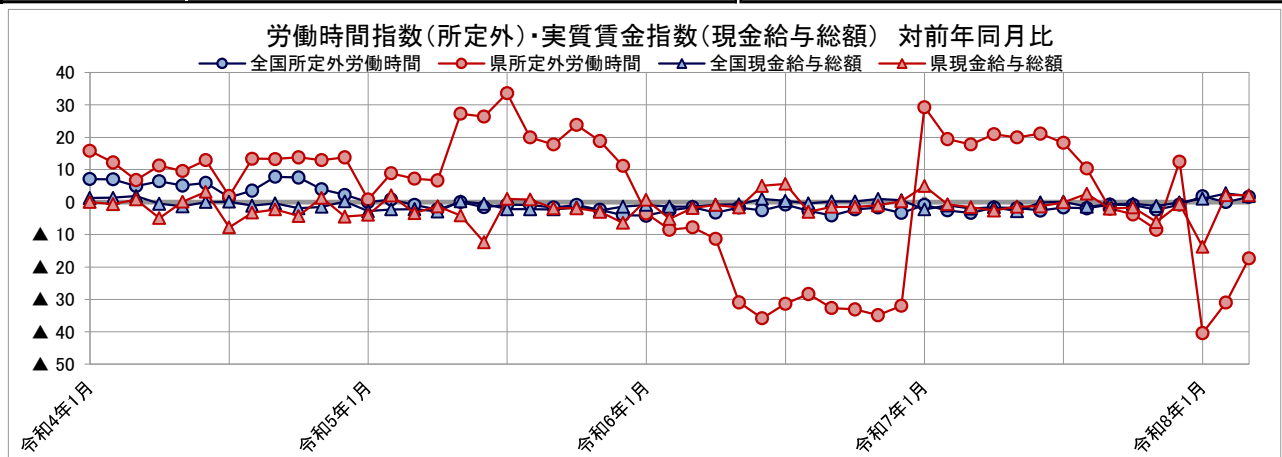
※調査対象事業所について、平成30年から、従来の2～3年に一度行う総入れ替え方式から、毎年1月分調査時に行う部分入れ替え方式に変更となった。

※全国の値については、令和元年6月分速報から、「500人以上規模の事業所」について全数調査による値に変更となっており、令和元年6月分から令和2年5月分までの前年同月比は、前年同月の値として抽出調査による値を用いているので注意。なお、平成30年11月分速報から、平成24年以降において東京都の「500人以上規模の事業所」についても再集計した値(再集計値)に変更しており、従来の公表値とは接続しないことに注意。

年月	全国(調査産業計)						和歌山県(調査産業計)					
	労働時間指数 (所定内労働時間)		労働時間指数 (所定外労働時間)		実質賃金指数 (現金給与総額)		労働時間指数 (所定内労働時間)		労働時間指数 (所定外労働時間)		実質賃金指数 (現金給与総額)	
	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)	年平均	前年比 (%)
令和5年	101.6	0.5	111.6	▲ 1.2	99.3	▲ 2.0	101.3	0.1	143.8	16.8	99.9	▲ 3.8
令和6年	101.2	▲ 0.6	108.4	▲ 2.6	99.0	0.1	101.8	0.7	107.8	▲ 25.7	98.7	0.1
令和7年	100.0	▲ 1.2	106.5	▲ 1.8	98.0	▲ 1.0	98.9	▲ 2.8	121.8	13.0	97.7	▲ 1.0
年月	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)	指数	前年同月比 (%)
令和5年1月	95.6	▲ 0.9	109.3	0.0	82.2	▲ 2.8	94.5	▲ 1.4	118.2	0.8	88.4	▲ 3.9
2月	98.5	2.4	111.1	0.8	81.0	▲ 2.3	98.3	2.1	123.2	8.9	86.4	2.0
3月	102.9	1.1	115.7	▲ 0.9	87.4	▲ 2.2	100.2	0.3	121.2	7.2	88.9	▲ 3.4
4月	104.7	▲ 0.3	116.7	▲ 2.3	84.0	▲ 2.9	105.0	▲ 0.3	129.3	6.7	85.5	▲ 1.3
5月	99.7	2.7	108.3	0.0	84.5	0.2	99.2	2.8	150.5	27.3	84.9	▲ 4.1
6月	106.3	0.2	110.2	▲ 1.6	150.0	▲ 0.5	106.7	▲ 0.4	159.6	26.4	144.9	▲ 12.4
7月	103.6	▲ 0.5	111.1	▲ 0.8	114.6	▲ 2.2	103.0	0.2	156.6	33.6	106.7	1.0
8月	98.8	0.2	103.7	▲ 0.9	81.4	▲ 2.2	98.5	▲ 0.9	145.5	20.0	87.5	0.8
9月	101.4	▲ 0.3	111.1	▲ 1.7	81.1	▲ 2.3	103.0	0.2	153.5	17.8	82.3	▲ 1.9
10月	103.3	1.5	115.7	▲ 0.9	80.8	▲ 1.7	102.2	0.5	157.6	23.8	82.3	▲ 1.9
11月	103.4	0.5	113.9	▲ 2.4	83.8	▲ 2.6	103.3	▲ 0.5	159.6	18.8	88.1	▲ 3.0
12月	101.2	▲ 0.3	112.0	▲ 4.0	180.7	▲ 1.4	101.1	▲ 1.3	150.5	11.2	172.3	▲ 6.4
令和6年1月	95.4	▲ 0.4	103.7	▲ 4.2	81.1	▲ 0.9	96.5	2.1	110.1	▲ 3.5	88.0	0.7
2月	98.8	0.0	108.3	▲ 2.5	79.5	▲ 1.4	101.4	3.3	109.1	▲ 8.5	80.7	▲ 5.2
3月	100.1	▲ 2.8	113.0	▲ 1.6	85.8	▲ 1.4	99.1	▲ 0.7	108.1	▲ 7.8	87.6	▲ 1.8
4月	104.4	▲ 0.5	113.0	▲ 3.2	83.0	▲ 0.8	105.4	0.6	111.1	▲ 11.3	83.5	▲ 0.9
5月	101.9	2.0	106.5	▲ 1.7	83.6	▲ 0.7	101.2	1.9	106.1	▲ 30.9	82.9	▲ 1.7
6月	103.4	▲ 3.0	107.4	▲ 2.5	150.6	1.0	105.4	▲ 1.0	105.1	▲ 35.8	146.2	5.0
7月	105.1	1.3	109.3	▲ 0.8	114.4	0.4	103.5	0.6	110.1	▲ 31.4	112.5	5.6
8月	98.4	▲ 0.6	100.0	▲ 2.7	80.9	▲ 0.4	99.1	1.0	107.1	▲ 28.4	84.3	▲ 3.0
9月	98.8	▲ 2.9	106.5	▲ 4.1	81.1	0.2	101.9	▲ 0.9	106.1	▲ 32.7	80.3	▲ 1.5
10月	103.8	0.3	113.0	▲ 2.3	80.8	0.2	102.1	0.0	108.1	▲ 33.1	80.1	▲ 1.5
11月	103.6	0.0	112.0	▲ 1.7	84.4	1.0	104.5	1.3	107.1	▲ 34.9	86.5	▲ 1.0
12月	100.7	▲ 0.8	108.3	▲ 3.3	180.5	0.6	102.0	1.1	105.1	▲ 32.0	169.3	0.3
令和7年1月	95.6	0.2	102.8	▲ 0.9	79.2	▲ 2.3	92.9	▲ 3.7	142.4	29.3	92.3	4.9
2月	95.8	▲ 3.0	105.6	▲ 2.5	78.7	▲ 1.0	98.2	▲ 3.2	130.3	19.4	80.1	▲ 0.7
3月	97.5	▲ 2.6	109.3	▲ 3.3	84.1	▲ 2.0	94.8	▲ 4.3	127.3	17.8	86.2	▲ 1.6
4月	102.9	▲ 1.4	111.1	▲ 1.7	81.7	▲ 1.6	101.5	▲ 3.7	134.3	20.9	81.3	▲ 2.6
5月	99.7	▲ 2.2	104.6	▲ 1.8	81.3	▲ 2.8	99.8	▲ 1.4	127.3	20.0	81.7	▲ 1.4
6月	103.3	▲ 0.1	104.6	▲ 2.6	150.5	▲ 0.1	103.1	▲ 2.2	127.3	21.1	144.3	▲ 1.3
7月	105.9	0.8	107.4	▲ 1.7	114.5	0.1	101.7	▲ 1.7	130.3	18.3	112.4	▲ 0.1
8月	96.1	▲ 2.3	98.1	▲ 1.9	79.8	▲ 1.4	97.5	▲ 1.6	118.2	10.4	86.5	2.6
9月	99.2	0.4	105.6	▲ 0.8	80.5	▲ 0.7	99.2	▲ 2.6	104.0	▲ 2.0	78.7	▲ 2.0
10月	104.6	0.8	112.0	▲ 0.9	80.4	▲ 0.5	99.9	▲ 2.2	104.0	▲ 3.8	78.7	▲ 1.7
11月	99.5	▲ 4.0	109.3	▲ 2.4	83.4	▲ 1.2	99.8	▲ 4.5	98.0	▲ 8.5	81.2	▲ 6.1
12月	99.4	▲ 1.3	107.4	▲ 0.8	180.3	▲ 0.1	97.8	▲ 4.1	118.2	12.5	168.3	▲ 0.6
令和8年1月	95.7	0.1	104.6	1.8	80.1	1.1	89.9	▲ 3.2	84.8	▲ 40.4	79.6	▲ 13.8
2月	95.3	▲ 0.5	105.6	0.0	80.8	2.7	94.5	▲ 3.8	89.9	▲ 31.0	81.8	2.1
3月	98.8	1.3	111.1	1.6	85.7	1.9	91.5	▲ 3.5	105.1	▲ 17.4	88.0	2.1

厚生労働省

県調査統計課



### ⑪ 観光(宿泊施設の客室稼働率・定員稼働率)

年	客室稼働率(※1)				定員稼働率(※2)			
	全国		和歌山県		全国		和歌山県	
	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)	(%)	前年差 (ポイント)
令和5年	57.4	10.9	42.8	2.5	37.8	8.4	27.4	3.6
令和6年	60.5	3.1	40.9	▲ 1.9	39.8	2.0	26.2	▲ 1.2
令和7年	61.8	1.3	48.5	7.6	40.8	1.0	30.0	3.8

年月	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)	(%)	前年同月差 (ポイント)
令和5年1月	46.3	11.5	35.4	3.2	29.9	8.4	21.1	3.0
2月	53.4	19.1	40.0	12.4	34.2	14.5	22.5	8.5
3月	57.3	16.2	43.7	7.6	38.3	12.6	30.1	8.9
4月	55.5	12.1	41.0	4.6	35.3	9.0	24.7	3.8
5月	56.6	12.2	45.4	6.3	37.3	9.4	28.3	4.3
6月	55.6	10.3	39.9	3.8	35.4	8.0	23.6	4.0
7月	58.1	10.3	43.5	1.3	39.2	8.9	29.9	3.6
8月	62.6	11.3	48.4	▲ 1.9	45.6	9.6	38.8	2.7
9月	60.0	10.5	39.5	▲ 3.5	38.9	7.9	25.9	1.2
10月	62.0	8.2	42.8	▲ 1.9	40.1	6.4	26.8	1.3
11月	63.4	6.0	53.6	5.7	41.1	4.9	31.9	4.8
12月	57.5	3.2	40.7	▲ 5.6	38.2	2.6	24.5	▲ 2.5
令和6年1月	51.2	4.9	32.8	▲ 2.6	33.2	3.3	19.3	▲ 1.8
2月	57.8	4.4	37.5	▲ 2.5	37.1	2.9	22.3	▲ 0.2
3月	60.0	2.7	41.9	▲ 1.8	39.9	1.6	28.3	▲ 1.8
4月	59.8	4.3	41.7	0.7	38.6	3.3	25.3	0.6
5月	59.4	2.8	42.5	▲ 2.9	39.0	1.7	25.8	▲ 2.5
6月	58.5	2.9	36.8	▲ 3.1	37.5	2.1	22.0	▲ 1.6
7月	61.2	3.1	41.2	▲ 2.3	41.0	1.8	28.8	▲ 1.1
8月	64.0	1.4	43.7	▲ 4.7	46.7	1.1	32.8	▲ 6.0
9月	62.0	2.0	41.4	1.9	40.0	1.1	26.4	0.5
10月	65.9	3.9	44.7	1.9	42.5	2.4	27.2	0.4
11月	66.0	2.6	48.4	▲ 5.2	42.5	1.4	31.0	▲ 0.9
12月	59.9	2.4	38.2	▲ 2.5	39.3	1.1	24.5	0.0
令和7年1月	54.6	3.4	40.7	7.9	36.3	3.1	23.0	3.7
2月	60.2	2.4	43.5	6.0	39.4	2.3	25.3	3.0
3月	61.3	1.3	53.1	11.2	41.3	1.4	33.5	5.2
4月	61.6	1.8	48.6	6.9	39.9	1.3	29.0	3.7
5月	61.8	2.4	52.0	9.5	40.9	1.9	32.7	6.9
6月	59.0	0.5	43.9	7.1	37.8	0.3	26.6	4.6
7月	61.4	0.2	48.1	6.9	40.9	▲ 0.1	30.7	1.9
8月	65.9	1.9	52.8	9.1	48.2	1.5	39.3	6.5
9月	63.2	1.2	48.4	7.0	40.6	0.6	28.7	2.3
10月	67.1	1.2	53.7	9.0	42.8	0.3	31.6	4.4
11月	65.7	▲ 0.3	54.0	5.6	42.1	▲ 0.4	33.2	2.2
12月	59.7	▲ 0.2	41.9	3.7	38.9	▲ 0.4	25.4	0.9
令和8年1月	52.7	▲ 1.9	38.9	▲ 1.8	33.3	▲ 3.0	21.6	▲ 1.4
2月	59.6	▲ 0.6	44.3	0.8	38.6	▲ 0.8	24.7	▲ 0.6
3月	59.4	▲ 1.9	49.9	▲ 3.2	40.1	▲ 1.2	31.0	▲ 2.5

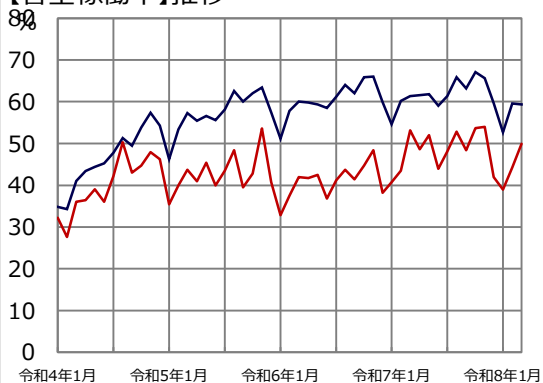
資料出所

観光庁「宿泊旅行統計調査」

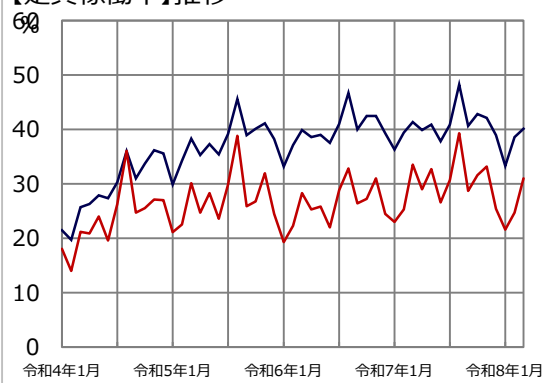
※1. 客室稼働率とは、総客室数に対する利用客室数の割合を計算したものであり、例えば、総客室数2室のうち1室を利用した場合、客室稼働率は50%となる。

※2. 定員稼働率とは、総客室定員数に対する宿泊者数の割合を計算したものであり、例えば、定員2名の客室に1名が宿泊した場合、定員稼働率は50%となる。

【客室稼働率】推移



【定員稼働率】推移



内閣府「月例経済報告」による景気判断

基調判断と主要項目判断は、以下のとおり

時期	基調判断	企業収益	設備投資	雇用情勢	個人消費	住宅建設	輸出	生産
令和6年5月	景気は、このところ足踏みみられるが、緩やかに回復している。	総じてみれば改善している。	持ち直しの動きがみられる	改善の動きがみられる	持ち直しに足踏みがみられる。	このところ弱含んでいる	このところ持ち直しの動きに足踏みがみられる。	一部自動車メーカーの生産・出荷停止の影響により、生産活動が低下しているが、このところ持ち直しの動きがみられる。 ↑
令和6年6月	"	"	"	"	"	"	"	↑ このところ持ち直しの動きがみられる。
令和6年7月	"	"	"	"	"	"	おおむね横ばいとなっている	"
令和6年8月	↑ 景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している	"	"	"	↑ 一部に足踏みが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる	↑ おおむね横ばいとなっている	"	"
令和6年9月	"	"	"	"	"	"	"	持ち直しの動きがみられる
令和6年10月	"	"	"	"	"	"	"	このところ横ばいとなっている
令和6年11月	"	"	"	"	一部に足踏みが残るものの、持ち直しの動きがみられる	"	"	"
令和6年12月	"	↓ 総じてみれば改善しているが、そのテンポは緩やかになっている。	"	"	"	"	"	横ばいとなっている
令和7年1月	"	"	"	"	"	"	"	"
令和7年2月	"	"	"	"	"	"	↑ このところ持ち直しの動きがみられる	"
令和7年3月	"	↑ 改善している	"	"	"	"	"	"
令和7年4月	↓ 景気は、緩やかに回復しているが、米国の通商政策等による不透明感がみられる。	"	"	"	消費者マインドが弱含んでいるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	"	"	"
令和7年5月	"	"	"	"	"	"	"	"
令和7年6月	"	改善しているが、通商問題が及ぼす影響等に留意する必要がある。	"	"	"	"	"	"
令和7年7月	景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。	"	"	"	消費者マインドの改善に遅れがみられるものの、雇用・所得環境の改善の動きが続く中で、持ち直しの動きがみられる	"	↓ おおむね横ばいとなっている	"
令和7年8月	"	↓ 米国の通商政策等による影響が一部にみられる中で、改善に足踏みがみられる。	"	"	"	↓ 建築物省エネ法等の改正に伴う駆け込み需要の反動もあり、このところ弱含んでいる。	"	"
令和7年9月	景気は、米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。	↑ 米国の通商政策等による影響が自動車産業を中心にみられる中で、改善に足踏みがみられる。	↑ 緩やかに持ち直している	"	↑ 持ち直しの動きがみられる	"	"	"
令和7年10月	"	"	"	"	"	このところ弱含んでいる	"	"
令和7年11月	"	"	"	"	"	弱含んでいる	"	"
令和7年12月	"	"	"	"	"	"	"	"
令和8年1月	"	"	"	"	"	"	"	"
令和8年2月	景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。	↑ 米国の通商政策の影響が残るものの、改善の動きがみられる。	"	"	"	"	"	"
令和8年3月	景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	"	"	"	"	"	"	"
令和8年4月	"	"	持ち直している	"	持ち直しの動きがみられる。ただし、消費者マインドがこのところ弱い動きとなっていることに注意が必要である。	"	"	"
令和8年5月	"	改善の動きがみられるが、中東情勢の影響を注視する必要がある。	"	"	"	"	"	"

## 和歌山県内経済情勢報告

(令和8年4月判断)

## 1. 総論

【総括判断】「緩やかに持ち直しつつある」(判断を据え置き)

項目	前回(8年1月判断)	今回(8年4月判断)	前回比較
総括判断	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	→

(注) 令和8年4月判断は、前回8年1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(判断の要点)

個人消費は、緩やかに持ち直しつつある。生産活動は、足踏みの状況にあるほか、雇用情勢は、持ち直しのテンポが緩やかになっているなど、全体としては、緩やかに持ち直しつつある。

【各項目の判断】

項目	前回(8年1月判断)	今回(8年4月判断)	前回比較
個人消費	緩やかに持ち直しつつある	緩やかに持ち直しつつある	→
生産活動	足踏みの状況にある	足踏みの状況にある	→
雇用情勢	持ち直しのテンポが緩やかになっている	持ち直しのテンポが緩やかになっている	→
設備投資	7年度は前年度を下回る見込み	7年度は前年度を下回る見込み	→
企業収益	7年度は増益見込み	7年度は増益見込み	→

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

## 2. 各論

### 【主な項目】

#### ■ 個人消費 「緩やかに持ち直しつつある」

百貨店・スーパー販売は、節約志向がみられることから衣料品の売上げが減少している一方で、飲食料品の売上げはおおむね横ばいとなっている。

コンビニエンスストア販売は、客単価の上昇の影響に伴い売上げが増加している。

ドラッグストア販売は、節約志向の高まりにより来店客数が増加しているほか、足下で季節商品の需要が堅調となっており、売上げが増加している。

ホームセンター販売は、暖冬の影響で冬物商品の需要が低調であったことから、前年の売上げを下回っている。

家電大型専門店販売は、値上げの影響や一部商品に駆込み需要がみられていることから、前年の売上げを上回っている。

乗用車の新車登録届出台数は、普通車・小型車、軽自動車ともに前年を下回っている。

観光動向は、県内主要観光地において、中国人観光客が減少している地域がみられるものの、観光客数が堅調に推移している。

(主なヒアリング結果)

- 物価高の影響で1点単価は上昇しているものの、節約志向の高まりによって買上げ点数が減少しているという状況が継続しているが、足下では1点単価の伸びが鈍化しつつある。(百貨店・スーパー)
- 物価高による節約志向の高まりの影響もあり、婦人服の需要が低調となっている一方、イベント開催時の集客数は好調で嗜好品の需要が高まっており、メリハリ消費の動きは継続してみられている。(百貨店・スーパー)
- 2月中旬以降、花粉症関連商品がよく売れているほか、3月に入って以降は紫外線対策商品の需要が高まっている。(ドラッグストア)
- 2月は気温が高かった影響でカイロやストーブなど冬物商品の売上げが低調となっていたが、3月は紙製品などの買上げ点数が増加したことから、前年の売上げを上回っている。(ホームセンター)
- 来店客数は減少しているものの、客単価が上昇していることから売上げは堅調に推移している。パソコン関連商品やゲーム機において、価格改定前の駆込み需要が一部みられていた。(家電量販店)
- 新発売車種の販売状況は好調である一方、金利上昇に伴うローン負担の増加が消費者の需要低下に繋がっていると感じている。(自動車販売店)
- テレビ放映の効果もあり、平日休日問わず国内観光客が増加しており、一部では、お守りが在庫切れになる状況も発生している。(公共団体)
- 外国人観光客について、中国人観光客は引き続き減少傾向にある一方で、円安の影響で他地域からの訪日客は堅調に推移している。(観光関係団体)

#### ■ 生産活動 「足踏みの状況にある」

鉱工業生産指数でみると、「化学工業」などは上昇しているものの、「機械工業」などは低下しており、生産活動は、足踏みの状況にある。

(主なヒアリング結果)

- 昨年末、取引先との間で価格改定を行ったことから売上高は増加しているものの、生産量でみれば前期比、前年同期比ともに横ばいとなっている。(金属製品)
- 中国国内の景気低迷や現地メーカーとの競合により、中国向けが引き続き低調となっている。(生産用機械)
- 製品によって生産量の増減はあるものの、ハンドソープなどの生産量が増加していることから、全体の生産量は堅調に推移している。(化学)
- 海外メーカーで生産される安価な製品に対抗して販売価格を引き下げた効果もあって、受注量が前年を上回る水準となっており、売上高も増加している。(化学)
- エネルギー関連製品については堅調に推移している状況にあったが、足下では、中東情勢の影響で輸送コストや原材料価格が上昇しているほか、今後の生産動向についても不透明感が強まっている。(鉄鋼)
- 中国向けのスマートフォン関連製品の受注について、メーカーごとの増減はみられるものの、全体としては前年並みとなっている。(電子部品・デバイス)
- 主力製品について、生産量は前年を下回る水準となっているものの、営業活動の効果もあって小売店での販売が普及してきたことなどから、販売数量でみれば前年を上回る水準となっている。(食料品)

## ■ 雇用情勢 「持ち直しのテンポが緩やかになっている」

有効求人倍率は、低下傾向にあるものの、求人が求職を上回って推移している。また、新規求人数は、おおむね横ばいで推移しており、雇用情勢は、持ち直しのテンポが緩やかになっている。

(主なヒアリング結果)

- 中国の訪日渡航自粛要請の影響によって、「宿泊業、飲食サービス業」の一部の企業からは求人を出し控える動きがみられているものの、「建設業」や「運輸業、郵便業」などでは求人数が増加している。(公的機関)
- 現在、従業員数は適正であるものの、製造現場に従事する人材の獲得競争が激化していることもあり、将来的な人手不足対策も踏まえて、DXへの投資を実施している。(鉄鋼)
- 現場作業員が不足しており、従業員の残業時間が増加してしまっている。また、先行きについては、受注の増加を見込んでいるものの、現状の人員で対応できるかは不透明な状況である。(はん用機械)
- 従業員の高齢に伴う定年退職者の増加や、若い従業員の離職などによって従業員数が減少傾向にあるため、DXの活用などによって、省人化の取組みを進めることで、人手不足に対応している。(百貨店・スーパー)
- 業界全体で施工管理の人手不足が続いており、人材確保が困難な状況にあるため、今後、工期の遅れが生じる可能性がある。(不動産)
- 域内の宿泊施設において、人手不足が課題となっているが、人材マッチングサービスやシルバー人材センターなどの活用によって、人手の充足を図っている。(公共団体)

## ■ 設備投資 「7年度は前年度を下回る見込み」

法人企業景気予測調査(令和8年1~3月期調査)でみると、7年度の設備投資は、全産業で前年度を下回る見込みとなっている。産業別では、製造業で前年度を上回る見込みとなっているものの、非製造業で前年度を下回る見込みとなっている。

## ■ 企業収益 「7年度は増益見込み」

法人企業景気予測調査(令和8年1~3月期調査)でみると、7年度の経常利益は、全産業で増益見込みとなっている。産業別では、製造業で黒字転化見込み、非製造業で増益見込みとなっている。

### 【その他の項目】

## ■ 住宅建設 「前年を上回っている」

新設住宅着工戸数(3ヶ月後方移動平均値)でみると、前年を上回っている。内訳でみると、持家、分譲で前年を下回っているものの、貸家で前年を上回っている。

## ■ 公共事業 「前年を下回っている」

前払金保証請負金額(年度累計額)でみると、前年を下回っている。内訳でみると、市町村で前年を上回っているものの、国、県、独立行政法人等で前年を下回っている。

## ■ 企業倒産 「前年を下回っている」

倒産件数は、前年を下回っている。

## ■ 景況判断 「「下降」超となっている」

法人企業景気予測調査(令和8年1~3月期調査)の景況判断BSIでみると、全産業で「下降」超となっている。

産業別では、製造業で「上昇」と「下降」が均衡しているものの、非製造業で「下降」超となっている。

規模別では、大企業で「上昇」超、中堅企業で「上昇」と「下降」が均衡しているものの、中小企業で「下降」超となっている。

令和8年5月29日（金）  
報道関係者各位

厚生労働省和歌山労働局  
職業安定部職業安定課  
課長 青山 武司  
職業紹介主任 辻 慶浩  
電話 073(488)1160

## 一般職業紹介状況（令和8年4月分）

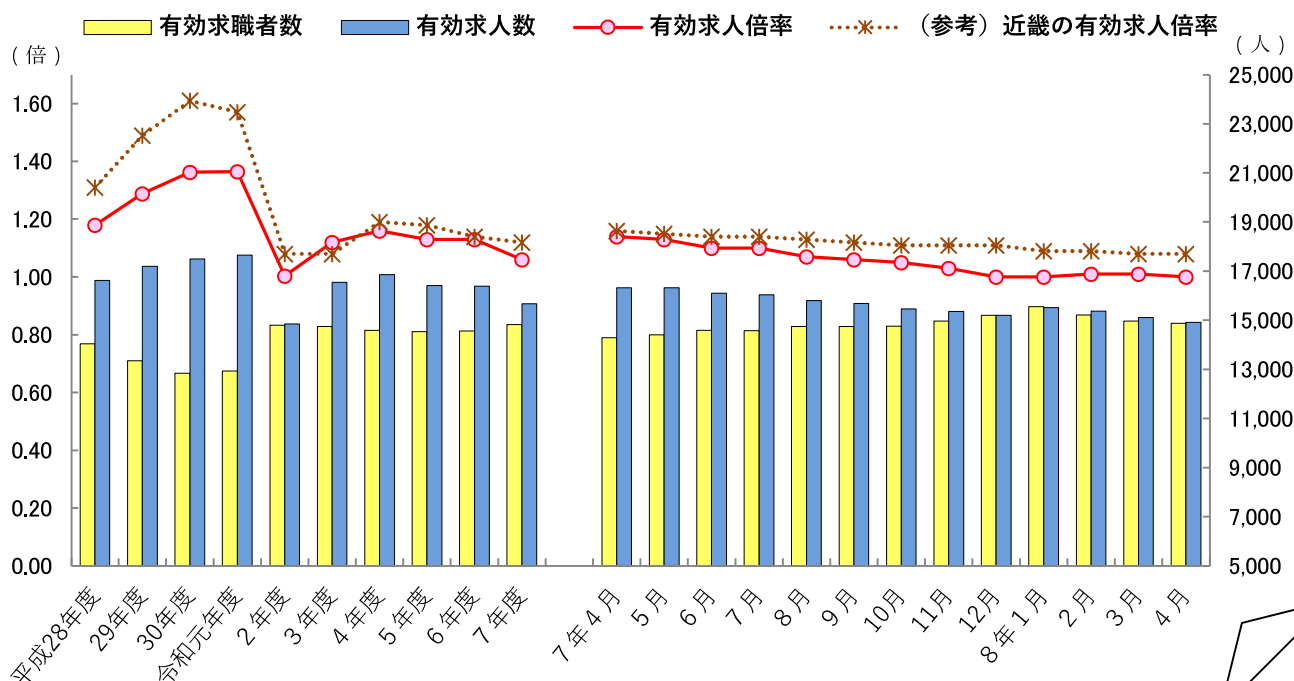
【雇用情勢は、持ち直しの動きに弱さがみられる。引き続き、物価上昇等が雇用に与える影響に注意する必要がある。】

有効求人倍率（季節調整値）は 1.00 倍で、前月に比べて 0.01 ポイント低下。  
新規求人倍率（季節調整値）は 1.72 倍で、前月に比べて 0.03 ポイント低下。

近畿の有効求人倍率（季節調整値）は 1.08 倍で、前月に比べて同水準。  
全国の有効求人倍率（季節調整値）は 1.18 倍で、前月に比べて同水準。

<資料 p3、6>

### 和歌山の有効求人倍率等の推移



(注) 1. 月別の数値は季節調整値。年度別は原数値。なお、季節調整値の令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 有効求人倍率(折れ線グラフ)は左目盛。有効求人数及び有効求職者数(棒グラフ)は右目盛。

※令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人へ直接応募した就職件数等が含まれます。

## 1 求人の動き

有効求人（季節調整値）は3か月連続の減少となった。

- (1) 有効求人(季節調整値)は14,912人で、前月比1.3%減少(3か月連続減)となった。  
新規求人(季節調整値)は5,196人で、前月比2.7%増加(2か月ぶり増)となった。

<資料 p3>

有効求人(原数値)は14,824人で、前年同月比8.4%減少(11か月連続減)となった。  
新規求人(原数値)は5,277人で、前年同月比9.3%減少(7か月連続減)となった。

<資料 p4>

- (2) 新規求人(原数値)のうち、パートタイムを除く求人は2,959人で前年同月比6.2%減少となり、パートタイム求人は2,318人で前年同月比13.0%減少となった。 <資料 p5>

- (3) 主な産業別の新規求人(原数値)の増減(前年同月差)をみると、H 運輸業, 郵便業 62 人増(前年同月比19.0%)、L 学術研究, 専門・技術サービス業 40 人増(同31.7%)などで増加し、R サービス業 202 人減(同▲29.8%)、I 卸売業, 小売業 134 人減(同▲24.4%)、M 宿泊業, 飲食サービス業 114 人減(同▲22.6%)、N 生活関連サービス業, 娯楽業 59 人減(同▲25.7%)などで減少した。

<資料 p7、8、9>

## 2 求職者の動き

有効求職者（季節調整値）は3か月連続の減少となった。

- (1) 有効求職者(季節調整値)は14,871人で、前月比0.6%減少(3か月連続減)となった。  
新規求職者(季節調整値)は3,022人で、前月比4.4%増加(2か月連続増)となった。

<資料 p3>

有効求職者(原数値)は15,676人で、前年同月比4.1%増加(9か月連続増)となった。  
新規求職者(原数値)は4,253人で、前年同月比0.2%増加(7か月連続増)となった。

<資料 p4>

- (2) 新規求職者(パートを含む常用・原数値)を態様別にみると、在職者は721人で前年同月比8.3%減少、離職者は3,092人で前年同月比3.1%増加となった。

<資料 p10、11>

## 3 正社員有効求人倍率

正社員の有効求人倍率（原数値）は0.87倍となった。

- (1) 正社員の有効求人(原数値)は7,155人で、前年同月比0.7%減少となった。  
正社員の有効求職者(原数値)は8,205人で、前年同月比1.3%増加となった。

- (2) 正社員の有効求人倍率(原数値)は0.87倍で、前年同月比で0.02ポイント低下となった。

<資料 p12>

### 【ご注意ください】

- ① 原数値については、季節調整は行われていないため、前月との比較はできません。
- ② 産業別や安定所別の求人数及びその増減については、総体的に数が少ないため、特定企業の求人の動向により大きく変動する場合があります。

一般職業紹介状況の推移(季節調整値)

資料

和歌山労働局職業安定課

項目 年月	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人数		新規求職申込件数		新規求人倍率	
	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値	前月差	季節調整値	前月比	季節調整値	前月比	季節調整値	前月差
	人	%	人	%	倍	ポイント	人	%	件	%	倍	ポイント
6年 4月	16,537	▲ 0.2	14,548	▲ 0.3	1.14	0.00	5,769	▲ 1.8	2,897	▲ 3.6	1.99	0.03
5月	16,185	▲ 2.1	14,735	1.3	1.10	▲ 0.04	5,761	▲ 0.1	3,038	4.9	1.90	▲ 0.09
6月	16,449	1.6	14,596	▲ 0.9	1.13	0.03	5,913	2.6	2,908	▲ 4.3	2.03	0.13
7月	16,331	▲ 0.7	14,559	▲ 0.3	1.12	▲ 0.01	5,797	▲ 2.0	2,874	▲ 1.2	2.02	▲ 0.01
8月	16,443	0.7	14,443	▲ 0.8	1.14	0.02	5,769	▲ 0.5	2,822	▲ 1.8	2.04	0.02
9月	16,321	▲ 0.7	14,506	0.4	1.13	▲ 0.01	5,706	▲ 1.1	3,069	8.8	1.86	▲ 0.18
10月	16,264	▲ 0.3	14,581	0.5	1.12	▲ 0.01	5,907	3.5	2,931	▲ 4.5	2.02	0.16
11月	16,422	1.0	14,599	0.1	1.12	0.00	5,737	▲ 2.9	2,899	▲ 1.1	1.98	▲ 0.04
12月	16,520	0.6	14,540	▲ 0.4	1.14	0.02	5,945	3.6	2,987	3.0	1.99	0.01
7年 1月	16,544	0.1	14,543	0.0	1.14	0.00	5,813	▲ 2.2	2,898	▲ 3.0	2.01	0.02
2月	16,514	▲ 0.2	14,557	0.1	1.13	▲ 0.01	5,679	▲ 2.3	2,895	▲ 0.1	1.96	▲ 0.05
3月	16,364	▲ 0.9	14,465	▲ 0.6	1.13	0.00	5,819	2.5	2,876	▲ 0.7	2.02	0.06
4月	16,327	▲ 0.2	14,293	▲ 1.2	1.14	0.01	5,773	▲ 0.8	3,011	4.7	1.92	▲ 0.10
5月	16,324	▲ 0.0	14,412	0.8	1.13	▲ 0.01	5,968	3.4	2,963	▲ 1.6	2.01	0.09
6月	16,106	▲ 1.3	14,589	1.2	1.10	▲ 0.03	5,591	▲ 6.3	3,026	2.1	1.85	▲ 0.16
7月	16,037	▲ 0.4	14,572	▲ 0.1	1.10	0.00	5,683	1.6	2,986	▲ 1.3	1.90	0.05
8月	15,802	▲ 1.5	14,747	1.2	1.07	▲ 0.03	5,640	▲ 0.8	3,104	4.0	1.82	▲ 0.08
9月	15,683	▲ 0.8	14,747	0.0	1.06	▲ 0.01	5,596	▲ 0.8	2,947	▲ 5.1	1.90	0.08
10月	15,461	▲ 1.4	14,761	0.1	1.05	▲ 0.01	5,043	▲ 9.9	2,948	0.0	1.71	▲ 0.19
11月	15,357	▲ 0.7	14,960	1.3	1.03	▲ 0.02	5,791	14.8	3,251	10.3	1.78	0.07
12月	15,201	▲ 1.0	15,195	1.6	1.00	▲ 0.03	5,424	▲ 6.3	3,341	2.8	1.62	▲ 0.16
8年 1月	15,509	2.0	15,557	2.4	1.00	0.00	5,476	1.0	3,212	▲ 3.9	1.70	0.08
2月	15,372	▲ 0.9	15,215	▲ 2.2	1.01	0.01	5,554	1.4	2,889	▲ 10.1	1.92	0.22
3月	15,113	▲ 1.7	14,968	▲ 1.6	1.01	0.00	5,061	▲ 8.9	2,896	0.2	1.75	▲ 0.17
4月	14,912	▲ 1.3	14,871	▲ 0.6	1.00	▲ 0.01	5,196	2.7	3,022	4.4	1.72	▲ 0.03

(注) 1. 新規学卒を除きパートタイムを含む。  
 2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。  
 3. 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

# 一般職業紹介状況の推移(原数値)

和歌山労働局職業安定課

項目 年月	有効求人人数		有効求職者数		有効求人倍率		新規求人人数		新規求職申込件数		新規求人倍率	
	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月差	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月差
	人	%	人	%	倍	ポイント	人	%	件	%	倍	ポイント
3年度平均	16,541	11.4	14,751	▲ 0.3	1.12	0.12	5,969	9.5	3,109	1.8	1.92	0.13
4年度平均	16,859	▲ 1.9	14,589	▲ 1.1	1.16	0.04	6,055	▲ 1.5	3,077	▲ 1.0	1.97	0.05
5年度平均	16,415	▲ 2.6	14,533	▲ 0.4	1.13	▲ 0.03	5,824	▲ 3.8	3,022	▲ 1.8	1.93	▲ 0.04
6年度平均	16,384	▲ 0.2	14,556	0.2	1.13	0.00	5,791	▲ 0.6	2,926	▲ 3.2	1.98	0.05
7年度平均	15,665	▲ 4.4	14,817	1.8	1.06	▲ 0.07	5,536	▲ 4.4	3,035	3.7	1.82	▲ 0.16
6年 4月	16,286	▲ 0.8	15,341	1.0	1.06	▲ 0.02	5,793	0.8	4,108	▲ 1.7	1.41	0.03
5月	16,020	▲ 0.8	15,634	3.4	1.02	▲ 0.05	5,565	3.3	3,390	6.7	1.64	▲ 0.06
6月	15,976	1.4	14,996	1.5	1.07	0.00	5,600	▲ 2.6	2,668	▲ 8.3	2.10	0.12
7月	15,992	2.3	14,746	1.5	1.08	0.00	5,888	4.4	2,846	0.4	2.07	0.08
8月	16,041	▲ 0.1	14,397	▲ 1.3	1.11	0.01	5,468	▲ 3.3	2,537	▲ 11.3	2.16	0.18
9月	16,358	▲ 0.4	14,575	▲ 1.4	1.12	0.01	5,689	▲ 3.4	2,877	▲ 2.8	1.98	▲ 0.01
10月	16,638	▲ 1.4	14,843	▲ 0.7	1.12	▲ 0.01	6,550	1.8	3,037	▲ 0.5	2.16	0.05
11月	16,760	0.0	14,353	▲ 0.4	1.17	0.01	5,617	0.5	2,487	▲ 4.8	2.26	0.12
12月	16,499	1.0	13,411	▲ 0.7	1.23	0.02	5,560	2.2	2,148	▲ 0.2	2.59	0.06
7年 1月	16,542	0.3	13,743	▲ 0.3	1.20	0.00	6,213	▲ 3.0	3,189	▲ 3.2	1.95	0.00
2月	16,659	▲ 2.7	14,141	▲ 0.2	1.18	▲ 0.03	5,630	▲ 6.2	2,868	▲ 9.5	1.96	0.07
3月	16,834	▲ 0.6	14,495	▲ 0.6	1.16	0.00	5,915	▲ 0.5	2,954	▲ 3.8	2.00	0.06
4月	16,181	▲ 0.6	15,053	▲ 1.9	1.07	0.01	5,818	0.4	4,246	3.4	1.37	▲ 0.04
5月	16,086	0.4	15,174	▲ 2.9	1.06	0.04	5,662	1.7	3,168	▲ 6.5	1.79	0.15
6月	15,879	▲ 0.6	15,106	0.7	1.05	▲ 0.02	5,475	▲ 2.2	2,934	10.0	1.87	▲ 0.23
7月	15,671	▲ 2.0	14,707	▲ 0.3	1.07	▲ 0.01	5,782	▲ 1.8	2,920	2.6	1.98	▲ 0.09
8月	15,370	▲ 4.2	14,642	1.7	1.05	▲ 0.06	5,165	▲ 5.5	2,688	6.0	1.92	▲ 0.24
9月	15,820	▲ 3.3	14,875	2.1	1.06	▲ 0.06	5,766	1.4	2,874	▲ 0.1	2.01	0.03
10月	15,768	▲ 5.2	15,000	1.1	1.05	▲ 0.07	5,548	▲ 15.3	3,058	0.7	1.81	▲ 0.35
11月	15,448	▲ 7.8	14,521	1.2	1.06	▲ 0.11	5,404	▲ 3.8	2,547	2.4	2.12	▲ 0.14
12月	15,097	▲ 8.5	14,057	4.8	1.07	▲ 0.16	5,198	▲ 6.5	2,446	13.9	2.13	▲ 0.46
8年 1月	15,481	▲ 6.4	14,748	7.3	1.05	▲ 0.15	5,811	▲ 6.5	3,530	10.7	1.65	▲ 0.30
2月	15,509	▲ 6.9	14,809	4.7	1.05	▲ 0.13	5,474	▲ 2.8	2,889	0.7	1.89	▲ 0.07
3月	15,666	▲ 6.9	15,112	4.3	1.04	▲ 0.12	5,323	▲ 10.0	3,118	5.6	1.71	▲ 0.29
4月	14,824	▲ 8.4	15,676	4.1	0.95	▲ 0.12	5,277	▲ 9.3	4,253	0.2	1.24	▲ 0.13

(注) 1. 新規学卒を除きパートタイムを含む。

2. 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

一般職業紹介状況の推移(就業形態別・原数値)

和歌山労働局職業安定課

就業形態 項目 年月	パートタイムを除く								パートタイム							
	有効求人数		有効求職者数		新規求人数		新規求職者数		有効求人数		有効求職者数		新規求人数		新規求職者数	
	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比	原数値	前年同月比
3年度平均	8,983	10.9	8,409	▲ 3.1	3,181	9.1	1,865	0.1	7,557	11.9	6,342	3.6	2,788	10.0	1,244	4.5
4年度平均	8,997	0.2	8,326	▲ 1.0	3,161	▲ 0.6	1,844	▲ 1.1	7,863	4.0	6,263	▲ 1.3	2,894	3.8	1,234	▲ 0.8
5年度平均	8,670	▲ 3.6	8,194	▲ 1.6	3,043	▲ 3.7	1,786	▲ 3.1	7,745	▲ 1.5	6,339	1.2	2,780	▲ 3.9	1,236	0.2
6年度平均	8,836	1.9	8,129	▲ 0.8	3,077	1.1	1,698	▲ 4.9	7,548	▲ 2.5	6,427	1.4	2,713	▲ 2.4	1,228	▲ 0.7
7年度平均	8,546	▲ 3.3	7,950	▲ 2.2	2,971	▲ 3.4	1,690	▲ 0.5	7,119	▲ 5.7	6,867	6.8	2,564	▲ 5.5	1,345	9.5
6年 4月	8,803	1.8	8,565	1.0	3,047	▲ 0.0	2,211	▲ 0.6	7,483	▲ 3.7	6,776	0.9	2,746	1.7	1,897	▲ 2.9
5月	8,574	0.5	8,619	3.1	3,008	5.4	1,878	6.0	7,446	▲ 2.4	7,015	3.8	2,557	1.0	1,512	7.6
6月	8,568	1.2	8,241	0.2	2,939	▲ 4.1	1,608	▲ 10.0	7,408	1.7	6,755	3.2	2,661	▲ 0.9	1,060	▲ 5.6
7月	8,626	1.4	8,254	1.1	3,183	4.5	1,722	2.1	7,366	3.3	6,492	2.1	2,705	4.3	1,124	▲ 2.0
8月	8,646	1.3	8,184	▲ 0.7	2,899	▲ 1.1	1,586	▲ 10.3	7,395	▲ 1.6	6,213	▲ 2.0	2,569	▲ 5.6	951	▲ 12.9
9月	8,757	1.6	8,277	▲ 0.7	3,006	0.6	1,679	▲ 3.6	7,601	▲ 2.6	6,298	▲ 2.4	2,683	▲ 7.5	1,198	▲ 1.8
10月	8,947	2.4	8,387	0.2	3,360	2.4	1,750	▲ 1.6	7,691	▲ 5.5	6,456	▲ 1.8	3,190	1.1	1,287	1.1
11月	8,954	3.9	8,025	▲ 0.5	3,040	6.8	1,421	▲ 9.9	7,806	▲ 4.0	6,328	▲ 0.3	2,577	▲ 6.1	1,066	3.0
12月	8,923	4.6	7,442	▲ 1.9	2,967	3.7	1,263	▲ 5.5	7,576	▲ 3.0	5,969	0.8	2,593	0.5	885	8.5
7年 1月	9,007	3.3	7,595	▲ 3.8	3,277	▲ 0.8	1,828	▲ 8.7	7,535	▲ 3.0	6,148	4.3	2,936	▲ 5.4	1,361	5.5
2月	9,127	0.8	7,883	▲ 3.9	3,151	▲ 2.1	1,723	▲ 10.7	7,532	▲ 6.7	6,258	4.8	2,479	▲ 10.9	1,145	▲ 7.7
3月	9,094	0.3	8,074	▲ 3.9	3,050	▲ 0.7	1,708	▲ 6.9	7,740	▲ 1.6	6,421	3.8	2,865	▲ 0.2	1,246	0.6
4月	8,829	0.3	8,120	▲ 5.2	3,155	3.5	2,172	▲ 1.8	7,352	▲ 1.8	6,933	2.3	2,663	▲ 3.0	2,074	9.3
5月	8,934	4.2	8,057	▲ 6.5	3,208	6.6	1,738	▲ 7.5	7,152	▲ 3.9	7,117	1.5	2,454	▲ 4.0	1,430	▲ 5.4
6月	8,811	2.8	8,002	▲ 2.9	2,918	▲ 0.7	1,596	▲ 0.7	7,068	▲ 4.6	7,104	5.2	2,557	▲ 3.9	1,338	26.2
7月	8,632	0.1	7,940	▲ 3.8	3,070	▲ 3.6	1,700	▲ 1.3	7,039	▲ 4.4	6,767	4.2	2,712	0.3	1,220	8.5
8月	8,412	▲ 2.7	7,926	▲ 3.2	2,834	▲ 2.2	1,549	▲ 2.3	6,958	▲ 5.9	6,716	8.1	2,331	▲ 9.3	1,139	19.8
9月	8,560	▲ 2.2	8,032	▲ 3.0	3,072	2.2	1,615	▲ 3.8	7,260	▲ 4.5	6,843	8.7	2,694	0.4	1,259	5.1
10月	8,441	▲ 5.7	8,067	▲ 3.8	2,812	▲ 16.3	1,737	▲ 0.7	7,327	▲ 4.7	6,933	7.4	2,736	▲ 14.2	1,321	2.6
11月	8,333	▲ 6.9	7,788	▲ 3.0	2,888	▲ 5.0	1,437	1.1	7,115	▲ 8.9	6,733	6.4	2,516	▲ 2.4	1,110	4.1
12月	8,153	▲ 8.6	7,575	1.8	2,712	▲ 8.6	1,378	9.1	6,944	▲ 8.3	6,482	8.6	2,486	▲ 4.1	1,068	20.7
8年 1月	8,291	▲ 7.9	7,880	3.8	2,949	▲ 10.0	1,935	5.9	7,190	▲ 4.6	6,868	11.7	2,862	▲ 2.5	1,595	17.2
2月	8,538	▲ 6.5	7,874	▲ 0.1	3,137	▲ 0.4	1,593	▲ 7.5	6,971	▲ 7.4	6,935	10.8	2,337	▲ 5.7	1,296	13.2
3月	8,620	▲ 5.2	8,134	0.7	2,902	▲ 4.9	1,830	7.1	7,046	▲ 9.0	6,978	8.7	2,421	▲ 15.5	1,288	3.4
4月	8,493	▲ 3.8	8,221	1.2	2,959	▲ 6.2	2,204	1.5	6,331	▲ 13.9	7,455	7.5	2,318	▲ 13.0	2,049	▲ 1.2

(注) 1. 新規学卒を除く。

2. 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

## 近畿の有効求人倍率の推移（受理地別）

（単位：倍、ポイント）

受理地	7年			8年												受理地	
	5年度	6年度	7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
滋賀県	1.05 ▲0.08	1.01 ▲0.04	1.04 0.03	1.02 0.01	1.02 0.00	1.03 0.01	1.05 0.02	1.04 ▲0.01	1.05 0.01	1.05 0.00	1.07 0.02	1.09 0.02	1.06 ▲0.03	1.04 ▲0.02	1.00 ▲0.04	1.02 0.02	滋賀県
京都府	1.21 ▲0.01	1.23 0.02	1.25 0.02	1.28 0.00	1.28 0.00	1.27 ▲0.01	1.28 0.01	1.26 ▲0.02	1.25 ▲0.01	1.24 ▲0.01	1.24 0.00	1.25 0.01	1.21 ▲0.04	1.22 0.01	1.21 ▲0.01	1.22 0.01	京都府
大阪府	1.27 0.00	1.21 ▲0.06	1.18 ▲0.03	1.23 0.00	1.21 ▲0.02	1.21 0.00	1.21 0.00	1.20 ▲0.01	1.19 ▲0.01	1.18 ▲0.01	1.17 ▲0.01	1.16 ▲0.01	1.15 ▲0.01	1.14 ▲0.01	1.12 ▲0.02	1.12 0.00	大阪府
兵庫県	1.02 ▲0.01	1.00 ▲0.02	0.96 ▲0.04	0.99 ▲0.01	0.99 0.00	0.98 ▲0.01	0.97 ▲0.01	0.96 ▲0.01	0.95 ▲0.01	0.95 0.00	0.95 0.00	0.95 0.00	0.94 ▲0.01	0.94 0.00	0.93 ▲0.01	0.94 0.01	兵庫県
奈良県	1.15 ▲0.08	1.15 0.00	1.14 ▲0.01	1.18 0.01	1.18 0.00	1.16 ▲0.02	1.15 ▲0.01	1.14 ▲0.01	1.14 0.00	1.12 ▲0.02	1.10 ▲0.02	1.09 ▲0.01	1.12 0.03	1.15 0.03	1.13 ▲0.02	1.11 ▲0.02	奈良県
和歌山県	1.13 ▲0.03	1.13 0.00	1.06 ▲0.07	1.14 0.01	1.13 ▲0.01	1.10 ▲0.03	1.10 0.00	1.07 ▲0.03	1.06 ▲0.01	1.05 ▲0.01	1.03 ▲0.02	1.00 ▲0.03	1.00 0.00	1.01 0.01	1.01 0.00	1.00 ▲0.01	和歌山県
近畿計	1.18 ▲0.01	1.14 ▲0.04	1.12 ▲0.02	1.16 0.00	1.15 ▲0.01	1.14 ▲0.01	1.14 0.00	1.13 ▲0.01	1.12 ▲0.01	1.11 ▲0.01	1.11 0.00	1.11 0.00	1.09 ▲0.02	1.09 0.00	1.08 ▲0.01	1.08 0.00	近畿計
全国計	1.29 ▲0.02	1.25 ▲0.04	1.20 ▲0.05	1.25 0.00	1.23 ▲0.02	1.22 ▲0.01	1.22 0.00	1.21 ▲0.01	1.20 ▲0.01	1.19 ▲0.01	1.19 0.00	1.20 0.01	1.18 ▲0.02	1.19 0.01	1.18 ▲0.01	1.18 0.00	全国計

（注）1. 下段は対前月（年）差。2. 年計の数値は原数値、月別は季節調整値。3. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む。4. 令和8年版季節調整値。  
5. 令和3年9月以降の数値は、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含めた有効求職者数を用いて算出している。

## 近畿の有効求人倍率の推移（就業地別）

（単位：倍、ポイント）

就業地	7年			8年												就業地	
	5年度	6年度	7年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		4月
滋賀県	1.30 ▲0.07	1.27 ▲0.03	1.31 0.04	1.30 0.00	1.31 0.01	1.32 0.01	1.33 0.01	1.31 ▲0.02	1.33 0.02	1.32 ▲0.01	1.33 0.01	1.35 0.02	1.31 ▲0.04	1.30 ▲0.01	1.27 ▲0.03	1.29 0.02	滋賀県
京都府	1.22 0.02	1.25 0.03	1.26 0.01	1.30 0.01	1.29 ▲0.01	1.28 ▲0.01	1.28 0.00	1.27 ▲0.01	1.26 ▲0.01	1.25 ▲0.01	1.25 0.00	1.26 0.01	1.25 ▲0.01	1.25 0.00	1.23 ▲0.02	1.22 ▲0.01	京都府
大阪府	1.09 0.01	1.05 ▲0.04	1.01 ▲0.04	1.05 ▲0.01	1.04 ▲0.01	1.04 0.00	1.03 ▲0.01	1.02 ▲0.01	1.01 ▲0.01	1.00 ▲0.01	0.99 ▲0.01	0.99 0.00	0.98 ▲0.01	0.97 ▲0.01	0.96 ▲0.01	0.95 ▲0.01	大阪府
兵庫県	1.15 ▲0.01	1.14 ▲0.01	1.10 ▲0.04	1.14 0.00	1.13 ▲0.01	1.12 ▲0.01	1.11 ▲0.01	1.10 ▲0.01	1.10 0.00	1.09 ▲0.01	1.09 0.00	1.10 0.01	1.08 ▲0.02	1.09 0.01	1.08 ▲0.01	1.08 0.00	兵庫県
奈良県	1.31 ▲0.06	1.33 0.02	1.30 ▲0.03	1.36 0.01	1.35 ▲0.01	1.33 ▲0.02	1.31 ▲0.02	1.30 ▲0.01	1.30 0.00	1.28 ▲0.02	1.27 ▲0.01	1.26 ▲0.01	1.27 0.01	1.29 0.02	1.28 ▲0.01	1.25 ▲0.03	奈良県
和歌山県	1.24 ▲0.03	1.22 ▲0.02	1.13 ▲0.09	1.22 0.00	1.21 ▲0.01	1.18 ▲0.03	1.17 ▲0.01	1.14 ▲0.03	1.14 0.00	1.12 ▲0.02	1.10 ▲0.02	1.08 ▲0.02	1.06 ▲0.02	1.08 0.02	1.09 0.01	1.10 0.01	和歌山県
近畿計	1.15 ▲0.01	1.13 ▲0.02	1.10 ▲0.03	1.15 0.01	1.14 ▲0.01	1.13 ▲0.01	1.13 0.00	1.11 ▲0.02	1.11 0.00	1.10 ▲0.01	1.09 ▲0.01	1.09 0.00	1.08 ▲0.01	1.08 0.00	1.06 ▲0.02	1.06 0.00	近畿計

（注）1. 下段は対前月（年）差。2. 年計の数値は原数値、月別は季節調整値。3. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む。4. 令和8年版季節調整値。  
5. 令和3年9月以降の数値は、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含めた有効求職者数を用いて算出している。

※ 受理地別有効求人倍率は、求人を受理したハローワークベースで有効求職者数を集計して算出したもので、公表値としての有効求人倍率は、昭和38年1月の集計開始以降、継続的にこの「受理地別」を用いています。

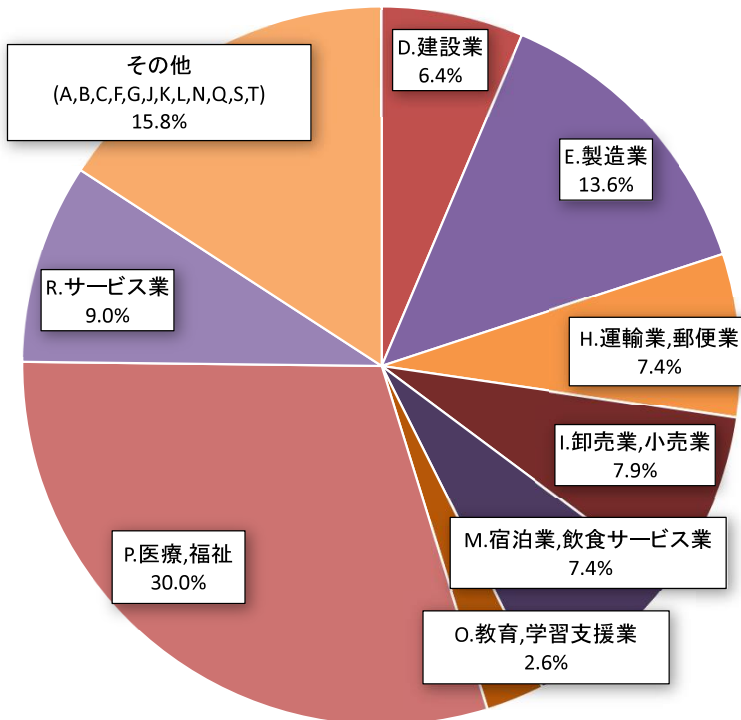
※ 就業地別有効求人倍率は、全国のハローワークで受理した求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する県別に有効求職者数を集計して算出したものであり、集計開始は平成17年2月です。求職者数は、受理地別求人倍率と同じ数値を用いています。

産業別新規求人人数（原数値・新規学卒を除く）

和歌山労働局職業安定課  
(単位：人)

	全数	A. 農、林、漁業	C. 鉱業、採石業、砂利採取業	D. 建設業	E. 製造業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	G. 情報通信業	H. 運輸業、郵便業	I. 卸売業、小売業	J. 金融業、保険業	K. 不動産業、物品賃貸業	L. 学術研究、専門・技術サービス業	M. 宿泊業、飲食サービス業	N. 生活関連サービス業、娯楽業	O. 教育、学習支援業	P. 医療、福祉	Q. 複合サービス事業	R. サービス業	S, T. 公務・その他
3年度計	71,623	2,222	49	5,880	7,880	70	414	3,344	8,330	322	1,006	845	5,849	2,256	4,353	19,807	798	6,275	1,923
4年度計	72,663	2,169	57	5,183	8,578	81	591	3,454	8,623	473	959	946	6,756	2,485	1,976	20,267	1,143	6,507	2,415
5年度計	69,882	1,957	68	4,634	8,419	81	447	3,599	9,131	500	960	989	5,877	2,151	1,784	19,683	1,187	6,410	2,005
6年度計	69,488	1,600	61	4,972	8,208	86	372	4,067	8,447	486	773	1,350	6,167	2,009	1,775	19,979	992	6,593	1,551
7年度計	66,426	1,626	57	5,106	7,773	83	460	4,184	7,656	534	921	1,672	4,362	1,847	1,775	19,645	799	6,217	1,709
6年 4月	5,793	156	0	369	717	5	41	319	633	31	66	72	733	212	117	1,642	81	500	99
5月	5,565	119	10	459	675	7	26	333	773	54	81	117	447	170	119	1,474	103	512	86
6月	5,600	86	3	394	638	11	50	318	651	50	67	131	568	139	145	1,621	134	504	90
7月	5,888	163	3	400	706	4	28	351	802	33	77	90	582	134	122	1,656	45	579	113
8月	5,468	170	9	421	670	5	21	292	718	44	62	103	405	239	80	1,589	93	486	61
9月	5,689	183	3	381	685	14	27	352	607	32	85	149	561	122	118	1,647	128	530	65
10月	6,550	336	3	422	756	7	38	396	1,068	30	67	101	492	172	163	1,774	66	567	92
11月	5,617	87	8	462	576	3	26	381	630	41	45	107	398	237	108	1,705	38	541	224
12月	5,560	40	2	412	623	8	17	308	565	45	58	112	607	113	114	1,613	133	589	201
7年 1月	6,213	73	3	363	772	6	37	361	692	46	71	125	471	168	362	1,851	40	637	135
2月	5,630	44	15	471	655	3	41	323	642	44	48	155	359	164	127	1,709	39	580	211
3月	5,915	143	2	418	735	13	20	333	666	36	46	88	544	139	200	1,698	92	568	174
4月	5,818	152	1	393	753	4	42	327	550	27	116	126	504	230	165	1,572	83	677	96
5月	5,662	145	13	485	667	3	44	287	643	55	57	162	383	169	109	1,733	71	542	94
6月	5,475	98	3	435	662	13	28	348	689	42	74	94	394	161	147	1,703	52	451	81
7月	5,782	185	1	376	653	5	52	341	615	47	126	121	451	147	185	1,641	68	671	97
8月	5,165	138	13	400	626	4	44	331	632	39	65	159	395	172	71	1,456	74	465	81
9月	5,766	186	3	432	649	12	32	481	653	32	54	93	376	133	178	1,681	116	574	81
10月	5,548	290	3	367	632	4	33	363	637	74	98	157	321	131	130	1,572	49	620	67
11月	5,404	105	8	443	564	9	52	500	687	33	73	144	350	128	57	1,593	59	348	251
12月	5,198	76	0	459	567	8	17	171	710	39	57	134	304	100	127	1,613	62	418	336
8年 1月	5,811	71	1	359	751	2	43	364	606	31	67	230	342	198	346	1,635	42	541	182
2月	5,474	59	8	535	633	7	44	463	588	40	68	128	214	164	137	1,732	65	392	197
3月	5,323	121	3	422	616	12	29	208	646	75	66	124	328	114	123	1,714	58	518	146
4月	5,277	159	0	337	716	4	40	389	416	42	71	166	390	171	138	1,581	72	475	110

産業別新規求人割合



(単位：人)

4月新規求人	人数
D. 建設業	337
E. 製造業	716
H. 運輸業、郵便業	389
I. 卸売業、小売業	416
M. 宿泊業、飲食サービス業	390
O. 教育、学習支援業	138
P. 医療、福祉	1,581
R. サービス業	475
その他 (A, B, C, F, G, J, K, L, N, Q, S, T)	835

産業別新規求人数の前年同月差（原数値・新規学卒を除く）

和歌山労働局職業安定課  
（単位：人）

	A. B. 農、林、 漁業	C. 鉱業、採 石業、砂 利採取 業	D. 建設業	E. 製造業	F. 電気・ ガス・ 熱供給・水 道業	G. 情報通 信業	H. 運輸業、 郵便業	I. 卸売業、 小売業	J. 金融業、 保険業	K. 不動産 業、物品 賃貸業	L. 学術研 究、専 門・技 術サ ービス業	M. 宿泊業、 飲食サ ービス業	N. 生活関 連サ ービス業、 娯楽業	O. 教育、学 習支援 業	P. 医療、福 祉	Q. 複合サ ービス業	R. サ ービス業	S, T. 公務・ その他
3年度計	6,231	▲ 7	▲ 491	1,456	10	165	255	188	▲ 38	269	▲ 96	1,088	300	▲ 68	1,601	▲ 196	457	221
4年度計	1,040	▲ 53	▲ 697	698	11	177	110	293	151	▲ 47	101	907	229	▲ 2,377	460	345	232	492
5年度計	▲ 2,781	▲ 212	▲ 549	▲ 159	0	▲ 144	145	508	27	1	43	▲ 879	▲ 334	▲ 192	▲ 584	44	▲ 97	▲ 410
6年度計	▲ 394	▲ 357	▲ 338	▲ 211	5	▲ 75	468	▲ 684	▲ 14	▲ 187	361	290	▲ 142	▲ 9	296	▲ 195	183	▲ 454
7年度計	▲ 3,062	▲ 26	▲ 134	▲ 435	▲ 3	88	117	▲ 791	48	148	322	1,805	▲ 162	0	▲ 334	▲ 193	▲ 376	158
6年 4月	44	▲ 36	▲ 3	43	▲ 2	13	32	▲ 114	▲ 14	▲ 16	5	177	32	▲ 9	53	▲ 13	▲ 72	▲ 28
5月	180	▲ 73	2	▲ 40	1	▲ 20	160	37	4	15	▲ 8	41	1	▲ 17	▲ 63	24	45	▲ 11
6月	▲ 151	▲ 5	2	▲ 75	4	▲ 13	76	▲ 97	21	▲ 6	50	105	▲ 67	▲ 11	▲ 60	31	▲ 77	▲ 28
7月	250	50	47	32	0	5	▲ 23	70	▲ 8	▲ 37	18	43	▲ 34	▲ 26	64	▲ 11	51	9
8月	▲ 185	▲ 140	0	▲ 79	▲ 2	▲ 9	48	▲ 79	1	▲ 18	26	▲ 48	75	▲ 35	▲ 58	19	51	▲ 40
9月	▲ 200	▲ 96	▲ 45	▲ 43	6	▲ 22	89	▲ 203	▲ 2	16	61	164	▲ 103	▲ 30	103	▲ 43	▲ 47	▲ 2
10月	116	121	0	19	0	0	▲ 89	220	3	▲ 18	15	▲ 86	▲ 35	23	22	▲ 77	28	5
11月	28	▲ 149	2	▲ 76	▲ 6	3	82	▲ 193	▲ 6	▲ 63	36	▲ 51	84	▲ 15	110	▲ 22	90	80
12月	119	▲ 20	7	▲ 22	1	▲ 27	56	▲ 113	13	▲ 3	18	153	▲ 38	▲ 9	63	▲ 11	54	▲ 25
7年 1月	▲ 193	5	3	86	1	▲ 7	40	▲ 19	1	11	55	▲ 48	▲ 39	93	▲ 125	0	73	▲ 261
2月	▲ 372	▲ 31	6	▲ 48	▲ 4	27	▲ 14	▲ 102	▲ 24	▲ 54	84	▲ 188	▲ 40	▲ 9	129	▲ 33	36	▲ 94
3月	▲ 30	17	▲ 5	▲ 8	6	▲ 25	11	▲ 91	▲ 3	▲ 14	1	28	22	36	58	▲ 59	7	▲ 59
4月	25	▲ 4	1	36	▲ 1	1	8	▲ 83	▲ 4	50	54	▲ 229	18	48	▲ 70	2	177	▲ 3
5月	97	26	3	▲ 8	▲ 4	18	▲ 46	▲ 130	1	▲ 24	45	▲ 64	▲ 1	▲ 10	259	▲ 32	30	8
6月	▲ 125	12	0	24	2	▲ 22	30	38	▲ 8	7	▲ 37	▲ 174	22	2	82	▲ 82	▲ 53	▲ 9
7月	▲ 106	22	▲ 24	▲ 53	1	24	▲ 10	▲ 187	14	49	31	▲ 131	13	63	▲ 15	23	92	▲ 16
8月	▲ 303	▲ 32	4	▲ 44	▲ 1	23	39	▲ 86	▲ 5	3	56	▲ 10	▲ 67	▲ 9	▲ 133	▲ 19	▲ 21	20
9月	77	3	0	▲ 36	▲ 2	5	129	46	0	▲ 31	▲ 56	▲ 185	11	60	34	▲ 12	44	16
10月	▲ 1,002	▲ 46	0	▲ 124	▲ 3	▲ 5	▲ 33	▲ 431	44	31	56	▲ 171	▲ 41	▲ 33	▲ 202	▲ 17	53	▲ 25
11月	▲ 213	18	0	▲ 12	6	26	119	57	▲ 8	28	37	▲ 48	▲ 109	▲ 51	▲ 112	21	▲ 193	27
12月	▲ 362	36	47	▲ 56	0	0	▲ 137	145	▲ 6	▲ 1	22	▲ 303	▲ 13	13	0	▲ 71	▲ 171	135
8年 1月	▲ 402	▲ 2	▲ 4	▲ 21	▲ 4	6	3	▲ 86	▲ 15	▲ 4	105	▲ 129	30	▲ 16	▲ 216	2	▲ 96	47
2月	▲ 156	15	64	▲ 22	4	3	140	▲ 54	▲ 4	20	▲ 27	▲ 145	0	10	23	26	▲ 188	▲ 14
3月	▲ 592	▲ 22	4	▲ 119	▲ 1	9	▲ 125	▲ 20	39	20	36	▲ 216	▲ 25	▲ 77	16	▲ 34	▲ 50	▲ 28
4月	▲ 541	7	▲ 1	▲ 37	0	▲ 2	62	▲ 134	15	▲ 45	40	▲ 114	▲ 59	▲ 27	9	▲ 11	▲ 202	14

※令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。  
令和6年4月～令和7年3月の対前年同月比（差）については、当該改定により影響のある産業として、F. H. I. P. R. がある。

産業別新規求人数の前年同月比（原数値・新規学卒を除く）

和歌山労働局職業安定課  
（単位：％）

	A. B. 農、林、漁業	C. 鉱業、採石業、砂利採取業	D. 建設業	E. 製造業	F. 電気・ガス・熱供給・水道業	G. 情報通信業	H. 運輸業、郵便業	I. 卸売業、小売業	J. 金融業、保険業	K. 不動産業、物品賃貸業	L. 学術研究、専門・技術サービス業	M. 宿泊業、飲食サービス業	N. 生活関連サービス業、娯楽業	O. 教育、学習支援業	P. 医療、福祉	Q. 複合サービス事業	R. サービス業	S. T. 公務・その他
3年度計	9.5	6.5 ▲	12.5	9.1	22.7	16.7	66.3	2.3	▲ 10.6	36.5	▲ 10.2	22.9	15.3	▲ 1.5	8.8	▲ 19.7	7.9	13.0
4年度計	1.5	▲ 2.4	16.3	▲ 11.9	8.9	15.7	42.8	3.5	46.9 ▲	4.7	12.0	15.5	10.2	▲ 54.6	2.3	43.2	3.7	25.6
5年度計	▲ 3.8	▲ 9.8	19.3	▲ 10.6	1.9	0.0	▲ 24.4	5.9	5.7	0.1	4.5	▲ 13.0	▲ 13.4	▲ 9.7	▲ 2.9	3.8	▲ 1.5	▲ 17.0
6年度計	▲ 0.6	▲ 18.2	▲ 10.3	7.3	▲ 2.5	6.2	▲ 16.8	▲ 7.5	▲ 2.8	▲ 19.5	36.5	4.9	▲ 6.6	▲ 0.5	1.5	▲ 16.4	2.9	▲ 22.6
7年度計	▲ 4.4	1.6	▲ 6.6	2.7	▲ 5.3	▲ 3.5	23.7	▲ 9.4	9.9	19.1	23.9	▲ 29.3	▲ 8.1	0.0	▲ 1.7	▲ 19.5	▲ 5.7	10.2
6年 4月	0.8	▲ 18.8	▲ 100.0	▲ 0.8	6.4	▲ 28.6	46.4	▲ 15.3	▲ 31.1	▲ 19.5	7.5	31.8	17.8	▲ 7.1	3.3	▲ 13.8	▲ 12.6	▲ 22.0
5月	3.3	▲ 38.0	25.0	21.8	▲ 5.6	16.7	▲ 43.5	5.0	8.0	22.7	▲ 6.4	10.1	0.6	▲ 12.5	▲ 4.1	30.4	9.6	▲ 11.3
6月	▲ 2.6	▲ 5.5	▲ 25.0	0.5	▲ 10.5	57.1	▲ 20.6	▲ 13.0	72.4 ▲	▲ 8.2	61.7	22.7	▲ 32.5	▲ 7.1	▲ 3.6	30.1	▲ 13.3	▲ 23.7
7月	4.4	44.2	0.0	13.3	4.7	0.0	21.7	▲ 6.1	▲ 19.5	▲ 32.5	25.0	8.0	▲ 20.2	▲ 17.6	4.0	▲ 19.6	9.7	8.7
8月	▲ 3.3	▲ 45.2	0.0	32.4	▲ 10.5	▲ 28.6	▲ 30.0	▲ 9.9	2.3	22.5	33.8	10.6	45.7	▲ 30.4	▲ 3.5	25.7	11.7	▲ 39.6
9月	▲ 3.4	▲ 34.4	▲ 50.0	▲ 10.6	▲ 5.9	75.0	▲ 44.9	▲ 25.1	▲ 5.9	23.2	69.3	41.3	45.8	▲ 20.3	6.7	▲ 25.1	▲ 8.1	▲ 3.0
10月	1.8	56.3	0.0	5.2	2.6	0.0	0.0	▲ 18.4	11.1	▲ 21.2	17.4	▲ 14.9	▲ 16.9	16.4	1.3	▲ 53.8	▲ 4.7	5.7
11月	0.5	▲ 63.1	33.3	35.9	▲ 11.7	▲ 66.7	13.0	▲ 23.5	▲ 12.8	58.3	50.7	▲ 11.4	54.9	▲ 12.2	6.9	▲ 36.7	20.0	55.6
12月	2.2	▲ 33.3	77.8	9.6	▲ 3.4	14.3	▲ 61.4	▲ 16.7	40.6	▲ 4.9	19.1	33.7	▲ 25.2	▲ 7.3	4.1	▲ 7.6	10.1	▲ 11.1
7年 1月	▲ 3.0	7.4	—	▲ 14.6	12.5	20.0	▲ 15.9	▲ 2.7	2.2	18.3	78.6	▲ 9.2	▲ 18.8	34.6	▲ 6.3	0.0	12.9	▲ 65.9
2月	▲ 6.2	▲ 41.3	66.7	▲ 2.7	▲ 6.8	▲ 57.1	192.9	▲ 4.2	▲ 35.3	52.9	118.3	▲ 34.4	▲ 19.6	▲ 6.6	8.2	▲ 45.8	6.6	▲ 30.8
3月	▲ 0.5	13.5	▲ 71.4	13.0	▲ 1.1	85.7	▲ 55.6	▲ 3.4	▲ 7.7	23.3	1.1	5.4	18.8	22.0	3.5	▲ 39.1	1.2	▲ 25.3
4月	0.4	▲ 2.6	—	6.5	5.0	▲ 20.0	2.4	▲ 13.1	▲ 12.9	75.8	75.0	▲ 31.2	8.5	41.0	▲ 4.3	2.5	35.4	▲ 3.0
5月	1.7	21.8	30.0	5.7	▲ 1.2	▲ 57.1	69.2	▲ 16.8	1.9	29.6	38.5	▲ 14.3	▲ 0.6	▲ 8.4	17.6	▲ 31.1	5.9	9.3
6月	▲ 2.2	14.0	0.0	10.4	3.8	18.2	▲ 44.0	5.8	▲ 16.0	10.4	▲ 28.2	▲ 30.6	15.8	1.4	5.1	▲ 61.2	▲ 10.5	▲ 10.0
7月	▲ 1.8	13.5	▲ 66.7	▲ 6.0	▲ 7.5	25.0	85.7	▲ 23.3	42.4	63.6	34.4	▲ 22.5	9.7	51.6	▲ 0.9	51.1	15.9	▲ 14.2
8月	▲ 5.5	▲ 18.8	44.4	▲ 5.0	▲ 6.6	▲ 20.0	109.5	▲ 12.0	▲ 11.4	4.8	54.4	▲ 2.5	▲ 28.0	▲ 11.3	▲ 8.4	▲ 20.4	▲ 4.3	32.8
9月	1.4	1.6	0.0	13.4	▲ 5.3	▲ 14.3	18.5	7.6	0.0	36.5	37.6	▲ 33.0	9.0	50.8	2.1	▲ 9.4	8.3	24.6
10月	▲ 15.3	▲ 13.7	0.0	▲ 13.0	▲ 16.4	▲ 42.9	▲ 13.2	▲ 40.4	146.7	46.3	55.4	▲ 34.8	▲ 23.8	▲ 20.2	▲ 11.4	▲ 25.8	9.3	▲ 27.2
11月	▲ 3.8	20.7	0.0	▲ 4.1	▲ 2.1	200.0	100.0	9.0	▲ 19.5	62.2	34.6	12.1	▲ 46.0	▲ 47.2	▲ 6.6	55.3	▲ 35.7	12.1
12月	▲ 6.5	90.0	▲ 100.0	11.4	▲ 9.0	0.0	0.0	25.7	▲ 13.3	▲ 1.7	19.6	▲ 49.9	▲ 11.5	11.4	0.0	▲ 53.4	▲ 29.0	67.2
8年 1月	▲ 6.5	▲ 2.7	▲ 66.7	▲ 1.1	▲ 2.7	▲ 66.7	16.2	▲ 12.4	▲ 32.6	▲ 5.6	84.0	▲ 27.4	17.9	▲ 4.4	▲ 11.7	5.0	▲ 15.1	34.8
2月	▲ 2.8	34.1	▲ 46.7	13.6	▲ 3.4	133.3	7.3	▲ 8.4	▲ 9.1	41.7	▲ 17.4	▲ 40.4	0.0	7.9	1.3	66.7	▲ 32.4	▲ 6.6
3月	▲ 10.0	▲ 15.4	50.0	1.0	▲ 16.2	▲ 7.7	45.0	▲ 3.0	108.3	43.5	40.9	▲ 39.7	▲ 18.0	▲ 38.5	0.9	▲ 37.0	▲ 8.8	▲ 16.1
4月	▲ 9.3	4.6	▲ 100.0	▲ 14.2	▲ 4.9	0.0	▲ 4.8	▲ 24.4	55.6	▲ 38.8	31.7	▲ 22.6	▲ 25.7	▲ 16.4	0.6	▲ 13.3	▲ 29.8	14.6

※令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分による。  
令和6年4月～令和7年3月の対前年同月比（差）については、当該改定により影響のある産業として、F. H. I. P. R. がある。

# 態様別常用新規求職者の動向（原数値）

和歌山労働局職業安定課

（単位：人）

項目 年月	求職者計			離職者						事業主都合			自己都合			無業者		
	常用計	常用的 パートタイム	常用的 パートタイム	常用計	常用的 パートタイム	常用的 パートタイム	常用計	常用的 パートタイム	常用的 パートタイム	常用計	常用的 パートタイム	常用的 パートタイム	常用計	常用的 パートタイム	常用的 パートタイム	常用計	常用的 パートタイム	常用的 パートタイム
令和3年度	37,131	22,313	14,818	9,917	6,898	3,019	23,442	13,739	9,703	4,746	2,751	1,995	16,981	10,259	6,722	3,772	1,676	2,096
令和4年度	36,737	22,046	14,691	9,430	6,640	2,790	23,566	13,785	9,781	4,325	2,466	1,859	17,652	10,619	7,033	3,741	1,621	2,120
令和5年度	36,101	21,356	14,745	9,079	6,328	2,751	23,479	13,594	9,885	4,459	2,489	1,970	17,539	10,462	7,077	3,543	1,434	2,109
令和6年度	34,952	20,302	14,650	8,886	6,013	2,873	22,432	12,867	9,565	4,190	2,337	1,853	16,749	9,883	6,866	3,634	1,422	2,212
令和7年度	36,276	20,210	16,066	8,776	5,520	3,256	23,678	13,239	10,439	4,476	2,463	2,013	17,695	10,181	7,514	3,822	1,451	2,371
6年	4,094	2,202	1,892	705	480	225	3,002	1,575	1,427	742	351	391	2,003	1,126	877	387	147	240
5月	3,367	1,866	1,501	791	509	282	2,209	1,205	1,004	459	245	214	1,573	888	685	367	152	215
6月	2,662	1,604	1,058	657	471	186	1,737	1,027	710	298	173	125	1,334	802	532	268	106	162
7月	2,833	1,718	1,115	701	503	198	1,809	1,089	720	293	169	124	1,389	860	529	323	126	197
8月	2,521	1,575	946	667	465	202	1,607	1,006	601	273	169	104	1,232	790	442	247	104	143
9月	2,865	1,676	1,189	747	518	229	1,789	1,044	745	272	155	117	1,414	839	575	329	114	215
10月	3,018	1,740	1,278	723	491	232	1,958	1,131	827	330	184	146	1,523	905	618	337	118	219
11月	2,477	1,417	1,060	628	424	204	1,584	886	698	271	165	106	1,217	683	534	265	107	158
12月	2,136	1,261	875	584	384	200	1,337	790	547	275	177	98	991	580	411	215	87	128
7年	3,178	1,821	1,357	899	580	309	2,008	1,128	880	399	215	184	1,490	860	630	281	113	168
1月	2,857	1,717	1,140	886	607	279	1,678	1,005	673	308	182	126	1,253	767	486	293	105	188
2月	2,944	1,705	1,239	908	581	327	1,714	981	733	270	152	118	1,330	783	547	322	143	179
3月	4,228	2,164	2,064	786	483	303	2,999	1,501	1,498	742	338	404	1,984	1,066	918	443	180	263
4月	3,152	1,729	1,423	731	458	273	2,104	1,148	956	415	230	185	1,534	861	673	317	123	194
5月	2,924	1,591	1,333	711	468	243	1,886	1,012	874	328	177	151	1,443	783	660	327	111	216
6月	2,907	1,695	1,212	704	462	242	1,873	1,093	780	302	177	125	1,471	881	590	330	140	190
7月	2,680	1,545	1,135	641	423	218	1,755	1,020	735	295	172	123	1,353	803	550	284	102	182
8月	2,862	1,609	1,253	705	450	255	1,847	1,055	792	308	180	128	1,451	844	607	310	104	206
9月	3,049	1,733	1,316	692	440	252	2,029	1,169	860	359	206	153	1,548	915	633	328	124	204
10月	2,537	1,431	1,106	626	391	235	1,634	933	701	337	169	168	1,178	709	469	277	107	170
11月	2,429	1,370	1,059	625	379	246	1,569	895	674	285	179	106	1,211	690	521	235	96	139
12月	3,517	1,927	1,590	926	547	379	2,258	1,271	987	449	263	186	1,678	960	718	333	109	224
8年	2,878	1,587	1,291	808	495	313	1,775	985	790	293	157	136	1,374	783	591	295	107	188
1月	3,113	1,829	1,284	821	524	297	1,949	1,157	792	363	215	148	1,470	886	584	343	148	195
2月	4,238	2,195	2,043	721	460	261	3,092	1,562	1,530	777	335	442	2,019	1,138	881	425	173	252
3月	4,238	2,195	2,043	721	460	261	3,092	1,562	1,530	777	335	442	2,019	1,138	881	425	173	252

（注）1. 新規学卒を除く。  
2. 令和3年9月以降の数値には、ハロワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含む。

# 態様別常用新規求職者の動向（前年同月比）

和歌山労働局職業安定課

（単位：％）

項目 年月	求職者計			在職者			離職者			事業主都合			自己都合			無業者		
	常用計	常用的 割合	パートタイム 割合	常用計	常用的 割合	パートタイム 割合	常用計	常用的 割合	パートタイム 割合	常用計	常用的 割合	パートタイム 割合	常用計	常用的 割合	パートタイム 割合	常用計	常用的 割合	パートタイム 割合
令和3年度	1.9	0.3	4.5	9.8	6.3	18.9	▲ 1.9	▲ 3.4	0.2	▲ 20.7	▲ 20.3	▲ 21.3	2.8	1.6	4.8	7.9	9.0	6.9
令和4年度	▲ 1.1	▲ 1.2	▲ 0.9	▲ 4.9	▲ 3.7	▲ 7.6	0.5	0.3	0.8	▲ 8.9	▲ 10.4	▲ 6.8	4.0	3.5	4.6	▲ 0.8	▲ 3.3	1.1
令和5年度	▲ 1.7	▲ 3.1	0.4	▲ 3.7	▲ 4.7	▲ 1.4	▲ 0.4	▲ 1.4	1.1	3.1	0.9	6.0	▲ 0.6	▲ 1.5	0.6	▲ 5.3	▲ 11.5	▲ 0.5
令和6年度	▲ 3.2	▲ 4.9	▲ 0.6	▲ 2.1	▲ 5.0	4.4	▲ 4.5	▲ 5.3	▲ 3.2	▲ 6.0	▲ 6.1	▲ 5.9	▲ 4.5	▲ 5.5	▲ 3.0	2.6	▲ 0.8	4.9
令和7年度	3.8	▲ 0.5	9.7	▲ 1.2	▲ 8.2	13.3	5.6	2.9	9.1	6.8	5.4	8.6	5.6	3.0	9.4	5.2	2.0	7.2
6年4月	▲ 1.4	▲ 0.5	▲ 2.4	4.8	3.7	7.1	▲ 3.1	▲ 1.9	▲ 4.4	▲ 12.3	▲ 3.8	▲ 18.7	1.1	▲ 1.0	3.8	1.6	1.4	1.7
5月	6.7	6.1	7.4	12.8	4.5	31.8	3.0	3.8	2.1	▲ 5.9	▲ 1.2	▲ 10.8	2.9	3.0	2.7	18.0	36.9	7.5
6月	▲ 8.2	▲ 9.9	▲ 5.5	▲ 8.5	▲ 6.9	▲ 12.3	▲ 7.7	▲ 10.7	▲ 2.9	▲ 12.6	▲ 13.1	▲ 12.0	▲ 6.7	▲ 10.9	0.4	▲ 10.7	▲ 14.5	▲ 8.0
7月	0.4	2.3	▲ 2.3	9.0	11.8	2.6	▲ 6.1	▲ 3.5	▲ 9.9	▲ 1.0	0.0	2.4	▲ 8.9	▲ 4.9	▲ 14.7	28.7	23.5	32.2
8月	▲ 11.7	▲ 10.9	▲ 13.0	▲ 11.2	▲ 13.2	▲ 6.0	▲ 12.9	▲ 10.5	▲ 16.6	▲ 11.4	▲ 10.1	▲ 13.3	▲ 14.8	▲ 11.0	▲ 20.8	▲ 4.3	▲ 2.8	▲ 5.3
9月	▲ 2.9	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 5.9	▲ 5.6	▲ 6.5	▲ 3.3	▲ 1.5	▲ 5.7	▲ 0.4	9.2	▲ 10.7	▲ 3.9	▲ 3.6	▲ 4.3	7.5	▲ 8.1	18.1
10月	▲ 0.5	▲ 1.8	1.2	3.1	▲ 0.2	11.0	▲ 2.5	▲ 2.5	▲ 2.6	▲ 16.2	▲ 22.7	▲ 6.4	1.7	4.6	▲ 2.2	4.0	▲ 0.8	6.8
11月	▲ 5.0	▲ 10.0	2.7	▲ 6.5	▲ 12.4	8.5	▲ 4.7	▲ 9.6	2.3	▲ 6.9	▲ 8.3	▲ 4.5	▲ 4.1	▲ 9.9	4.5	▲ 2.6	▲ 2.7	▲ 2.5
12月	▲ 0.5	▲ 5.5	7.8	0.3	▲ 10.3	29.9	▲ 2.8	▲ 4.7	0.2	21.1	24.6	15.3	▲ 5.7	▲ 11.0	3.0	13.8	13.0	14.3
7年1月	▲ 2.9	▲ 8.7	6.1	▲ 8.5	▲ 15.8	9.2	▲ 0.1	▲ 4.0	5.3	19.5	7.5	37.3	▲ 3.7	▲ 7.3	1.6	▲ 3.4	▲ 13.7	5.0
2月	▲ 9.4	▲ 10.7	▲ 7.4	▲ 12.2	▲ 12.3	▲ 12.0	▲ 9.1	▲ 8.9	▲ 9.3	▲ 8.3	▲ 9.5	▲ 6.7	▲ 10.7	▲ 9.7	▲ 12.3	▲ 2.0	▲ 17.3	9.3
3月	▲ 3.7	▲ 6.7	0.9	5.2	5.3	5.1	▲ 6.4	▲ 12.3	2.8	▲ 16.9	▲ 30.0	9.3	▲ 4.2	▲ 7.8	1.3	▲ 10.8	▲ 8.9	▲ 12.3
4月	3.3	▲ 1.7	9.1	11.5	0.6	34.7	▲ 0.1	▲ 4.7	5.0	0.0	▲ 3.7	3.3	▲ 0.9	▲ 5.3	4.7	14.5	22.4	9.6
5月	▲ 6.4	▲ 7.3	▲ 5.2	▲ 7.6	▲ 10.0	▲ 3.2	▲ 4.8	▲ 4.7	▲ 4.8	▲ 9.6	▲ 6.1	▲ 13.6	▲ 2.5	▲ 3.0	▲ 1.8	▲ 13.6	▲ 19.1	▲ 9.8
6月	9.8	▲ 0.8	26.0	8.2	▲ 0.6	30.6	8.6	▲ 1.5	23.1	10.1	2.3	20.8	8.2	▲ 2.4	24.1	22.0	4.7	33.3
7月	2.6	▲ 1.3	8.7	0.4	▲ 8.2	22.2	3.5	0.4	8.3	3.1	4.7	0.8	5.9	2.4	11.5	2.2	11.1	▲ 3.6
8月	6.3	▲ 1.9	20.0	▲ 3.9	▲ 9.0	7.9	9.2	1.4	22.3	8.1	1.8	18.3	9.8	1.6	24.4	15.0	▲ 1.9	27.3
9月	▲ 0.1	▲ 4.0	5.4	▲ 5.6	▲ 13.1	11.4	3.2	1.1	6.3	13.2	16.1	9.4	2.6	0.6	5.6	▲ 5.8	▲ 8.8	▲ 4.2
10月	1.0	▲ 0.4	3.0	▲ 4.3	▲ 10.4	8.6	3.6	3.4	4.0	8.8	12.0	4.8	1.6	1.1	2.4	▲ 2.7	5.1	▲ 6.8
11月	2.4	1.0	4.3	▲ 0.3	▲ 7.8	15.2	3.2	5.3	0.4	24.4	2.4	58.5	▲ 3.2	3.8	▲ 12.2	4.5	0.0	7.6
12月	13.7	8.6	21.0	7.0	▲ 1.3	23.0	17.4	13.3	23.2	3.6	1.1	8.2	22.2	19.0	26.8	9.3	10.3	8.6
8年1月	10.7	5.8	17.2	4.2	▲ 5.7	22.7	12.5	12.7	12.2	12.5	22.3	1.1	12.6	11.6	14.0	18.5	▲ 3.5	33.3
2月	0.7	▲ 7.6	13.2	▲ 8.8	▲ 18.5	12.2	5.8	▲ 2.0	17.4	▲ 4.9	▲ 13.7	7.9	9.7	2.1	21.6	0.7	1.9	0.0
3月	5.7	7.3	3.6	▲ 9.6	▲ 9.8	▲ 9.2	13.7	17.9	8.0	34.4	41.4	25.4	10.5	13.2	6.8	6.5	3.5	8.9
4月	0.2	1.4	▲ 1.0	▲ 8.3	▲ 4.8	▲ 13.9	3.1	4.1	2.1	4.7	▲ 0.9	9.4	1.8	6.8	▲ 4.0	▲ 4.1	▲ 3.9	▲ 4.2

（注）1. 新規学卒を除く。

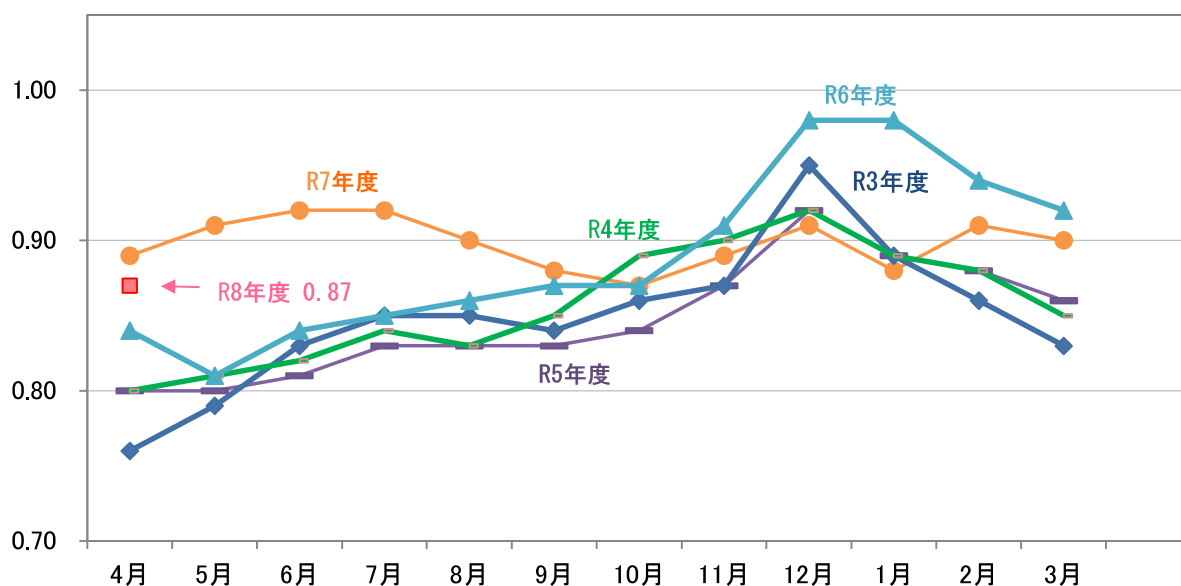
和歌山県内の正社員にかかる有効求人数等（原数値）

和歌山労働局職業安定課

	有効求人数		有効求職者数		有効求人倍率		就職件数	
	人	%	人	%	倍	ポイント	件	%
	前年同月比		前年同月比		前年同月差		前年同月比	
R03年度	85,249	10.4	100,693	▲ 3.0	0.85	0.11	4,434	▲ 1.6
R04年度	85,174	▲ 0.1	99,686	▲ 1.0	0.85	0.00	4,575	3.2
R05年度	83,115	▲ 2.4	98,098	▲ 1.6	0.85	0.00	4,348	▲ 5.0
R06年度	86,268	3.8	97,307	▲ 0.8	0.89	0.04	4,156	▲ 4.4
R07年度	85,447	▲ 1.0	95,198	▲ 2.2	0.90	0.01	3,916	▲ 5.8
6年 4月	7,157	5.7	8,540	1.0	0.84	0.04	395	6.8
5月	6,988	4.3	8,592	3.1	0.81	0.01	397	0.0
6月	6,938	4.3	8,225	0.2	0.84	0.03	354	▲ 3.5
7月	6,966	3.3	8,237	1.1	0.85	0.02	333	▲ 1.2
8月	7,017	2.7	8,161	▲ 0.9	0.86	0.03	302	▲ 11.4
9月	7,147	3.2	8,256	▲ 0.7	0.87	0.04	329	▲ 19.6
10月	7,261	3.1	8,360	0.1	0.87	0.03	407	1.8
11月	7,304	3.8	8,007	▲ 0.5	0.91	0.04	331	▲ 7.3
12月	7,295	4.9	7,429	▲ 1.9	0.98	0.06	280	▲ 9.1
7年 1月	7,421	5.5	7,580	▲ 3.7	0.98	0.09	284	▲ 6.6
2月	7,361	2.5	7,866	▲ 3.9	0.94	0.06	319	▲ 13.1
3月	7,413	2.4	8,054	▲ 3.9	0.92	0.06	425	8.7
4月	7,209	0.7	8,101	▲ 5.1	0.89	0.05	390	▲ 1.3
5月	7,285	4.3	8,038	▲ 6.4	0.91	0.10	316	▲ 20.4
6月	7,324	5.6	7,984	▲ 2.9	0.92	0.08	379	7.1
7月	7,249	4.1	7,916	▲ 3.9	0.92	0.07	304	▲ 8.7
8月	7,109	1.3	7,909	▲ 3.1	0.90	0.04	296	▲ 2.0
9月	7,046	▲ 1.4	8,019	▲ 2.9	0.88	0.01	342	4.0
10月	6,971	▲ 4.0	8,053	▲ 3.7	0.87	0.00	323	▲ 20.6
11月	6,957	▲ 4.8	7,776	▲ 2.9	0.89	▲ 0.02	256	▲ 22.7
12月	6,854	▲ 6.0	7,561	1.8	0.91	▲ 0.07	307	9.6
8年 1月	6,958	▲ 6.2	7,863	3.7	0.88	▲ 0.10	264	▲ 7.0
2月	7,167	▲ 2.6	7,857	▲ 0.1	0.91	▲ 0.03	337	5.6
3月	7,318	▲ 1.3	8,121	0.8	0.90	▲ 0.02	402	▲ 5.4
4月	7,155	▲ 0.7	8,205	1.3	0.87	▲ 0.02	353	▲ 9.5

令和3～令和8年度の各月における正社員の有効求人倍率

(倍)



# 安定所別有効求人倍率の推移(原数値)

## 参考資料

### 有効求人倍率

和歌山労働局職業安定課

	和歌山局計		和歌山		新宮計		新宮		串本		田辺		御坊		湯浅		海南		橋本	
	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差	前年	同月差
	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント	倍	ポイント
3年度平均	1.12	0.12	0.94	0.07	1.25	0.25	1.26	0.25	1.21	0.24	1.40	0.16	1.21	0.08	2.07	0.19	1.12	0.29	1.15	0.13
4年度平均	1.16	0.04	0.95	0.01	1.60	0.35	1.65	0.39	1.45	0.24	1.53	0.13	1.23	0.02	1.77	0.30	1.18	0.06	1.23	0.08
5年度平均	1.13	▲0.03	1.00	0.05	1.38	▲0.22	1.46	▲0.19	1.15	▲0.30	1.41	▲0.12	1.06	▲0.17	1.77	0.00	0.99	▲0.19	1.15	▲0.08
6年度平均	1.13	0.00	1.02	0.02	1.35	▲0.03	1.44	▲0.02	1.05	▲0.10	1.34	▲0.07	1.01	▲0.05	1.63	▲0.14	0.90	▲0.09	1.23	0.08
7年度平均	1.06	▲0.07	0.97	▲0.05	1.30	▲0.05	1.47	0.03	0.79	▲0.26	1.12	▲0.22	0.94	▲0.07	1.73	0.10	0.88	▲0.02	1.15	▲0.08
6年	1.06	▲0.02	0.94	▲0.02	1.38	0.03	1.44	0.00	1.21	0.13	1.37	▲0.02	0.97	0.00	1.51	0.18	0.93	▲0.08	1.01	▲0.13
5月	1.02	▲0.05	0.93	▲0.03	1.26	▲0.03	1.31	▲0.07	1.12	0.07	1.29	▲0.22	0.93	0.00	1.40	0.17	0.81	▲0.20	1.01	▲0.02
6月	1.07	0.00	0.97	0.04	1.32	0.00	1.36	▲0.01	1.19	0.02	1.35	▲0.16	1.00	▲0.08	1.41	0.10	0.83	▲0.19	1.07	0.01
7月	1.08	0.00	0.98	0.04	1.35	0.00	1.43	▲0.02	1.11	0.03	1.30	▲0.17	1.00	▲0.10	1.52	0.16	0.87	▲0.20	1.13	0.06
8月	1.11	0.01	0.99	0.02	1.42	0.14	1.48	0.12	1.21	0.13	1.34	▲0.06	1.03	▲0.07	1.62	▲0.04	0.91	▲0.12	1.23	0.12
9月	1.12	0.01	1.00	0.04	1.28	▲0.07	1.32	▲0.07	1.14	▲0.08	1.34	▲0.02	1.07	▲0.05	1.74	▲0.15	0.89	▲0.13	1.29	0.14
10月	1.12	▲0.01	0.98	0.00	1.22	▲0.15	1.25	▲0.22	1.08	0.01	1.36	0.05	1.02	▲0.10	1.95	▲0.25	0.95	0.00	1.36	0.25
11月	1.17	0.01	1.04	0.04	1.30	▲0.10	1.37	▲0.11	0.99	▲0.14	1.37	▲0.01	1.06	0.00	1.98	▲0.42	1.00	0.06	1.34	0.14
12月	1.23	0.02	1.12	0.08	1.44	▲0.12	1.55	▲0.11	1.05	▲0.19	1.41	▲0.07	1.04	▲0.10	1.93	▲0.42	1.00	0.04	1.42	0.18
7年	1.20	0.00	1.12	0.03	1.45	▲0.02	1.60	0.04	0.89	▲0.28	1.38	0.03	1.00	▲0.07	1.61	▲0.40	0.93	▲0.09	1.40	0.16
1月	1.18	▲0.03	1.11	0.01	1.46	0.03	1.63	0.14	0.89	▲0.32	1.34	▲0.08	1.02	▲0.08	1.49	▲0.47	0.84	▲0.09	1.33	0.06
2月	1.16	0.00	1.09	0.05	1.37	▲0.08	1.58	0.10	0.71	▲0.63	1.30	▲0.09	0.98	▲0.01	1.59	▲0.17	0.86	▲0.16	1.34	0.15
3月	1.07	0.01	1.02	0.08	1.33	▲0.05	1.54	0.10	0.69	▲0.52	1.22	▲0.15	0.89	▲0.08	1.52	0.01	0.74	▲0.19	1.12	0.11
4月	1.06	0.04	1.01	0.08	1.23	▲0.03	1.38	0.07	0.76	▲0.36	1.23	▲0.06	0.88	▲0.05	1.45	0.05	0.81	0.00	1.08	0.07
5月	1.05	▲0.02	0.98	0.01	1.25	▲0.07	1.42	0.06	0.72	▲0.47	1.27	▲0.08	0.90	▲0.10	1.48	0.07	0.83	0.00	1.06	▲0.01
6月	1.07	▲0.01	0.98	0.00	1.34	▲0.01	1.49	0.06	0.84	▲0.27	1.20	▲0.10	0.93	▲0.07	1.57	0.05	0.91	0.04	1.08	▲0.05
7月	1.05	▲0.06	0.96	▲0.03	1.34	▲0.08	1.48	0.00	0.84	▲0.37	1.10	▲0.24	0.95	▲0.08	1.75	0.13	0.84	▲0.07	1.15	▲0.08
8月	1.06	▲0.06	0.95	▲0.05	1.32	0.04	1.47	0.15	0.85	▲0.29	1.09	▲0.25	0.89	▲0.18	1.85	0.11	0.95	0.06	1.28	▲0.01
9月	1.05	▲0.07	0.95	▲0.03	1.24	0.02	1.38	0.13	0.79	▲0.29	1.02	▲0.34	0.90	▲0.12	1.97	0.02	0.98	0.03	1.23	▲0.13
10月	1.06	▲0.11	0.97	▲0.07	1.29	▲0.01	1.53	0.16	0.69	▲0.30	1.06	▲0.31	0.91	▲0.15	1.91	▲0.07	1.03	0.03	1.11	▲0.23
11月	1.07	▲0.16	0.96	▲0.16	1.35	▲0.09	1.54	▲0.01	0.83	▲0.22	1.08	▲0.33	0.98	▲0.06	2.03	0.10	0.99	▲0.01	1.14	▲0.28
12月	1.05	▲0.15	0.96	▲0.16	1.31	▲0.14	1.53	▲0.07	0.76	▲0.13	1.08	▲0.30	0.97	▲0.03	1.84	0.23	0.84	▲0.09	1.14	▲0.26
8年	1.05	▲0.13	0.95	▲0.16	1.32	▲0.14	1.48	▲0.15	0.89	0.00	1.06	▲0.28	1.09	0.07	1.86	0.37	0.82	▲0.02	1.14	▲0.19
1月	1.04	▲0.12	0.95	▲0.14	1.28	▲0.09	1.43	▲0.15	0.88	0.17	1.03	▲0.27	1.09	0.11	1.66	0.07	0.85	▲0.01	1.23	▲0.11
2月	0.95	▲0.12	0.86	▲0.16	1.33	0.00	1.49	▲0.05	0.89	0.20	0.94	▲0.28	0.99	0.10	1.45	▲0.07	0.74	0.00	1.08	▲0.04
3月	0.95	▲0.12	0.86	▲0.16	1.33	0.00	1.49	▲0.05	0.89	0.20	0.94	▲0.28	0.99	0.10	1.45	▲0.07	0.74	0.00	1.08	▲0.04
4月	0.95	▲0.12	0.86	▲0.16	1.33	0.00	1.49	▲0.05	0.89	0.20	0.94	▲0.28	0.99	0.10	1.45	▲0.07	0.74	0.00	1.08	▲0.04

(注) 1. 新規卒を除きパートタイムを含む。  
 2. 数値は原数値。令和3年9月以降の数値は、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含めた有効求職者数を用いて算出している。

和歌山県の季節調整済有効求人倍率の推移(R8年版)

最高値 1.78  
最低値 0.35

和歌山労働局職業安定課

西暦	和暦	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年計	年度計
1963年	38年	0.45	0.50	0.54	0.56	0.60	0.69	0.72	0.74	0.69	0.73	0.80	0.80	0.66	0.74
1964年	39年	0.84	0.79	0.96	1.14	1.15	1.17	1.14	1.19	1.04	1.12	1.07	1.24	1.08	1.14
1965年	40年	1.18	1.21	1.10	0.87	0.76	0.80	0.78	0.72	0.74	0.72	0.67	0.60	0.84	0.71
1966年	41年	0.61	0.58	0.60	0.62	0.65	0.64	0.68	0.70	0.81	0.76	0.74	0.77	0.68	0.74
1967年	42年	0.77	0.85	0.82	0.87	0.85	0.87	0.87	0.86	0.90	0.90	0.96	1.08	0.89	0.90
1968年	43年	0.91	0.88	0.85	0.86	0.87	0.87	0.91	1.00	0.99	0.96	0.95	0.91	0.90	0.93
1969年	44年	1.00	0.95	0.99	1.04	1.02	1.13	1.06	0.99	0.97	1.05	1.05	1.08	1.03	1.08
1970年	45年	1.10	1.27	1.23	1.23	1.20	1.18	1.25	1.25	1.25	1.22	1.29	1.29	1.24	1.26
1971年	46年	1.37	1.24	1.31	1.31	1.33	1.32	1.27	1.25	1.13	1.21	1.18	1.21	1.24	1.21
1972年	47年	1.10	1.15	1.15	1.05	1.10	1.14	1.19	1.26	1.36	1.40	1.40	1.52	1.22	1.34
1973年	48年	1.58	1.60	1.59	1.67	1.76	1.78	1.78	1.77	1.78	1.65	1.69	1.59	1.68	1.65
1974年	49年	1.53	1.47	1.39	1.28	1.14	1.11	1.02	0.93	0.83	0.81	0.70	0.74	1.04	0.84
1975年	50年	0.64	0.59	0.59	0.61	0.59	0.56	0.57	0.55	0.54	0.57	0.57	0.57	0.57	0.57
1976年	51年	0.58	0.57	0.57	0.57	0.57	0.59	0.55	0.56	0.57	0.57	0.57	0.54	0.56	0.56
1977年	52年	0.54	0.52	0.51	0.53	0.52	0.49	0.45	0.47	0.49	0.46	0.45	0.44	0.48	0.47
1978年	53年	0.42	0.45	0.45	0.46	0.44	0.46	0.48	0.48	0.50	0.51	0.49	0.52	0.47	0.51
1979年	54年	0.56	0.57	0.61	0.57	0.59	0.59	0.58	0.61	0.57	0.60	0.61	0.60	0.59	0.59
1980年	55年	0.59	0.55	0.55	0.54	0.55	0.55	0.53	0.49	0.50	0.47	0.50	0.48	0.52	0.50
1981年	56年	0.47	0.47	0.47	0.47	0.47	0.46	0.47	0.48	0.47	0.46	0.44	0.46	0.47	0.47
1982年	57年	0.46	0.47	0.45	0.43	0.41	0.42	0.40	0.39	0.37	0.37	0.36	0.36	0.41	0.39
1983年	58年	0.37	0.38	0.37	0.38	0.38	0.36	0.37	0.37	0.38	0.37	0.37	0.38	0.37	0.38
1984年	59年	0.39	0.36	0.38	0.35	0.36	0.36	0.38	0.40	0.42	0.41	0.42	0.41	0.39	0.40
1985年	60年	0.41	0.41	0.40	0.43	0.43	0.44	0.44	0.44	0.41	0.42	0.43	0.44	0.42	0.43
1986年	61年	0.44	0.44	0.41	0.41	0.40	0.42	0.41	0.39	0.41	0.40	0.42	0.40	0.41	0.41
1987年	62年	0.40	0.39	0.42	0.41	0.45	0.48	0.45	0.48	0.51	0.53	0.54	0.56	0.47	0.52
1988年	63年	0.55	0.60	0.63	0.63	0.61	0.61	0.65	0.70	0.71	0.72	0.70	0.74	0.66	0.71
1989年	元年	0.77	0.79	0.85	0.87	0.89	0.87	0.93	0.95	0.98	1.05	1.08	1.13	0.92	1.01
1990年	2年	1.15	1.15	1.14	1.15	1.16	1.18	1.20	1.18	1.17	1.16	1.23	1.25	1.18	1.20
1991年	3年	1.27	1.25	1.27	1.32	1.32	1.33	1.28	1.27	1.17	1.20	1.18	1.19	1.26	1.22
1992年	4年	1.17	1.15	1.13	1.11	1.04	1.06	1.08	1.10	1.05	1.02	0.98	0.95	1.07	1.01
1993年	5年	0.93	0.95	0.91	0.87	0.83	0.79	0.78	0.77	0.76	0.74	0.71	0.81	0.81	0.75
1994年	6年	0.70	0.66	0.67	0.70	0.71	0.72	0.71	0.71	0.71	0.68	0.66	0.64	0.69	0.68
1995年	7年	0.66	0.65	0.63	0.62	0.61	0.63	0.62	0.62	0.62	0.62	0.64	0.64	0.63	0.63
1996年	8年	0.64	0.63	0.63	0.66	0.66	0.66	0.66	0.67	0.67	0.68	0.70	0.71	0.66	0.69
1997年	9年	0.69	0.71	0.74	0.74	0.72	0.69	0.70	0.69	0.68	0.67	0.63	0.63	0.69	0.66
1998年	10年	0.61	0.59	0.56	0.55	0.54	0.54	0.52	0.51	0.49	0.48	0.48	0.47	0.53	0.50
1999年	11年	0.48	0.50	0.48	0.46	0.46	0.47	0.46	0.48	0.49	0.50	0.49	0.48	0.48	0.48
2000年	12年	0.49	0.49	0.50	0.51	0.50	0.50	0.49	0.48	0.48	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49
2001年	13年	0.48	0.47	0.46	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.45	0.43	0.43	0.41	0.45	0.44
2002年	14年	0.41	0.43	0.44	0.45	0.45	0.45	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.46	0.44	0.45
2003年	15年	0.48	0.47	0.46	0.45	0.45	0.46	0.48	0.51	0.53	0.54	0.55	0.58	0.49	0.53
2004年	16年	0.58	0.59	0.60	0.62	0.65	0.67	0.67	0.66	0.66	0.72	0.75	0.78	0.66	0.71
2005年	17年	0.76	0.78	0.80	0.80	0.80	0.78	0.78	0.76	0.75	0.76	0.75	0.76	0.77	0.78
2006年	18年	0.78	0.79	0.81	0.83	0.83	0.83	0.82	0.84	0.83	0.82	0.84	0.86	0.82	0.84
2007年	19年	0.86	0.86	0.87	0.87	0.89	0.90	0.93	0.94	0.94	0.92	0.90	0.91	0.90	0.90
2008年	20年	0.89	0.87	0.86	0.87	0.88	0.88	0.86	0.84	0.82	0.79	0.76	0.73	0.84	0.78
2009年	21年	0.71	0.67	0.62	0.59	0.56	0.54	0.53	0.52	0.52	0.52	0.51	0.50	0.56	0.53
2010年	22年	0.52	0.53	0.54	0.54	0.55	0.56	0.59	0.60	0.62	0.63	0.63	0.63	0.58	0.62
2011年	23年	0.66	0.69	0.70	0.71	0.71	0.71	0.70	0.72	0.72	0.72	0.75	0.74	0.71	0.73
2012年	24年	0.76	0.74	0.77	0.79	0.80	0.80	0.82	0.83	0.82	0.83	0.86	0.88	0.81	0.84
2013年	25年	0.88	0.87	0.88	0.83	0.82	0.87	0.88	0.88	0.91	0.95	0.95	0.95	0.89	0.91
2014年	26年	0.95	0.96	1.00	0.99	1.01	1.02	1.02	1.02	1.00	0.99	0.98	0.99	0.99	1.00
2015年	27年	1.00	0.99	1.01	1.01	1.03	1.03	1.03	1.05	1.10	1.09	1.09	1.10	1.05	1.08
2016年	28年	1.11	1.14	1.14	1.17	1.17	1.18	1.16	1.17	1.20	1.19	1.15	1.17	1.16	1.18
2017年	29年	1.19	1.22	1.23	1.26	1.28	1.33	1.30	1.28	1.27	1.27	1.28	1.28	1.27	1.29
2018年	30年	1.32	1.31	1.30	1.29	1.27	1.32	1.33	1.36	1.38	1.39	1.41	1.41	1.34	1.36
2019年	31年	1.39	1.41	1.42	1.46	1.44	1.45	1.44	1.41	1.39	1.38	1.38	1.38	1.41	1.36
2020年	2年	1.27	1.23	1.17	1.13	1.02	1.02	1.01	0.98	0.96	0.96	0.95	0.95	1.05	1.00
2021年	3年	0.98	1.02	1.04	1.07	1.07	1.10	1.11	1.11	1.13	1.14	1.14	1.16	1.09	1.12
2022年	4年	1.16	1.14	1.12	1.14	1.14	1.15	1.16	1.14	1.15	1.18	1.18	1.16	1.15	1.16
2023年	5年	1.15	1.18	1.15	1.16	1.15	1.13	1.11	1.12	1.12	1.12	1.10	1.11	1.13	1.13
2024年	6年	1.13	1.17	1.14	1.14	1.10	1.13	1.12	1.14	1.13	1.12	1.12	1.14	1.13	1.13
2025年	7年	1.14	1.13	1.13	1.14	1.13	1.10	1.10	1.07	1.06	1.05	1.03	1.00	1.09	1.06
2026年	8年	1.00	1.01	1.01	1.00										

- (注) 1. 新規学卒を除きパートタイムを含む。
- 2. 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和7年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。
- 3. 年計、年度計は実数値。
- 4. 令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せずオンライン上で求職登録した求職者数を含んで算出している。

## 令和8年 職業別求人賃金(常用的パート)

ハローワーク和歌山 (和歌山市、岩出市、紀の川市)

(単位:円)

職業	令和8年1月		令和8年2月		令和8年3月		令和8年4月	
	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均	上限平均	下限平均
<b>職業計</b>	1,306	1,198	1,310	1,187	1,348	1,200	1,330	1,201
<b>管理的職業従事者</b>	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>専門的・技術的職業</b>	1,659	1,443	1,633	1,429	1,825	1,488	1,782	1,492
製造技術者(開発)	-	-	-	-	-	-	-	-
製造技術者(開発を除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
建築・土木・測量技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
情報処理・通信技術者	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の技術者	2,159	1,208	-	-	-	-	2,890	1,160
医師・薬剤師等	2,633	2,313	2,010	1,943	2,320	1,960	2,488	2,275
保健師・助産師・看護師	1,760	1,591	1,713	1,538	1,855	1,580	1,714	1,530
医療技術者	1,875	1,426	1,740	1,494	1,893	1,639	1,884	1,542
その他の保健医療従事者	1,468	1,326	1,350	1,200	1,440	1,348	1,671	1,354
社会福祉専門的職業従事者	1,391	1,259	1,367	1,195	1,543	1,308	1,468	1,235
美術家、デザイナー等	1,100	1,100	-	-	-	-	-	-
その他の専門的職業	1,457	1,315	1,986	1,604	2,242	1,419	2,474	1,809
<b>事務従事者</b>	1,243	1,153	1,242	1,136	1,264	1,172	1,236	1,115
一般事務員	1,231	1,150	1,224	1,138	1,262	1,170	1,223	1,115
会計事務員	1,295	1,185	1,266	1,131	1,343	1,280	1,189	1,112
生産関連事務員	1,173	1,090	1,143	1,055	1,159	1,159	1,183	1,084
営業・販売事務員	1,411	1,199	1,350	1,074	1,300	1,117	1,350	1,150
外勤事務員	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸・郵便事務員	1,300	1,100	1,245	1,070	-	-	1,287	1,090
事務用機器操作員	1,350	1,250	1,750	1,350	1,300	1,200	1,750	1,175
<b>販売従事者</b>	1,220	1,148	1,189	1,120	1,201	1,135	1,116	1,095
商品販売	1,220	1,148	1,203	1,126	1,200	1,139	1,145	1,115
販売類似職業	-	-	1,053	1,053	1,250	1,097	1,045	1,045
営業職業	-	-	1,500	1,300	1,100	1,100	1,045	1,045
<b>サービス職業従事者</b>	1,226	1,128	1,243	1,126	1,269	1,119	1,240	1,137
家庭生活支援サービス職業	1,050	1,050	-	-	-	-	1,148	1,132
介護サービス職業	1,286	1,156	1,357	1,157	1,351	1,124	1,323	1,166
保健医療サービス職業	1,232	1,165	1,218	1,136	1,227	1,127	1,251	1,165
生活衛生サービス職業	1,293	1,088	1,336	1,124	1,363	1,149	1,489	1,123
飲食物調理	1,165	1,099	1,114	1,081	1,180	1,102	1,168	1,106
接客・給仕職業	1,219	1,122	1,160	1,094	1,210	1,126	1,147	1,113
居住施設・ビル等管理人	1,306	1,230	1,045	1,045	1,091	1,089	-	-
その他のサービス職業	1,256	1,186	1,193	1,161	1,247	1,183	1,159	1,123
<b>保安職業従事者</b>	1,177	1,100	1,213	1,099	1,199	1,127	1,163	1,100
<b>農林漁業従事者</b>	1,230	1,122	1,262	1,110	1,294	1,092	1,263	1,085
<b>生産工程従事者</b>	1,163	1,103	1,210	1,087	1,174	1,088	1,149	1,082
生産設備制御・監視(金属製品)	-	-	-	-	-	-	-	-
生産設備制御・監視(金属製品除く)	-	-	-	-	-	-	-	-
機械組立設備制御・監視	-	-	-	-	-	-	-	-
製品製造・加工処理(金属製品)	1,250	1,088	1,696	1,111	1,045	1,045	1,300	1,125
製品製造・加工処理(金属製品除く)	1,162	1,105	1,175	1,088	1,157	1,103	1,121	1,073
機械組立	1,045	1,045	1,123	1,073	1,100	1,050	-	-
機械整備・修理	1,090	1,060	1,500	1,100	1,273	1,073	1,500	1,100
製品検査(金属製品)	1,045	1,045	-	-	1,350	1,075	-	-
製品検査(金属製品除く)	-	-	-	-	1,200	1,080	1,100	1,100
機械検査	1,100	1,100	-	-	-	-	1,150	1,150
生産関連・生産類似作業	1,400	1,200	1,045	1,045	1,275	1,050	-	-
<b>輸送・機械運転従事者</b>	1,233	1,165	1,191	1,102	1,204	1,158	1,224	1,174
鉄道運転	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車運転	1,233	1,165	1,191	1,104	1,205	1,160	1,224	1,174
船舶・航空機運転	-	-	-	-	-	-	-	-
その他の輸送	-	-	-	-	-	-	-	-
定置・建設機械運転	-	-	1,200	1,050	1,200	1,110	-	-
<b>建設・採掘従事者</b>	1,947	1,887	-	-	1,322	1,194	2,250	2,250
建設躯体工事	-	-	-	-	-	-	-	-
建設(建設躯体工事を除く)	-	-	-	-	1,100	1,050	-	-
電気工事	1,643	1,523	-	-	1,200	1,200	-	-
土木作業	2,250	2,250	-	-	1,666	1,333	2,250	2,250
採掘	-	-	-	-	-	-	-	-
<b>運搬・清掃・包装等従事者</b>	1,185	1,131	1,139	1,085	1,137	1,099	1,124	1,087
運搬	1,162	1,120	1,199	1,136	1,203	1,140	1,114	1,096
清掃	1,159	1,111	1,145	1,074	1,113	1,090	1,126	1,076
包装	1,102	1,102	1,073	1,048	1,156	1,151	1,098	1,048
その他の運搬・清掃・包装等	1,236	1,165	1,100	1,071	1,143	1,082	1,138	1,107

(注)1「求人賃金」は1か月間に受理した求人賃金(「常用的パート」については時間給。)の平均値です。

2「常用的パート」は求人区分が「パートタイム」かつ「雇用期間の定めなし」または「雇用期間の定めあり(4か月以上)」をいいます。

(72)ハローワーク和歌山の公表データをもとに和歌山労働局賃金室が作成。)

事業主の皆さまへ

# 賃金引き上げの支援策

## 厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

### 業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。  
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

**活用例** 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

#### 活用のポイント

#### 賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- 中小企業が利用可能
- 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

### キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。  
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

**活用例** 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

#### 活用のポイント

#### 非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- 改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

### 働き方改革推進支援助成金

**労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主**に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

**活用例** 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	6～360万円(※2)	25～100万円
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル導入コース	50～150万円		

#### 活用のポイント

#### 労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- 中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。  
また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

## 人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

### 活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%~100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円~25万円

### 活用のポイント

### 職業訓練 + 経費助成等 (訓練終了後の賃上げ等加算)

- 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- 中小企業、大企業どちらも利用可能
- 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①~③のいずれが支給されるか異なります(①~③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

## 人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

### 活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)

### 活用のポイント

### 雇用管理改善の取り組み (賃上げ加算)

- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①~⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

## より高い処遇への労働移動等への支援

### 早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- 雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- 中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

### 産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

### 支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku\\_nitsuite/bunya/package.00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html)

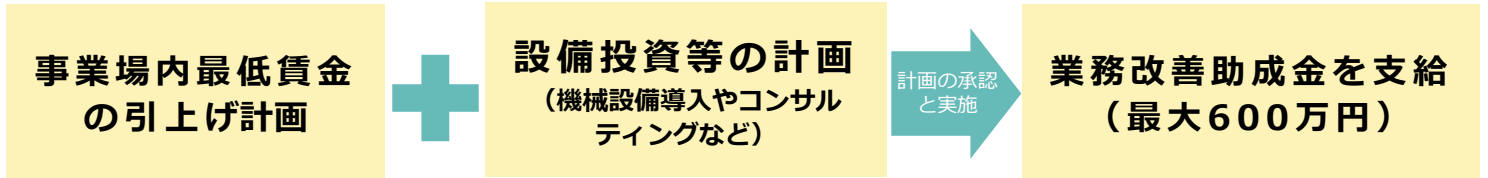


(R8.4)

# 令和8年度業務改善助成金のご案内

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、**交付決定後**に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

### <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➔ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業所ごとに申請**いただきます。

## 申請期限と賃金引き上げの期間

申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において 適用される地域別最低賃金の 発効日の前日又は同年11月30日 のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域 別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

事業場内最低賃金 1,050円未満	4/5
事業場内最低賃金 1,050円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

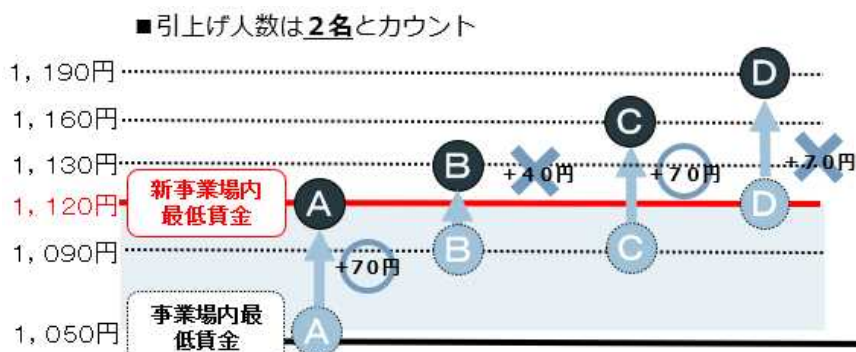
物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金1,050円の事業場で70円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
- D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



- A：引上げ人数としてカウント
- B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引上げ人数としては、申請コースの額（70円）以上引き上げているCのみ対象。
- D：既に新事業場内最低賃金以上なので、70円以上引き上げてもカウントしない。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が1,040円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,130円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円  
(=600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

## 賃金引上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。
- 引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,040円→1,090円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を完了（※）



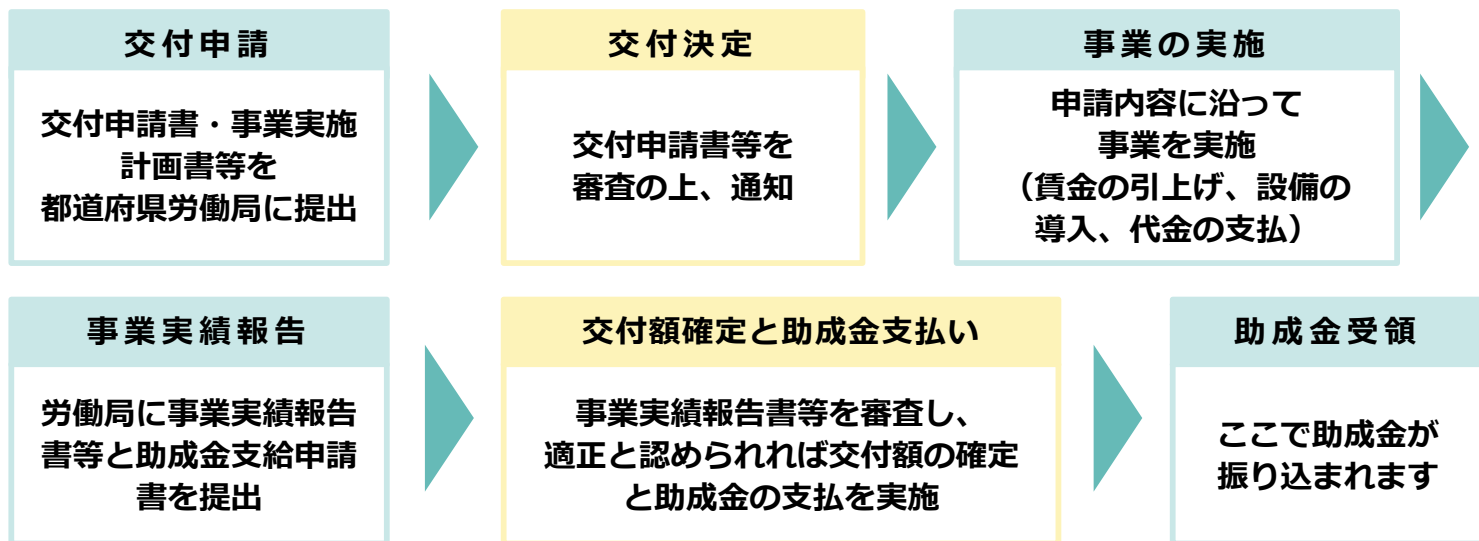
発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引上げ（1,045円→1,100円）を実施



※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,100円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業所の申請は年度内1回までです。**

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業所がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和7年度からの主な変更点

- ・ 助成対象経費の特例となっていた**自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外**となりました。
- ・ 引き上げる対象労働者は、**雇用保険被保険者が対象**となりました。
- ・ 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「**最近6か月間平均**」になりました。
- ・ その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

### 参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

**電話番号：0120-366-440**（受付時間 平日 9:00~17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の**都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**です

# 令和8年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

## ✓ 助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4



1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4

## ✓ 申請コースの再編について

申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

<R8>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
70円コース	70円以上	10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
90円コース	90円以上	8人以上
		10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人
90円コース	90円以上	6～7人
		8人以上
		10人以上※1
		1人
		2～3人

※1 10人以上の上限額区分は、  
特例事業者が対象

※1 10人以上の上限額区分は、  
特例事業者が対象

※2 引き上げる対象労働者は、  
雇用保険被保険者



# 申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

## <申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象!
例②	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象外

## 賃金引上げに当たっての注意点

- ・ **賃金引上げは、申請より後**に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**申請後から発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- ・ **令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。**

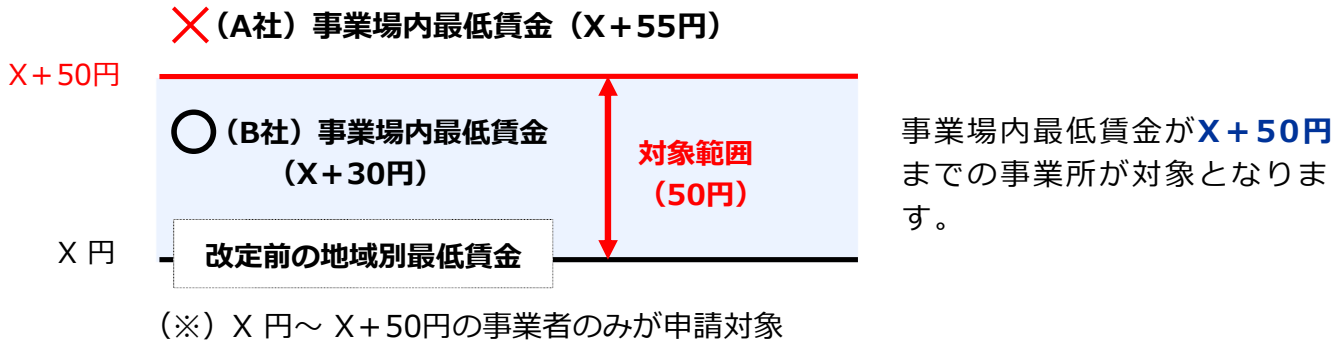


# 対象事業所の拡充について

対象事業所について、以下のとおり見直しを行いました。

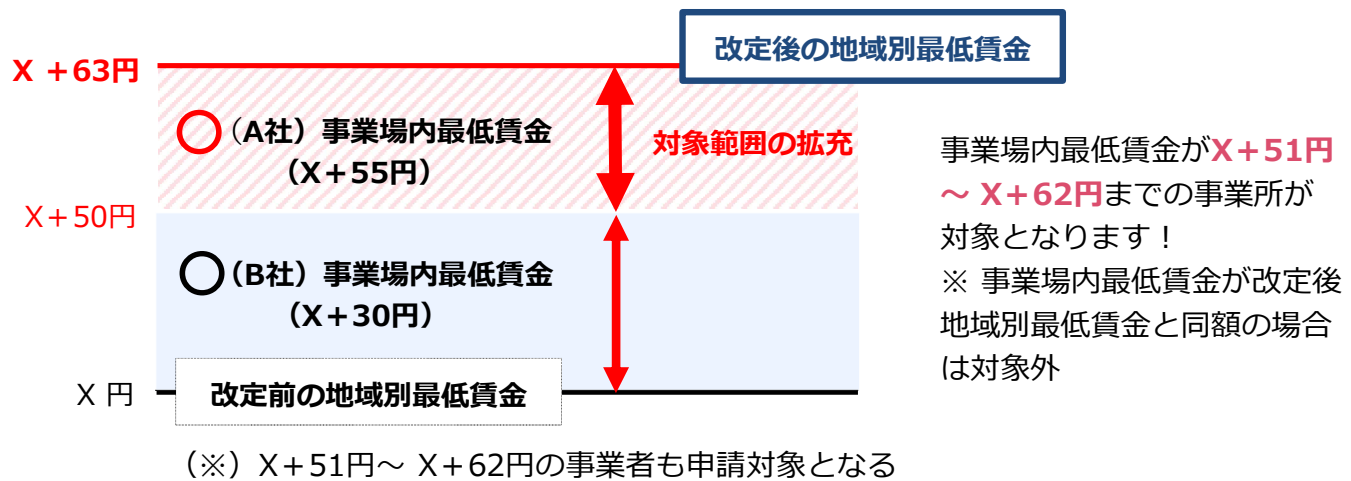
(※ 令和7年9月から引き続き実施するものです。)

## 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象



## 事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未済まで の事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前  $X$  円、改定後  $X + 63$  円（引上げ額63円）の場合>



## その他変更点

- 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

## お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

紀商工令8第34号  
令和8年6月11日

和歌山地方最低賃金審議会 会長様

紀州有田商工会議所  
会頭 秋竹 新 様

## 最低賃金に関する要望について

初夏の候、貴職ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素は商工会議所運営に格別のご協力を賜り誠に有難うございます。

さて、深刻な人手不足と物価高騰を背景に賃上げ圧力は高まっており、政府も最低賃金引き上げを重点施策に掲げています。多くの中小企業・小規模事業者も懸命に賃上げに取り組んでいますが、業績改善を伴わない「防衛的な賃上げ」の割合は依然として高く、既に「賃上げ疲れ」との声も聞かれ、中小企業・小規模事業者の自発的・持続的な賃上げに向けては、強力な支援が求められます。

こうした中、最低賃金は近年大幅な引き上げが続き、特に昨年は、地域間競争への過度な意識などから、地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会が示した目安額を上回る全国加重平均で66円の引き上げと過去最大となりました。法定3要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）のうち、生計費（物価）と賃金が上昇局面にある中で、ある程度最低賃金の引き上げは必要と考えられますが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については、十分注視が必要です。

最低賃金制度は、労働者の生活を保障するセーフティネットとして、赤字企業も含めて全ての企業に強制力をもって適用されるものであり、法の趣旨に則った審議決定が求められることは言うまでもありません。

こうした認識のもと、2026年度の和歌山地方最低賃金審議にあたり、次の内容を要望致します。



## 1. 法定3要素に基づく十分な議論の徹底を

2025年度の最低賃金は、人手不足や物価高騰に加え、隣県との競争過熱もあり、全国加重平均で過去最大の66円、6.3%の引き上げとなりました。和歌山県の最低賃金も2024年が51円、2025年が65円といずれの年も過去最大の引き上げが実施され、中小企業・小規模事業者にとっては支払い能力などの経営状況を踏まえると、極めて厳しい水準にあります。

物価と賃金の上昇が続く中、ある程度の引き上げは必要と考えますが、中小企業の経営実態と乖離した引き上げは、設備投資の抑制や雇用の喪失などを招き、地方の産業やインフラを支える中小企業・小規模事業者の事業継続を脅かし、地域経済に深刻な影響を与えかねません。

昨年の全国各地の地方最低賃金審議会において、近隣県との競争意識などから中央最低賃金審議会が示した目安額を大幅に上回る改定が相次いだ点も含め、和歌山地方最低賃金審議会委員の皆様には、改めて、地域の経済状況及び企業の経営実態を十分踏まえ、法定3要素（生計費、賃金、企業の支払い能力）に基づく十分な議論の徹底をお願い致します。

## 2. 改定後の最低賃金に対応するための十分な準備期間確保を

昨年は、中央から地方の審議会に対し、発効日についても十分な議論を行うよう要請があった結果、発効日は一番早い県で10月1日、最も遅い県は翌年3月31日と最大で6カ月の差が生じました。発効日が1月以降となった地域では、他の地域と比較して、給与規程の改正や賃上げ原資の確保などの準備期間が確保できたと評価する企業の声が寄せられています。

こうした状況を踏まえ、発効日については、企業の十分な準備期間の確保や、パート・アルバイト等の「年収の壁」を意識した就業調整の抑制などを行う観点から、少なくとも1月以降を基本としつつ、決定時期と地域の実情を十分に考慮し、適切な発効日の設定をお願い致します。